

平成１７年（２００５）旭市議会第１回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 平成１７年９月２７日（火）

付議事件	１
出席委員	１
欠席委員	２
委員外出席者	２
事務局職員出席者	２
開会	３
委員長の選任	４
副委員長の選任	５
決算審査分科会の設置	６
決算審査分科会委員の選任	６
議案の付託	７
散会	８



決算審査特別委員会 平成１７年１０月１２日（水）

付議事件	９
出席委員	１０
欠席委員	１１
委員外出席者	１１
説明のため出席した者	１１
事務局職員出席者	１１
開会	１２
各分科会長の報告、質疑	１３
議案の採決	２６
閉会	３１

◇

文教福祉常任委員会 平成17年10月13日(木)

付議事件	3 5
出席委員	3 5
欠席委員	3 5
委員外出席者	3 6
説明のため出席した者	3 6
事務局職員出席者	3 6
開会	3 7
議案の説明、質疑	3 8
議案の採決	1 1 0
所管事項の報告	1 1 1
請願の審査	1 1 1
請願の採決	1 2 6
閉会	1 2 7

◇

建設経済常任委員会 平成17年10月13日(木)

付議事件	1 3 1
出席委員	1 3 1
欠席委員	1 3 1
委員外出席者	1 3 1
説明のため出席した者	1 3 1
事務局職員出席者	1 3 2
開会	1 3 3
議案の説明、質疑	1 3 3
議案の採決	1 5 9
所管事項の報告	1 6 0

閉会	1 6 0
----	-------



公営企業常任委員会 平成17年10月14日（金）

付議事件	1 6 3
出席委員	1 6 3
欠席委員	1 6 3
委員外出席者	1 6 3
説明のため出席した者	1 6 3
事務局職員出席者	1 6 4
開会	1 6 5
議案の説明、質疑	1 6 5
議案の採決	1 9 4
所管事項の報告	1 9 5
意見書の審査	1 9 7
意見書の採決	1 9 8
閉会	1 9 9



総務常任委員会 平成17年10月14日（金）

付議事件	2 0 3
出席委員	2 0 3
欠席委員	2 0 3
委員外出席者	2 0 3
説明のため出席した者	2 0 3
事務局職員出席者	2 0 4
開会	2 0 5
議案の説明、質疑	2 0 6

議案の採決	2 2 4
所管事項の報告	2 2 5
閉会	2 2 5

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成17年9月27日（火曜日）

付議事件

委員長の選任

副委員長の選任

決算審査分科会の設置

決算審査分科会委員の選任

議案の付託

出席委員（56名）

委員長 金 杉 佐久治

委員 加 瀬 実

委員 伊 藤 鐵

委員 伊 藤 清 昌

委員 鈴 木 正 道

委員 蔵佐原 滋 之

委員 在 田 榮 治

委員 嶋 田 正 治

委員 向 後 和 夫

委員 成 毛 秀 夫

委員 石 毛 忠 雄

委員 大 興 博

委員 加 瀬 義 夫

委員 藤 田 昌 功

委員 小 倉 輝 行

委員 明 智 忠 直

委員 齊 藤 勝 昭

委員 日 下 昭 治

委員 伊知地 直

副委員長 菱 木 勘兵エ

委員 林 一 哉

委員 松 木 源太郎

委員 羽 田 清太郎

委員 木 内 茂

委員 高 橋 敬

委員 江波戸 邦 夫

委員 高 橋 利 彦

委員 島 田 壽 雄

委員 岩 崎 好 治

委員 向 後 保 夫

委員 木 内 兵 衛

委員 相 澤 多喜壽

委員 菅 谷 源兵衛

委員 林 一 雄

委員 林 俊 介

委員 平 野 浩

委員 大久保 源 一

委員 浪 川 光 平

委 員	佐 藤 芳 民
委 員	宮 内 真 二
委 員	内 田 芳 助
委 員	鶴 谷 富 士 男
委 員	石 毛 昭 夫
委 員	高 野 宇 一 郎
委 員	向 後 悦 世
委 員	越 川 芳 男
委 員	日 向 一 晴

委 員	柴 田 徹 也
委 員	佐 藤 章 吾
委 員	滑 川 公 英
委 員	長谷川 喜代司
委 員	高 木 寛
委 員	景 山 岩三郎
委 員	山 田 芳 邦
委 員	伊 藤 房 代
委 員	角 崎 浩 一

欠席委員（４名）

委 員	阿 部 一 成
委 員	佐 藤 文 雄

委 員	久須美 佐 内
委 員	林 七 巳

委員外出席者（２名）

議 長	林 正 一 郎
-----	---------

副 議 長	嶋 田 茂 樹
-------	---------

説明のため出席した者（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一
主 査	穴 澤 昭 和
主 任 主 事	飯 田 裕 紀 子
主 事	山 崎 香 里

事 務 局 次 長	堀 江 通 洋
主 任 主 事	石 毛 勝 子
主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開会 午後 4時35分

○議会事務局長（来栖昭一） 本会議でお疲れのところご苦労さまでございます。

それでは、決算審査特別委員会を開催するにあたり、委員長が選出されておりませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます伊藤清昌委員に座長を務めていただきたいと思います。

それでは、伊藤清昌委員、よろしくお願いいたします。

（座長 伊藤清昌 座長席に着席）

○座長（伊藤清昌） ただいまご指名をいただきました伊藤清昌でございます。

委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は56名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、委員会条例第9条の規定により委員長を互選いたします。

委員長の互選はどのようにしたらよろしいでしょうか。

（「投票」の声あり）

○座長（伊藤清昌） ただいま投票との声がございました。

おはかりいたします。委員長は投票とすることによろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○座長（伊藤清昌） それでは、ほかにご意見等ありましたら承りたいと思います。

松木委員。

○委員（松木源太郎） お一人の方から投票と言われれば、これは議会の慣例から言っても投票せざるを得ないので、それでもって進めるしか方法がないと思うんです。最初にその発言が出てしまいましたので、それでお進めいただきたいと思います。

○座長（伊藤清昌） それでは、委員長は投票とすることに決しました。

それでは、決算審査特別委員長の投票を行います。

（「今、投票ということでございますけれども、今の出席委員57名全部に権利があるわけです。そうしますと、例えばどなたか私がやってみたいとか、この人がいいとかという方があれば、その何人かに絞って

投票したらいいと思います。どうでしょうか」の声あり)

○座長(伊藤清昌) それでは、委員長の候補者がおりましたら手を挙げていただきましょうか。

(挙手する人あり)

○座長(伊藤清昌) 金杉委員。

○委員(金杉佐久治) この決算特別委員会の委員長というのは、1市3町が合併になりました新市が始まっての総決算でございます。私、未熟ではございますが、皆様方のご推薦をいただければ務めさせていただきたいと思います。(拍手)

○座長(伊藤清昌) それでは、ただいま金杉委員が立候補いたしました。これについて人事案件でございますので、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○座長(伊藤清昌) 賛成多数です。

それでは、委員長に金杉佐久治委員が決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。金杉委員長、委員長席までお進みをお願いしてごあいさつをお願いいたします。

不慣れな座長でありました。皆様方のご理解とご協力によりましてスムーズにきました。これで座長をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。(拍手)

(委員長 金杉佐久治 委員長席に着席)

○委員長(金杉佐久治) 一言御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいまは皆様方の温かいご支持をいただきまして、この責任ある委員長という職につきました。今さら未熟ではございますが、新市がこれから誕生いたしまして最後の締めくくりとして一生懸命務めさせていただきたいと思います。何とぞ皆様方の絶大なるご協力、ご支援をよろしくお願いいたしまして、整いませんけれども御礼のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

それでは、早速、委員会条例第9条の規定により副委員長を互選いたします。

委員長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(金杉佐久治) ご異議なしと認めます。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時46分

再開 午後 4時51分

○委員長（金杉佐久治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副委員長に菱木勘兵エ委員を指名いたします。（拍手）

副委員長、ごあいさつをお願いします。

登壇願います。

（副委員長 菱木勘兵エ 登壇）

○副委員長（菱木勘兵エ） 高いところから失礼いたします。

委員長の申し上げました重大なこの責務に対して、委員長を補佐し全身全霊で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○委員長（金杉佐久治） 本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第10号 平成16年度旭市一般会計決算の認定について、議案第11号 平成16年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第12号 平成16年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第13号 平成16年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第14号 平成16年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第15号 平成16年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第16号 平成16年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第17号 平成16年度海上町一般会計決算の認定について、議案第18号 平成16年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第19号 平成16年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、議案第20号 平成16年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、議案第21号 平成16年度海上町水道事業会計決算の認定について、議案第22号 平成16年度飯岡町一般会計決算の認定について、議案第23号 平成16年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第24号 平成16年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、議案第25号 平成16年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第26号 平成16年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、議案第27号 平成16年度飯岡町水道事業会計決算の認定について、議案第28号 平成16年度干潟町一般会計決算の認定について、議案第29号 平成16年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第30号 平成16年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、

議案第31号 平成16年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、議案第32号 平成16年度干潟町水道事業会計決算の認定について、議案第33号 平成16年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について、議案第34号 平成16年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について、議案第35号 平成16年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について、以上の26議案であります。

本委員会におきましては、皆様ご承知のとおり、7月1日の新市施行により消滅した旭市、海上町、飯岡町、干潟町及び東総塵芥処理組合、旭市外三町消防組合、飯岡町・海上町学校給食組合における平成16年度各会計の決算につきまして審査に当たることとなりますが、審査に当たりましては、執行部より提出されております決算資料等の量から察しましても、その事務量が相当な量になるうかと思われまます。

したがいまして、去る9月8日に開催されました全員協議会で全員異議なく決定をされておりますとおり、より合理的な審査を行う方法といたしまして、旧旭市決算審査分科会、旧海上町決算審査分科会、旧飯岡町決算審査分科会、旧干潟町決算審査分科会、旧東総塵芥処理組合決算審査分科会、旧旭市外三町消防組合決算審査分科会、旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会、以上7つの分科会を設置いたしまして決算審査をお願いすることにしたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金杉佐久治） ご異議なしと認めます。

よって、旧旭市決算審査分科会、旧海上町決算審査分科会、旧飯岡町決算審査分科会、旧干潟町決算審査分科会、旧東総塵芥処理組合決算審査分科会、旧旭市外三町消防組合決算審査分科会、旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会、以上7つの分科会を設置いたしまして決算審査をお願いすることと決しました。

各分科会委員の選任を行います。

各分科会の委員の選任は委員長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金杉佐久治） ご異議なしと認めます。

よって、委員長が指名することと決しました。

指名いたします。

旧旭市決算審査分科会委員に、加瀬実委員、林一哉委員、松木源太郎委員、鈴木正道委員、

木内茂委員、高橋敬委員、久須美佐内委員、成毛秀夫委員、加瀬義夫委員、相澤多喜壽委員、藤田昌功委員、林一雄委員、明智忠直委員、林俊介委員、佐藤章吾委員、滑川公英委員、鶴谷富士男委員、景山岩三郎委員、越川芳男委員、伊藤房代委員、日向一晴委員、以上の21名を指名いたします。

旧海上町決算審査分科会委員に、阿部一成委員、在田榮治委員、江波戸邦夫委員、島田壽雄委員、岩崎好治委員、石毛忠雄委員、向後保夫委員、木内兵衛委員、小倉輝行委員、平野浩委員、日下昭治委員、浪川光平委員、宮内真二委員、以上の13名を指名いたします。

旧飯岡町決算審査分科会委員に、伊藤清昌委員、羽田清太郎委員、嶋田正治委員、向後和夫委員、佐藤文雄委員、大久保源一委員、石毛昭夫委員、高野宇一郎委員、向後悦世委員、林七巳委員、以上の10名を指名いたします。

旧干潟町決算審査分科会委員に、伊藤鐵委員、蔵佐原滋之委員、高橋利彦委員、大興博委員、菅谷源兵衛委員、齊藤勝昭委員、伊知地直委員、佐藤芳民委員、柴田徹也委員、内田芳助委員、長谷川喜代司委員、高木寛委員、山田芳邦委員、角崎浩一委員、以上の14名を指名いたします。

旧東総塵芥処理組合決算審査分科会委員に、阿部一成委員、加瀬義夫委員、相澤多喜壽委員、佐藤芳民委員、宮内真二委員、向後悦世委員、日向一晴委員、角崎浩一委員、以上の8名を指名いたします。

旧旭市外三町消防組合決算審査分科会委員に、羽田清太郎委員、嶋田正治委員、久須美佐内委員、島田壽雄委員、石毛忠雄委員、木内兵衛委員、林俊介委員、日下昭治委員、大久保源一委員、伊知地直委員、宮内真二委員、内田芳助委員、滑川公英委員、鶴谷富士男委員、高野宇一郎委員、景山岩三郎委員、越川芳男委員、以上の17名を指名いたします。

旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会委員に、木内兵衛委員、小倉輝行委員、向後悦世委員、石毛昭夫委員、以上の4名を指名いたします。

おはかりいたします。分科会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金杉佐久治） ご異議なしと認めます。

よって、分科会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

これより各分科会に議案を付託します。

旧旭市決算審査分科会は、議案第10号から議案第16号までの7議案であります。

旧海上町決算審査分科会は、議案第17号から議案第21号までの5議案であります。

旧飯岡町決算審査分科会は、議案第22号から議案第27号までの6議案であります。

旧干潟町決算審査分科会は、議案第28号から議案第32号までの5議案であります。

旧東総塵芥処理組合決算審査分科会は、議案第33号の1議案であります。

旧旭市外三町消防組合決算審査分科会は、議案第34号の1議案であります。

旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会は、議案第35号の1議案であります。

付託されました議案は、10月11日火曜日午後5時までに審査を終了されるようお願いをいたします。

なお、各分科会の招集通知につきましては、後日、委員長名により通知いたしたいと思えます。

また、各分科会の正副分科会長の互選につきましては、それぞれの分科会において決算審査を行う前に互選をしていただきまして、事務局を通じて決算審査特別委員会委員長まで報告をお願いいたします。

これにて本日の開議を閉じます。

なお、本決算審査特別委員会は10月12日午前10時より旭市総合体育館サブアリーナにて開催いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時10分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 1 7 年 1 0 月 1 2 日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 0 号 平成 1 6 年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 1 1 号 平成 1 6 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 1 2 号 平成 1 6 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第 1 3 号 平成 1 6 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 1 4 号 平成 1 6 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 1 5 号 平成 1 6 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 1 6 号 平成 1 6 年度旭市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 1 7 号 平成 1 6 年度海上町一般会計決算の認定について
- 議案第 1 8 号 平成 1 6 年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 議案第 1 9 号 平成 1 6 年度海上町老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第 2 0 号 平成 1 6 年度海上町介護保険特別会計決算の認定について
- 議案第 2 1 号 平成 1 6 年度海上町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 2 2 号 平成 1 6 年度飯岡町一般会計決算の認定について
- 議案第 2 3 号 平成 1 6 年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 2 4 号 平成 1 6 年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第 2 5 号 平成 1 6 年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 2 6 号 平成 1 6 年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第 2 7 号 平成 1 6 年度飯岡町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 2 8 号 平成 1 6 年度干潟町一般会計決算の認定について
- 議案第 2 9 号 平成 1 6 年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 議案第 3 0 号 平成 1 6 年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第 3 1 号 平成 1 6 年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について
- 議案第 3 2 号 平成 1 6 年度干潟町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 3 3 号 平成 1 6 年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について
- 議案第 3 4 号 平成 1 6 年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について

議案第35号 平成16年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について

出席委員（58名）

委員長	金 杉 佐久治	副委員長	菱 木 勘兵エ
委員	加 瀬 実	委員	林 一 哉
委員	伊 藤 鐵	委員	松 木 源太郎
委員	阿 部 一 成	委員	伊 藤 清 昌
委員	羽 田 清太郎	委員	鈴 木 正 道
委員	木 内 茂	委員	蔵佐原 滋 之
委員	高 橋 敬	委員	在 田 榮 治
委員	江波戸 邦 夫	委員	嶋 田 正 治
委員	高 橋 利 彦	委員	久須美 佐 内
委員	島 田 壽 雄	委員	成 毛 秀 夫
委員	岩 崎 好 治	委員	石 毛 忠 雄
委員	向 後 保 夫	委員	大 槌 博
委員	木 内 兵 衛	委員	加 瀬 義 夫
委員	相 澤 多喜壽	委員	藤 田 昌 功
委員	菅 谷 源兵衛	委員	小 倉 輝 行
委員	林 一 雄	委員	明 智 忠 直
委員	林 俊 介	委員	齊 藤 勝 昭
委員	平 野 浩	委員	日 下 昭 治
委員	大久保 源 一	委員	伊知地 直
委員	浪 川 光 平	委員	佐 藤 芳 民
委員	柴 田 徹 也	委員	宮 内 真 二
委員	佐 藤 章 吾	委員	内 田 芳 助
委員	滑 川 公 英	委員	鶴 谷 富士男
委員	長谷川 喜代司	委員	石 毛 昭 夫
委員	高 木 寛	委員	高 野 宇一郎
委員	景 山 岩三郎	委員	向 後 悦 世
委員	山 田 芳 邦	委員	林 七 巳

委 員 越 川 芳 男
委 員 日 向 一 晴

委 員 伊 藤 房 代
委 員 角 崎 浩 一

欠席委員（２名）

委 員 向 後 和 夫

委 員 佐 藤 文 雄

委員外出席者（２名）

議 長 林 正一郎

副 議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者（５名）

助 役 重 田 雅 行
新市行政推進 加 瀬 博 夫
室 長
総務課主幹 林 清 明

総 務 課 長 増 田 雅 男
財 政 課 長 高 埜 英 俊

事務局職員出席者

事 務 局 長 来 栖 昭 一
主 査 穴 澤 昭 和
主 任 主 事 飯 田 裕 紀 子
主 事 山 崎 香 里

事 務 局 次 長 堀 江 通 洋
主 任 主 事 石 毛 勝 子
主 任 主 事 飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（金杉佐久治） おはようございます。

本日は、お忙しいところ、委員皆様方にはご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は58名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、林議長と嶋田副議長に出席をいただいております。代表して林議長にごあいさつをお願いします。

○議長（林 正一郎） おはようございます。

本日は決算審査特別委員会ということで、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ大変ご苦労さまでございます。

先月、9月27日に開催されました決算審査特別委員会において、旧市町、旧組合ごとに7つの分科会が設置されまして、10月4日から昨日11日までにわたり各分科会が開催されまして決算の審査がされてきたところでございます。

本日は、各分科会における議案の審査経過と結果について各分科会長よりご報告があるようでございます。合併前の各市町・各組合の最後の年度の決算審査でございますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のごあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（金杉佐久治） ありがとうございます。

続いて、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日、決算審査特別委員会ということで、今、議長の方からもお話がありましたけれども、旧市町の各会計に係る平成16年度の決算の認定議案、それから3つの組合に係る同じく平成16年度の会計の決算の認定議案ということで、旧旭市関係では7会計、それから旧海上町の5会計、それから旧飯岡町の6会計、旧干潟町の5会計、それにさらに東総塵芥処理組合関係、旭市外三町消防組合関係、それから飯岡町・海上町学校給食組合の一般会計決算の3議案ということでご審議いただくわけでございます。これも、今、議長の方からお話しありま

したけれども、委員の皆様方には、既に分科会で5日間にわたって慎重にご審議いただいておりますということでございます。きょうは取りまとめの会議になると思いますので、ひとつさらに慎重にご審議くださいますようお願い申し上げまして、誠に簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（金杉佐久治） ありがとうございます。

各分科会長の報告、質疑

○委員長（金杉佐久治） 各分科会に付託いたしました議案の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。配布漏れございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（金杉佐久治） 配布漏れないものと認めます。

これより、各分科会に付託いたしました議案審査の経過と結果について分科会長の報告を求めます。

初めに、旧旭市決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

明智忠直分科会長、前の方にお進み願ひまして報告をお願いします。

○旧旭市決算審査分科会長（明智忠直） おはようございます。

旧旭市決算審査分科会分科会長を任命されました明智でございます。早速、旧旭市決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る9月27日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第10号 平成16年度旭市一般会計決算の認定について、議案第11号 平成16年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第12号 平成16年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第13号 平成16年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第14号 平成16年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第15号 平成16年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第16号 平成16年度旭市水道事業会計決算の認定についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る10月4日、5日のそれぞれ午前10時より分科会を開催し、議案説明のため、平成16年度当時、旧旭市の執行部の出席を求め、旭市総合体育館サブアリーナにおいて本分科会を開

催いたしました。

議案審査に入る前に、議案第10号 平成16年度旭市一般会計決算の認定についての審査方法について協議をお願いいたしました。

その結果、初めに財政課より総括的に決算の説明をお願いしまして、その後、歳入については一括で、歳出については款ごとに区分をいたしまして、順次、質疑を行うことに決定いたしました。

その後、それぞれの担当者から議案内容の説明を受けた後、質疑を尽くし慎重に審査をいたしました。

議案第10号の主な質疑について申し上げます。

初めに、歳入について、当年度の市税全体の徴収率は、現年課税分が固定資産税そのほかも含めて95.4ポイントから95.0ポイントということで0.4ポイント下がっている。その中で市民税が97.2ポイントから96.8ポイント、固定資産税については93.2ポイントから92.5ポイントといずれも1ポイント前後下がっているが、過去3年間の傾向を見てどのような対策をこれからしたらよいかという質問がありました。

また、市税を払っていただく機会を増やすということで休日収納、夜間収納を行っているが、その成果はどうであったのか。納税の機会が増えるという立場から、コンビニで支払いができるなど来年度の対策はあるのかとの質疑がありました。

市税収入については、平成15年まで徴収率は毎年下がっていた。滞納整理に努力をし、やや徴収率を持ち直し、ほとんどの税目において徴収率が若干上がっているが、法人市民税だけが現年分も下がっている。まだ景気回復が本格的になされていないと思われる。そうした中で、徴収補助員制度の活用により滞納者の実態について詳しく調査を行うことができるようになった結果、5年時効による不納欠損額は減っており、執行停止、即時消滅といった適正な滞納整理を行った結果として生ずる短期の消滅が増えて、平成16年は非常に多くの分納誓約をとることができた。

また、納税相談に応じようとしてくれない方に対しては、必要に応じて差し押さえを行い、看過していく考えであるとの答弁がありました。

来年度以降の滞納対策として、毎月1回の夜間徴収を行い、定期的に休日徴収窓口を設ける予定である。

また、機会を増やす試みとしてのコンビニ収納であるが、経費の問題があるので、収納見込みのある方が相当数に上れば経費をかけることも考えられるが、地方都市ではまだ取り組

んでいるところは少なく、これから勉強したいとの答弁がありました。

続いて、地方交付税について、合併以前の地方交付税を保障すると言っているが、どの時点のどういう金額を保障するというのかとの質疑では、合併した場合の地方交付税について、人口10万の団体を標準団体として算定している。それよりも規模が小さい団体については段階補正ということで有利に率を掛け、大きい団体については逆に不利になるようにしてあり、段階補正の段階で結構な差がある。4万の市と1万の町が4つ一緒になって7万になると、これが交付税の上では影響が出てくることが想像される。

また、合併すると合併算定替えという手続があり、旧市町の段階の状態で交付税を算定して、それを一括して見てくれるもので、合併して計算したものと比較して有利な方を選べるものである。当然、本市の場合は合併算定替えで別々に計算してもらった方が有利となることから、そういう方法をとるが、制度改正等で交付税が減ることもある。

続いて、財産収入の土地売り払い収入についての質疑がありました。面積、単価、そして市道の確保等の措置についても質疑応答がなされました。

次に、歳出についてであります。

コミュニティバスの試行調査事業で無料の方はどのくらいいたのかとの質疑では、利用者総数が1万8,973人、そのうち収入で見たものが1万7,153人ということで、1,220人ほど無料の方がいるとの答弁がありました。

続いて、1市3町広域情報ネットワーク整備事業に関するホームページ上で映像配信を行うためのライブカメラは必要なのかとの質疑では、国の情報通信格差是正事業ということで1億4,500万円ほどの補助をいただいております、市民向けに映像での資料の提供を行うことが補助を受けるための一つの条件とされている。

また、旭市健康福祉センター、海上支所、飯岡展望館、干潟支所の4か所にカメラを設置しているが、今までのアクセス件数は、運用を開始した3月15日から8月31日までに合計4万2,377件ということでご利用いただいているとの答弁がありました。

次に、市の事業として高齢者筋力向上トレーニング事業が福祉協会で行われているが、今後、介護保険に該当するような形のものになっていくのかとの質疑では、筋力トレーニング事業の制度改正後のあり方としては、要支援、要保護になるおそれのある方については地域支援事業に移行していくことがいいのではないかと答弁がありました。

続いて、ふるさと農道整備事業について、平均すると1メートルで1万2,000円ほどかかっているようであるが、この事業には道路規格があるのか、それともできるだけ安くという

ことで造ったのかとの質疑では、県から示されている基準等により設計を行うが、結果として入札により単価が変動する場合があるとの答弁でありました。

また、商工会館の利用、会員以外の利用者に対する利用料の問題、利用状況等についても質疑応答がありました。

続いて、中心市街地活性化対策事業でまちかどギャラリー銀座は一つの使い方としてよいのではないかと思うが、もう少しここを中心にした中心市街地活性化に使えるような発想が必要ではないかとの質疑では、平成16年度は32団体の利用があり、延べ開設日数が230日、来館者は延べ8,994人という状況であった。これからも商店街の方々と話し合いながら商工会と連携して支援してまいりたいとの答弁がありました。

続いて、道路新設改良事業について、道路改良を行う場合、道路幅が4.5メートルが基準としてあるが、今行っている工事そのものとの整合性についての問題で何点か質問がありました。条件や環境の面から考えて、その基準に限りではないということでありました。

続いて、中央病院アクセス道整備事業について、平成16年度の調査委託とは具体的にどんなことを行ったかとの質疑では、平成16年度はルート選定が大きな目的であり、文化財や地下埋蔵物等の様々な調査とともに、警察から中央病院までを1本のルートで考えたが、到底決めることはできず、そこで6本のルートを挙げて1冊にまとめたのがこの委託であります。現在は6本から3本に絞って進めているとの答弁でありました。

次に、防災対策事業の防災行政無線について、当初の趣旨は海岸の津波対策ということを中心に入れて個別受信機を設置した。今の防災行政無線では、人が話して通知をするということで、これに少し手を加えて一定のパターンの放送ができるようにできないのかとの質疑では、前回の地震の時、発生してから1時間後に防災無線を流した経緯があり、業者に調査してもらったが、現在使用している防災無線では自動的にテロップ等を組み入れることはできなく、別のシステムを設置しなければならない。今回、防災行政無線の見直しをしているが、費用等の関係から現状のままで移行して、あとは住民に迷惑をかけないような形で消防と協議しながら対応していく考えであるとの答弁がありました。

そのほか電子計算事務費、行政情報ネットワーク運用事業、1市3町電算システム統合事業、戸籍電算化事業等についての質疑があり、それぞれ担当者から詳しく説明を受けました。

次に、10月5日に議案第11号から議案第16号まで審査をいたしました。

議案第11号 平成16年度旭市国民健康保険事業特別会計の決算では、平成19年まで75歳未満の方を老人保健ではなく順次国保に入れているが、毎年度の国保会計にどのような影響をも

たらずのか。また、収納率そのものは2%上がってはいるが、この傾向と資格証明書の発行件数との関係についてはどうなるのかという質疑では、平成14年10月から制度改正があり、70歳になった方が老人保健に移行せず国保会計にとどまるということで、国保被保険者の平均年齢が上がり、医者にかかる割合が高くなる。当然、医療費も増えることから圧迫する傾向にあると考える。

また、資格証明書発行件数ですが、平成16年3月末で328世帯、短期被保険者証の交付は610世帯であり、内訳は1か月証が370枚、3か月証が143枚、6か月証が97枚であるとの答弁がありました。

続いて、議案第13号 平成16年度旭市下水道事業特別会計の決算では、現在、三億五・六千万円を毎年下水道に繰り出しているが、将来的に今の計画許可区域が完了した場合、次の計画には旧旭市にとらわれず、新旭市として人口密集地域を下水道区域に考えなければいけないのかとの質疑では、旧3町については、汚水適正処理構想での計画として平成29年度までに着手するところが1町、ほかの2町については着手する見込みについては触れていない。新市の公共下水道事業計画については、旭市総合計画の策定、新旭市の都市計画見直し等の動向を踏まえ、整合を図りながら新市下水道の全体計画を再度見直す予定であるとの答弁がありました。

そのほか担当者より議案内容について詳しく説明を受け、質疑を尽くし審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の5議案については全員異議なく、議案第10号、議案第12号の2議案については賛成多数でそれぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月12日。

旧旭市決算審査分科会分科会長、明智忠直。

○委員長（金杉佐久治） 旧旭市決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧海上町決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

在田榮治分科会長、前にお進み願いまして報告をお願いします。

○旧海上町決算審査分科会長（在田榮治） 皆さん、おはようございます。

旧海上町決算審査分科会長在田でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、旧海上町決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る9月27日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第17号

平成16年度海上町一般会計決算の認定について、議案第18号 平成16年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第19号 平成16年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、議案第20号 平成16年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、議案第21号 平成16年度海上町水道事業会計決算の認定についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

10月4日午前10時より議案説明のため、平成16年度当時、旧海上町の執行部の出席を求め、旧海上町役場において本分科会を開催いたしました。

それぞれの担当者から議案内容の説明を受けた後、質疑を尽くし慎重に審査いたしました。議案第17号の主な質疑について申し上げます。

中央病院組合負担金として1億9,144万1,000円が計上されているが、地方交付税の中にはこの金額のものが入っているのか。また、1市3町の負担割合についても大幅に違うので報告願いたいとの質疑では、従来より中央病院組合負担金については、すべて交付税算入分を支出している。また、負担割合については、旭市が60%、残りの40%を3町の国勢調査の人口割で負担している。海上町の負担割合は14から15%であるとの答弁がありました。

そのほか災害復旧費、環境対策費等についての質疑があり、担当者から詳しく説明を受けました。

続いて、議案第18号から議案第21号まで審査いたしました。

特に、議案第21号 平成16年度海上町水道事業会計決算では、老朽管更新工事の更新布設附帯工事2,089万5,000円について、いわゆるアスベスト問題で旧海上町の中で、この種のアスベスト管がどれだけ埋設されて残っているのか。この工事に当たって、アスベスト被害が出ないような工法をどんな形でとっているのか。また、土の中に埋まっているというのは問題になるかと思うが、厚生労働省が管轄している中で、国の指導等、どういう処理の方法が決められているのかとの質問では、今回の工事において石綿管、つまりアスベスト管はすべて使用しておりませんが、地中には古い管がそのまま埋まっているところもあり、掘り起こして撤去すればいいが、実際に掘り起こすとなるとかなり困難を要する。また、国・県の撤去、処分についての指導は今のところないが、石綿管等による人体への影響、被害が出たという情報は聞いていないとの答弁がありました。

そのほか担当者より議案内容について詳しく説明を受け、質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号の5議案については賛成多数でそれぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月12日。

旧海上町決算審査分科会分科会長、在田榮治。

○委員長（金杉佐久治） 旧海上町決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧飯岡町決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

伊藤清昌分科会長、前の方にお進み願ひまして報告をお願いします。

○旧飯岡町決算審査分科会長（伊藤清昌） おはようございます。

旧飯岡町決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。分科会長、伊藤清昌。

去る9月27日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第22号 平成16年度飯岡町一般会計決算の認定について、議案第23号 平成16年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第24号 平成16年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、議案第25号 平成16年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第26号 平成16年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、議案第27号 平成16年度飯岡町水道事業会計決算の認定についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

10月6日の午前10時より議案説明のため、平成16年度当時、旧飯岡町の執行部の出席を求め、飯岡支所の2階会議室におきまして本分科会を開催いたしました。

それぞれの担当者から議案内容の説明を受けた後、質疑を尽くし、慎重に審査をいたしました。

議案第22号の主な質疑について申し上げます。

平成16年度の町税収納率について前年度比0.06%増の81.41%であったが、滞納解消など、どのような徴収体制で行ったのかとの質疑では、年度末に各課の応援徴収をはじめ、振替納税の加入の促進、県税事務所との合同催告、納税相談、財政調査などを行ったとの答弁がありました。

続いて、循環バスについて、高齢者の足を確保し、公共交通の充実を図る上で、年間乗車総数3万5,685人、1日平均100人と非常に大きな成果を上げているが、その利用者の詳細と回数券、定期券の発行件数はどのくらいあるのか。また、循環バスのルートについて一部では利用が少ないと聞いているが、利用状況と問題点は何かとの質疑では、個別に集計はとっていないが、平成16年度開始時の無料乗車対象者ですと、未就学児524人、70歳以上が2,004人であり、年間の乗車人員割合は50%弱が高齢者、未就学児である。また、発行件数につい

ては回数券が99名、定期券が18名であった。また、ルート別の利用については、飯岡地区ルートは1日8便で年間2万8,559人、1便当たり9.9人利用しており、子どもの通学利用が多くある。また、三川地区ルートは1日6便で1便当たり3.3人となり、朝夕の飯岡駅への通学の足として定着している。問題点について取りまとめてはいないが、中央病院へのルートはないかという意見は聞いているとの答弁がありました。

続いて、観光振興の面で大きな意味を占めているYOU遊フェスティバルの参加人数はどのくらいあったのかとの質疑では、海浜花火大会、宝探し等、各種事業を行い、参加者数は10万100人であったとの答弁がありました。

そのほか、各種農水産業費県補助金の事業内容や財産収入等についての質疑があり、担当者から詳しく説明を受けました。

続いて、議案第23号から議案第27号まで審査をいたしました。

特に、議案第23号 平成16年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算では、国保税の収納率が72.93%に落ちている。このまま行くと70%となり、3割の方が納めないことになり、納めている人たちは不公平感にとらわれ、ますます納めない方向になってしまい、介護保険にまで影響が出てくる可能性がある。町税の収納率が上がっているのに、なぜ違いが出てくるのか。また、5年間も納税できない人に対して相談だけではなく訪問して納めてもらえるよう対策をしたのかとの質疑では、町民税の内容は、サラリーマン世帯をはじめ全体的に収入が安定している方が広範囲に及んでいる。しかし、国保税加入世帯については、季節等によって収入が安定していない職業の方が多く、所得面で農水産業においては災害等で収入が落ち込み、その差が出ていると推察している。また、徴収率を把握し、無理のない計画を立てて納付に努力させるとの答弁がありました。

そのほか、担当者より議案内容について詳しく説明を受け、質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第22号、議案第26号、議案第27号の3議案については全員異議なく、議案第23号、議案第24号、議案第25号の3議案につきましては賛成多数でそれぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月12日。

旧飯岡町決算審査分科会分科会長、伊藤清昌。

○委員長（金杉佐久治） 旧飯岡町決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧干潟町決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

伊藤鐵分科会長、前の方にお進み願ひまして報告をお願いします。

○旧干潟町決算審査分科会長（伊藤 鐵） 分科会長としては、ちょっと荷が重過ぎる嫌いがございましたが、事務局が立派な報告書をつくっていただきましたので、読み上げまして報告にかえさせていただきたいと思います。しばらくの間、ご静聴いただきたいと思います。

旧干潟町決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る9月27日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第28号 平成16年度干潟町一般会計決算の認定について、議案第29号 平成16年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第30号 平成16年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、議案第31号 平成16年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、議案第32号 平成16年度干潟町水道事業会計決算の認定についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

10月6日の午前10時より、議案説明のため、平成16年度当時、旧干潟町の執行部の出席を求め、干潟支所3階会議室において本分科会を開催いたしました。

それぞれの担当者から議案内容の説明を受けました後、質疑を尽くし慎重に審査いたしました。

議案第28号の主な質疑について申し上げます。

千葉交通路線バス負担金について、具体的にどのような負担金であったのかとの質疑では、路線バスが赤字になった場合の負担金である。負担割合については、赤字になった場合の半分を千葉交通が負担し、残りの半分为1市3町で負担するもので、干潟町の負担分としては18.8%であるとの答弁でありました。

続いて、構蓄連携基盤整備実験事業について、堆肥購入は何件くらいの事業者から買入れたのか。また、畜産環境衛生指導事業の内容とはとの質疑では、堆肥を提供、供給した農家数は全体で5戸、内訳として養豚農家が1戸、肉牛農家が4戸である。

また、畜産環境衛生指導事業では、町内39畜産農家に対して3万円を限度に脱臭剤等の購入の補助を行い、それと併せて平成17年度から開始する資源リサイクル畜産環境整備事業等の計画策定に伴う先進地の視察、会議等の経費であるとの答弁がありました。

続いて、高齢者のインフルエンザ予防接種助成金について、何人くらいの方が利用されたのか、また自己負担額はどのくらいあったのかとの質疑では、65歳以上の方に対して、助成金額は1人当たり1,000円の助成をしており、決算額が111万3,000円ですので、1,113人の方が利用している。また、自己負担金については2,000円や3,000円のところもあり、医者によ

って若干自己負担額の相違があるとの答弁がありました。

続いて、老人福祉施設措置委託料について、自己負担15万円とあるが、この事業の委託料は現在入所してこの負担金だと思うが、今後も引き続きこの施設に入っている限り、この負担額であるのかとの質疑では、在宅で介護ができない低所得者に対しての措置であり、国の施策であるので今後も続くものと思われるとの答弁がありました。

続いて、結核予防事業について、受診率が50.5%であるが、これを適正な数値と考えるのか、もっと予防を推進するための手だてはあるのかとの質疑では、18歳以上を対象として全対象者に通知を出しているが、例年50%を推移している。会社で受診している方は除いているので、率的にはもっと上がるとの答弁がありました。

続いて、老人保健事業について、早期発見には受診率を高めないと早期発見もできないので、もっと住民に対して啓蒙する必要があるのではないかと。受診率が低いことについてどう考えているのかとの質疑では、受診対象者は5,000人ということで、個人的通知や防災無線を通して啓蒙しているが、強制するわけにはいかないのと、本人の受けたいという意思で行っている。いろいろな面で啓蒙して受診率を上げていきたいとの答弁がありました。

そのほか、教材備品及び学校用備品費の内容や道路維持事業と国土調査事業の関連等についての質疑があり、担当者から詳しく説明を受けました。

次に、議案第29号から議案第32号まで審査いたしました。特に質疑等はなく、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号については賛成多数、議案第32号については全員異議なく、それぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月12日。

旧干潟町決算審査分科会分科会長、伊藤鐵。

○委員長（金杉佐久治） 旧干潟町決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時 0分

○委員長（金杉佐久治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、旧東総塵芥処理組合決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

加瀬義夫分科会長、前の方にお進み願ひまして報告をお願いします。

○旧東総塵芥処理組合決算審査分科会長（加瀬義夫） 旧東総塵芥処理組合決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る9月27日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第33号平成16年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

10月11日午前10時より、議案説明のため、旧東総塵芥処理組合事務局長、事務局次長並びに環境課長ほか関係職員の出席を求め、旭市役所3階議会委員会室において本分科会を開催いたしました。

担当者から議案内容の説明を受けた後、慎重に審査いたしました。

質疑について申し上げます。

旧干潟町松沢、旧海上町岩井の最終処分場について、現在どういう汚水処理をして放流しているか、排出基準に適合しているのか、また遮水シートが破損した場合、どのような形で検出するのかとの質疑では、旧干潟町松沢においては、現在、水質が安定していないので継続して水処理を行う予定である。排出基準については、新しい基準に基づいて水質、ガスの分析、ダイオキシンの測定など48項目について放流水の水質検査を行うことになる。また、破損漏れについては感知する装置がないので、地下水の測定あるいは放流水で判断する以外になく、当然、漏れ等が発見された場合には対応することになる。

次に、旧海上町岩井においては、法改正前の処分場で基準はないが、公共で埋め立てた処分場なので、今年度中に水質検査を再度実施する考えであるとの答弁がありました。

そのほか、委員からは特に質疑なく、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第33号については賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月12日。

旧東総塵芥処理組合決算審査分科会分科会長、加瀬義夫。

○委員長（金杉佐久治） 旧東総塵芥処理組合決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧旭市外三町消防組合決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

羽田清太郎分科会長、前の方にお進み願ひまして報告をお願いします。

○旧旭市外三町消防組合決算審査分科会長（羽田清太郎） おはようございます。

旧旭市外三町消防組合決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る9月27日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第34号平成16年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

10月11日午後3時より、議案説明のため、消防長ほか関係課長等の出席を求め、旭市役所3階議会委員会室において本分科会を開催いたしました。

それぞれの担当者から議案内容の説明を受けた後、質疑を尽くし慎重に審査をいたしました。

議案第34号の主な質疑について申し上げます。

消防費について多くの不用額が出ているが、職員の減数によるものなのか、また、職員の採用計画について、監査報告書によると計画については実績を十分考慮しながら、実情によっては計画の見直しを図り、消防体制に支障を及ぼすことのないようにとあるが、今までどおりの方針で行うのか、それとも見直しをするのかとの質疑では、消防費の不用額については年度途中で2名の職員が退職をしたものであり、また、事務経費等の節約に十分努め、効率的な予算運用を図ったものである。また、職員の採用計画については、必要最低人員を129名とし、今後の計画として、団塊の世代が多く退職する時期に併せて新規人員を一挙に採用すると、どうしても消防力の人的勢力の低下を招くおそれがあるので、それを補うために若干の前倒し採用をして、定数135を超えない範囲で計画をする予定であるとの答弁でありました。

続いて、消防職員の消防吏員について、総務課に配属される吏員は、他の一般職、事務職からでも構わないのか。また、配慮した場合には、採用を減らすことは可能かとの質疑では、総務課の消防団班5名については事務吏員ですので、市役所職員でも構わない、よって採用を減らすことは可能であるとの答弁がありました。

そのほか、担当者より議案内容について詳しく説明を受け、質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙の報告書のとおり、議案第34号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月12日。

旧旭市外三町消防組合決算審査分科会分科会長、羽田清太郎。

○委員長（金杉佐久治） 旧旭市外三町消防組合決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

続いて、旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会分科会長の報告を求めます。

小倉輝行分科会長、前の方にお進み願ひまして報告をお願いします。

○旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会長（小倉輝行） 皆さん、おはようございます。

旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会分科会長、小倉輝行。

旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会分科会長の報告を申し上げます。

去る9月27日の決算審査特別委員会におきまして、本分科会に付託されました議案第35号平成16年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

10月11日午後1時より、議案説明のため、旧飯岡町・海上町学校給食組合所長並びに学校教育課長ほか関係職員の出席を求め、旭市役所3階議会委員会室において本分科会を開催いたしました。

議案第35号の質疑について申し上げます。

平成16年度における滞納金はどのくらいの額がありますか、滞納金の時効年数は何年かとの質疑に、平成16年度における滞納金は102万700円、平成15年度までの滞納金は207万924円を合わせると、合計309万6,624円である。また、滞納金の時効年数は2年であるとの答弁がありました。

そのほか委員からの特に質疑はなく、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第35号については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年10月12日。

旧飯岡町・海上町学校給食組合決算分科会分科会長、小倉輝行。

以上です。

○委員長（金杉佐久治） 旧飯岡町・海上町学校給食組合決算審査分科会分科会長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各分科会分科会長の報告は終わりました。

ただいまの各分科会長の報告に対し、質疑に入ります。

加瀬義夫委員。

○委員（加瀬義夫） ただいまの報告について質疑申し上げます。

旧干潟町決算審査分科会の報告でございますけれども、委員長は分科会長の報告を求めた

のに対し、分科会長が事務局のつくった文書を読むというような言葉で私は聞きました。ただいまの分科会長の報告は、事務局の報告書の朗読なのか、分科会長の報告なのかを確認したいと思います。

○委員長（金杉佐久治） 旧干潟町分科会長、伊藤会長、よろしくお願いします。

○旧干潟町決算審査分科会分科会長（伊藤 鐵） 委員長報告であります。ただ、私は書物に親しみがありませんので、表現が拙劣でありますので、誤りがあってはいけないと思ひまして事務局に記述していただいたわけであります。委員長の報告であります。

以上。

○委員長（金杉佐久治） 加瀬委員よろしいですか。

○委員（加瀬義夫） はい。

○委員長（金杉佐久治） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（金杉佐久治） 質疑なしと認めます。

議案の採決

○委員長（金杉佐久治） これより討論を省略して、各議案の採決をいたします。

議案第10号 平成16年度旭市一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

続いて、議案第11号 平成16年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第11号は認定することに決しました。

続いて、議案第12号 平成16年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第12号は認定することに決しました。

続いて、議案第13号 平成16年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第13号は認定することに決しました。

続いて、議案第14号 平成16年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第14号は認定することに決しました。

続いて、議案第15号 平成16年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第15号は認定することに決しました。

続いて、議案第16号 平成16年度旭市水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第16号は認定することに決しました。

続いて、議案第17号 平成16年度海上町一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第17号は認定することに決しました。

続いて、議案第18号 平成16年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第18号は認定することに決しました。

続いて、議案第19号 平成16年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第19号は認定することに決しました。

続いて、議案第20号 平成16年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第20号は認定することに決しました。

続いて、議案第21号 平成16年度海上町水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第21号は認定することに決しました。

続いて、議案第22号 平成16年度飯岡町一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第22号は認定することに決しました。

続いて、議案第23号 平成16年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第23号は認定することに決しました。

続いて、議案第24号 平成16年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第24号は認定することに決しました。

続いて、議案第25号 平成16年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第25号は認定することに決しました。

続いて、議案第26号 平成16年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第26号は認定することに決しました。

続いて、議案第27号 平成16年度飯岡町水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第27号は認定することに決しました。

続いて、議案第28号 平成16年度干潟町一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第28号は認定することに決しました。

続いて、議案第29号 平成16年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第29号は認定することに決しました。

続いて、議案第30号 平成16年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第30号は認定することに決しました。

続いて、議案第31号 平成16年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第31号は認定することに決しました。

続いて、議案第32号 平成16年度干潟町水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第32号は認定することに決しました。

続いて、議案第33号 平成16年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 賛成多数。

よって、議案第33号は認定することに決しました。

続いて、議案第34号 平成16年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第34号は認定することに決しました。

続いて、議案第35号 平成16年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（金杉佐久治） 全員賛成。

よって、議案第35号は認定することに決しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(金杉佐久治) ご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○委員長(金杉佐久治) 以上で、本委員会に付託されました各議案の審査は終了いたしました。

これにて決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 金 杉 佐久治

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 1 7 年 1 0 月 1 3 日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 1 7 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
議案第 2 号 平成 1 7 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
議案第 3 号 平成 1 7 年度旭市老人保健特別会計予算の議決について
議案第 4 号 平成 1 7 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
議案第 3 8 号 工事請負契約の締結について

《付託請願》

- 請願第 1 号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、
産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請
願

《付託陳情》

- 陳情第 1 号 （株）環境シンフォニックによる極めて危険な「熔融炉」を備えた廃棄
物処理施設の建設に反対する陳情について

出席委員（16名）

委員長	木 内 欽 市	副委員長	佐 藤 芳 民
委員	松 木 源太郎	委員	蔵佐原 滋 之
委員	江波戸 邦 夫	委員	林 一 雄
委員	明 智 忠 直	委員	浪 川 光 平
委員	柴 田 徹 也	委員	安 藤 政 平
委員	滑 川 公 英	委員	石 毛 昭 夫
委員	景 山 岩三郎	委員	向 後 悦 世
委員	林 七 巳	委員	角 崎 浩 一

欠席委員（2名）

委員	相 澤 多喜壽	委員	宮 内 真 二
----	---------	----	---------

委員外出席者（３名）

副議長 嶋田茂樹

議員 神子功

議員 小倉輝行

紹介議員（１名）

議員 阿部一成

参考人（１名）

高田 豊

説明のため出席した者（５５名）

教 育 長 米 本 弥栄子

税 務 課 長 江ヶ崎 純 敏

環 境 課 長 堀 川 茂 博

保険年金課長 増 田 富 雄

健康管理課長 浪 川 敏 夫

社会福祉課長 林 久 男

高 齢 者
福 祉 課 長 横 山 秀 喜

庶 務 課 長 在 田 豊

学校教育課長 多 田 清 司

生涯学習課長 神 原 房 雄

その他担当
職 員 ４５名

事務局職員出席者

事 務 局 長 来 栖 昭 一

主 任 主 事 石 毛 勝 子

主 任 主 事 飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） 大変ご苦労さまでございます。

なお、相澤委員、宮内委員より欠席の届けがございました。

ただいまの出席委員は16名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、林議長は建設常任委員会のためここにまいっておりませんが、嶋田副議長に出席をお願いしております。ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の審査会ということで、委員の皆様方には非常にお忙しい中をご出席いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

本日は、付託されました議案第1号から議案第4号及び議案第38号の5議案と請願の1件について審査をしていただくことになりますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。あいさついたします。ご苦労さまです。

○委員長（木内欽市） どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、執行部を代表いたしまして米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

本日は、ご多忙の中をご出席いただきましてありがとうございます。

決算認定につきましては、合併によって決算審査特別委員会に、旧市町ごとに分科会を設けての審査となりまして、決算議案も26議案と多くなっております。17年度予算の議案についても、7月からの合併後の予算ということから、合併関連で新たに増額された部分が出てくるなど特殊な内容となっております。また、海上中学校の改築工事につきましても、本契約の締結に向けた契約議決案件を追加で上程させていただいております。

議案につきましては、それぞれ補足説明をさせていただいてございますが、不明な部分につきましては、本委員会で説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

なお、本委員会を傍聴したい旨の申し出が神子功議員よりありましたので、これを許可い

たしましたので、ご了解をお願いいたします。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月27日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についての4議案と、去る9月30日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第38号 工事請負契約の締結についての1議案、合わせて5議案であります。

初めに、議案第1号について、各担当課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 補足は特にございません。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 第1号議案に関連いたしまして、決算議会で松木議員より、支援費の関係でご質問があった件ですが、ご説明をこの場でさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） はい。

○社会福祉課長（林 久男） それでは、説明させていただきます。

決算委員会での障害者の支援事業に係る現在の利用負担額と、今、国会で審議中の障害者自立法案での利用負担額についてご説明させていただきます。在宅支援と施設訓練支援事業で説明をさせていただきます。

在宅支援の利用負担は、現在本人及び扶養義務者の課税状況により、Aの生活保護のゼロからDの14までの全額負担の16階層に分かれております。ホームヘルプ支援事業では、身障、知的児童合わせまして41人の利用があり、28人が生活保護や市県民税非課税世帯で負担金はゼロであります。残り13人の平均月額負担額は5,530円ありますが、この中の1人はD階

層の10で月額3万600円の負担者もごさいます。

次に、施設訓練支援事業に係る利用者負担額は、前年の収入に応じてゼロから月額9万6,000円までの40階層でございまして。身障・知的施設入所者の55人のうち21人が負担額ゼロ、残り34人の平均負担額は月額4万8,700円であります。この34人中19人が30階層の100万1円から104万円の収入で月額5万1,800円の負担であります。最高の40階層の月額9万6,000円の方が1名おります。

それから、国会で審議中の障害者自立支援法における利用者負担ですが、利用料は受けるサービスの対価10%の負担となっております。また、月額上限といたしまして4段階、生活保護ゼロ、低所得1、これは市県民税非課税世帯で障害者の年収80万円以下、障害基礎年金の2級相当額が該当すると思っております。これが月額上限1万5,000円。低所得者2、これは市県民税非課税世帯のうち障害基礎年金1級相当額に該当すると思っております。月額上限2万4,600円。それ以外の方、一般ということになっておりますが、市県民税課税世帯以上で月額4万200円となっております。

ホームヘルプの支援事業の在宅ということで、ホームヘルプの支援事業のサービスを受けた方は税額によりましたが、支援法では収入額となっております。41人中低所得1、障害年金の2級相当の月額上限1万5,000円がそのうち28名、低所得者2の障害年金1級に該当する者が4人、残りの9人が一般の市県民税世帯以上ということで上限4万200円となります。

ちなみに、ホームヘルプの支援事業、身体介護で申しますと週2回、1時間利用しますと月8時間、利用料は3万2,160円でありまして、負担額10%ということでありまして3,216円となります。施設入所者では収入80万円の障害年金2級相当ですと、現在の負担額3万9,800円から4万1,000円に増加いたします。収入100万円までの障害年金1級に該当する方ですと、負担額4万9,800円から5万5,000円になると思われます。

以上でございまして。

○委員長（木内欽市） ほかにございせんか。

それでは、担当課長の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 審査の進め方ですが、所管は幾つかに分かれておりますけれども、一遍にやっけてしまいませんか、それとも款ごとにやりますか。できれば款ごとにやっけてもらって整理がつくと思うんですけれども、皆さんに諮ってみて。款だと、民生、衛生、教育、この

三つだと思うんですね、款でいくと。だから、3款と4款と10款、これが一般会計で私たちの文教福祉のところだと思うんですけども、ちょっとそのところを皆さん方に諮っていただければありがたいと思います。

○委員長（木内欽市） ただいま、松木委員より、款ごとにやるかというご意見でございますが、いかがでしょうか。

ただいま、浪川委員より、その方が分かりやすいというご意見でございますが、ほかにはございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） それでは、松木委員がおっしゃるように款ごとに説明をお願いいたします。

質問ございますか。

それでは、暫時休憩を行います。

休憩 午前10時10分

（傍聴議員入室）

再開 午前10時17分

○委員長（木内欽市） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、小倉議員より傍聴の申し出がありましたので、これを許可しましたのでご了承ください。

それでは、款ごとの審査でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） それでは、3款の民生費から質疑を行います。

浪川委員。

○委員（浪川光平） 1点だけお尋ねしたいと思います。

予算計上にあたって、各種の事業、助成事業が出ております。その助成事業の中で金額が出ております。しかしながら、私の意識の中では、予算を計上する時に、何人いるから1人頭こういった経費がかかって予算を計上するという形になるのではなかろうかなと思います。そう考えたときに、助成事業の中でこの人数的なものが書いていないところはかなりありますので、そこら辺は意図があるのでしょうか。

例えば、簡単なので言いますと、福祉タクシーの利用助成事業として826万2,000円組んでいますけれども、ここに人数が書いてありません。やはり今言ったように、計上するということはそういった見込みの上で計上するというふうに私は考えます。この福祉タクシーに限らず、特別障害者とか老人とかそういったのがありますので、ここら辺の意図は、書かなかった意図はどういったものがあるか、そこら辺説明願えたらなというふうに思います。

○委員長（木内欽市） ただいまの浪川委員の質問に対して答弁を求めます。

浪川委員。

○委員（浪川光平） そうですね。ここに3款民生費の中で、福祉の方に、社会福祉総務費の中にも入っていますし、それから障害者福祉費の方にも入っていますし、いろいろ全部入っていますので、どなたか答えていただければそれで当てはまるかなというふうに思います。課長方、どなたが答えるかこれが問題であります。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 福祉タクシーの助成事業で申し上げますと、7月－3月の予算は826万2,000円を見込んでおりますが、この内訳と申しますと、旧旭で申しますと人数的に申しますと身障手帳の1、2級の所持者の方で118人、これは月2枚になります。それから内部障害者、人工透析とかそういう方ですが、この方は月8枚になります。33人を見込んでおります。それから、旧海上町ということで申しますと、月2枚が27人、月8枚が4人。旧飯岡町で申しますと月2枚が21人、月8枚が5人。干潟町で申しますと月2枚が7人、月8枚が3人というようなことで826万2,000円を計上してございます。

○委員長（木内欽市） 蔵佐原委員。

○委員（昂佐原滋之） ただいまの答弁にちょっとお願いがあります。もう既にこの予算書は合併後の予算書でしょう。何で旧市町村単位のそれが説明に出てこなければならないのか。やはりトータルでいいではないですか。当然のことながら。新市旭市の創設ですから。旧旭市も旧干潟町もないですよ。一緒にしましょうよ。どうぞ、そのつもりでお願いします。

○委員長（木内欽市） 江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） ただいまの浪川委員の方から、いわゆるここに予算に計上した根拠について具体的にという質問ですが、これは予算を編成する手法として、当然それは予算要求の際には、要求書の中には具体的な数字が恐らく入っていると思います。よって、その積み上げが300万円だとか800万円だとかというふうになると思うんです。当然この予算書は、自治法の施行規則の中の書式にのっとって作っております。ですから、たまたま例で言います

と、歳入の方でも、私どもの町、飯岡町、干潟町も多分そうだと思うんですが、国・県支出金なんかの場合は500万円とか800万円というものの数字を載せたんですが、旭市の書式を見ますと、この金額は総額の3分の1とか2分の1という具体的な数字が入っておりますけれども、施行規則の中では具体的にそこまでは要求されておらないわけですね。

ですから、関心のある箇所については、恐らく担当課長は財政課に対して予算要求をされるときには、具体的な人員が何人で、単価が幾らで、合計金額幾らになるよということで要求書が恐らく財政課に上がっていると思うんです。ですから、強いて言うならば、親切にそこまで書けというならばそれは書いても違法ではないですけども、恐らく規則の中にはこれとこれだけは備考欄へ入れなさいとかそういう規定がなされていて、恐らくその規定をこの予算書そのものは充足しているのではないかなと。ですから、これを具体的に書きますと、恐らく予算書の説明欄がパンクするようなものになってくるのではないかなと。

ただ、金額が大きい場合は、当然のこととして今のようなこれ該当者何人いるんだよと、単価は幾らだよと、何によってこういうふうになるんだよということは聞くのは、これは当然のことですけども、形としては、私どもは長年海上町の関係で見てきた予算よりは非常に親切になっているということで、参考までに、恐らく財政課にはそういう要求書の中には具体的な数字があるし、私が見た感じでは相当手の混んだ予算書の編成をしているなというように感じを受けました。参考までに。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

そのほかご意見ございますでしょうか。

浪川委員。

○委員（浪川光平） この予算書に出てくるというのは、そういった人数なり補助金なりは、当然事務局の方で、また各課の方で把握しているものというふうに思います。私個人としては、ここにそういったものがあつたらいいなというふうに感じました。しかしながら、そういった規約もなし、書いてもよし書かなくてもよしというようなことでございますので了解しました。しかしながら、皆さんはよく分かっているというようなことで予算計上されたということで理解いたしました。

以上です。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 今の議論を聞いていて、なるほどなと思うところと、それから自分というか、議員が関心のあるところは細かく解明して、前年度の1市3町の決算を見ながら、

この予算がどうかということを判断すればいいのではないかなと私は思っております。私は、浪川委員からすべて書いたらどうかと言われましたけれども、予算書を検討しながら、解明したいところを執行部にお聞きして、この予算に対する私の判断を下したいと思っております。

第3款の民生費の中で、まずトータル的に民生費は予算書の90ページから120ページぐらいまであるわけですが、今回1市3町が合併いたしましたので、人の配置がかなり変わったわけです。市の仕事、民生の仕事を行うのは、何といたってもマンパワー、いわゆる職員の方々が、どれだけそういう所に必要なだけ配置されているかということを、最初に私は見なければいけないと思いました。

そこで、民生費の中の職員数について少し調べてみました。それで、8月1日付けでもって、職員録が配られておりますから、私どもでは分からない職員の方の配置も、例えば支所にいるとかいろいろなことがあるんだと思いますので、そのところを少し解明したいなと思っております。

ページで言いますとちょっと飛びますが、90ページでは社会福祉関係の職員が21人です。これは基本的には社会福祉課の職員を主体にするんでしょうけれども、社会福祉課は18人しか職員名簿には載っておりません。それから、99ページが国民年金関係職員です。この国民年金関係職員は2人、全額国庫支出金です。この方のお仕事についてはまた後で聞きますけれども、ここは2人です。それから100ページにいきますと、国民健康保険事業特別会計の職員が19人です。これは保険年金課の19人と同じです。それから、101ページにいきますと、老人福祉関係職員が4人、それからもう一つ老人保健特別会計関係が5人ですね。そういうふうになっておりまして、ここのところの関係はどこの配置されているのかお伺いすると、ちょっとずれている。それから108ページにいきますと、介護保険の特別会計の職員が13人です。それから、111ページにいきますと児童福祉関係の職員が8人、115ページが保育所関係が117人、これは各保育所に配置されている保母さん、それから調理員全部名簿を見ると117人ぴったりです。そうすると高齢者福祉課、それから社会福祉課の中の一定の担当の方、これはちょっと違うのではないかな。そこら辺のところ、予算上とぴったり合っているかということ。最後に、これは社会福祉課関係でしょうけれども、119ページの生保関係の職員が7人と、こういうことになっておりますので、民生関係の職員がどういう所に配置していて、予算と今の配置されている職員数が合うかということをもっと最初に確認したいと思います。

次に、個々の事業について少しお聞きいたします。

まず、92ページに、説明欄のところの5番に、5番の事業として社協への助成事業があります。社会福祉協議会が一つになりまして、9か月分で2,700万円余ということですが、具体的にこの補助金を決めた根拠になる中身をお聞かせいただきたいと思います。社会福祉協議会は、合併して従前の仕事を全部引き継いでいると思いますので、それに基づく算定の仕方があったと思います。

次に、7番目の事業で社会福祉協会、これは財団法人ですがけれども、ここへの2,000万円の補助の中身、これは概略で結構です。私も理事やっていますから詳しいことは知りませんが、どういう金額としてこの金額が乗ったかと。

8番目の事業の医療・福祉の郷づくり調査・研究事業が57万8,000円乗っております。この中身を見ますと、報償費とか旅費とかということで、要するに何か会議をやっている、調査研究といってもどこかに何かを委託しようということではないようですので、使用料、賃借料など10万円というのが一番大きいんですけども、あとは需用費、消耗品費、この具体的な中身、仕事をやろうとする中身をお聞かせいただきたいと思います。目的は分かっているわけですからね。

それから、93ページから95ページにかけて、先ほど社会福祉課長がお話しになった事業です。これは先ほど人員その他お話がありましたので、これ以上は私メモをとりましたので結構ですが、ところで1点だけちょっとトータルに、例えば3が障害ホームヘルプ事業、4が障害児デイ・サービス事業、5が障害児ショートステイ、それから6が障害者の訓練、7が知的障害者のグループホーム、この五つあるわけですがけれども、これの現在は措置費に伴うところの算定による事業費です。これは9か月分ですがけれども、これが歳入の方にあるわけですね。利用料、先ほどの例えば月4万200円が限度だとか。この関係で仮に、これは試算で結構ですがけれども、今の自立支援法が今出されている法案のとおり通った場合に、成立した場合に、国・県の影響がどのくらい影響を受けるのか。減るということなんですけれども、利用者がどのくらいで増えるか。こういう試算がされていればこの予算の中でお聞きしたいと思ってご質問いたします。

次に、99ページになりますが、先ほどお話ししました人件費ではなくて、今度は国民年金事務費です。この国民年金事務費というのは、徴収についてはもう国が直接やるということで、市町村は国の窓口としてのいろいろな事務だけになりました。2名の職員を新旭市では配置しておりますけれども、この予算上見ましても、国・県支出金だけですがけれども、これ

はこの2名配置した、かかった費用とそれに伴う事務費は、全部一般会計その他なく国が出すことになっているのかということを確認しておきたいと思います。

次に、100ページになります。100ページのところの国民健康保険費です。これはここで確認しておきたいのは、国保との関係がありますけれども、人件費が19人で9,700万円、それから繰出金が2億2,900万円ということになっております。ここでまず一つは、人件費については19人で9,200万円という算定をしておりますが、これについてはどの程度旭市独自の持ち出しがあるかということがもし担当課で分かっているならば、お聞かせいただきたいと思います。

次に、繰出金ですけれども、これは法律による繰出金だけです。それ以外は出ていないようでありますけれども、この一般財源が導入されているのが約2億円、このご存じのように4分の2が2分の1、2分の1という配分になるわけですが、それからすると一般財源での繰り出し分としてはかなり大きいなと思いますけれども、これはやはり算定した中身、軽減でだいたいどのくらいと、国保のところでも聞きますけれども、そのもとをお聞かせいただきたいと思います。

次に、102ページ、事業ナンバーの5、敬老祝金支給事業です。これは合併に伴って旧旭市などでは復活した事業なんです、敬老の日には今年飯岡町からは何年ぶりかに来たということで大変好評でしたが、2,300万円という支給対象者数と支給の中身をお聞かせいただきたいと思います。

次に、104ページになります。いわゆる老人の生活支援費ですけれども、これは在宅介護支援センターの委託料が105ページにあります。これはどこに幾らで委託しているか、地域が広がりましたのでこの中身をお聞かせいただきたいと思います。

それで関連して1点だけ聞いておきますが、私の一般質問に対して、来年以降の改定については1年間繰り下げることをおっしゃってございましたけれども、繰り下げるまでに新しい改正法では、地域総括支援センターというのを市に1か所設けなければならないことになっておりますね。この地域総括支援センターというのは、本来自治体が直接やるものですが、民間に委託もできるというふうになっております。これから約1年半かけまして、どういうことになるかということと大変関心があります。というのは、ご存じのように、要支援1、2、それから要介護1、2までの方々に対するいろいろな事業がここを中心にやられるというふうに聞いております。それは、まだ計画ができませんから答えられなくていいけれども、今の予算執行段階でのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、105ページ、同じところですが、介護予防事業の委託がございますので、これは委託料が3本あります。この106ページの3本の中身をお聞かせいただきたいと思います。

次に、107ページの配食サービス事業です。事業ナンバー8ですが、合併前の自治体ではちょっと行っていない所もあったように聞いております。全体としてどの程度予算的には考えているのか、どの程度増えたのか、それから7月1日に合併した以後、どのようなPRをして、独居老人を中心にした方々に対して配食の事業の拡大を図ってきているかということもお聞かせいただきたいと思います。

次に、108ページですが、事業ナンバー10の介護老人福祉手当支給事業でございます。これも合併によって、私の所属している旧旭市では増えた事業ですけれども、これは各対象者と、それからその対象者の方々の状態についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、同じ108ページの外出支援サービス事業です。これにつきましては、合併して全市域に広がったと思うので、どの程度増えたかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、109ページの介護サービス軽減負担事業、これも1市3町で対象者もかなり増えたと思いますので、その増えた状態、それから同じように訪問介護料軽減事業も1市3町で全体に対象になりましたから、どの程度増えたかということを中心にお聞かせいただきたいと思います。

次に、111ページです。事業ナンバー3のひとり親家庭医療費等助成事業です。これは対象人員、これも今までほとんど同じだったと思うんですけれども、全体ではどのぐらいの人員になったかということ。それから事業ナンバーが5、出産祝い金等支給事業、これは旧干潟町だけにあった事業ですが、これが合併で全市対象になったわけです。これはその中身と対象者がどのぐらい増えたかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に、112ページの児童扶養手当給付事業の中での児童手当の問題でございます。今回合併して何人ぐらいの方が対象になり、1億5,000万円ですから大変大きな金額ですけれども、どのぐらい増えたかということです。従前のを集めただけではしょうけれども、何人ぐらいになったかということをお聞かせいただきたいと思います。

113ページの次の行の事業ナンバーの児童手当の方です。20番の扶助費です。これにつきましても、扶助費の中の下の被用者小学校第3学年修了前特例給付、それから非被用者の特例給付、いわゆる3年生までの特例給付の金額ですね。これの対象者をお聞かせいただきたいと思います。

次に、116ページにいきます。保育所関係です。事業ナンバー2、保育所運営費の中の委

託料の私立保育所運営委託料、ここはどういう所にどのぐらいで、児童数は何人かということをお聞かせいただきたいと思います。それから、管外保育の委託料の児童数と、どういう所に行っているかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、117ページになりますが、この保育所運営費の中での工事請負費のところの解体工事どこをやるか。それから、それに伴って同じところの同じ目の一番最後、119ページになりますが、私立保育所運営費等助成事業でもって、ここに私立保育所の運営費等補助金、市単独の補助金が2,000万円、それから干潟中央保育園の改築の補助金が3,700万円と、この具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。

次に、121ページのところに、これは新しい目だと私は思っているんですけども、災害救助費というのが出ておりまして、金額は少ないんですけども、これは具体的にどういう中身の事業なのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ただいま、松木委員より以上の質問がございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時 0分

○委員長（木内欽市） 会議を再開いたします。

それでは、松木委員の質問に対してよろしくお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） まず、職員の関係でございますけれども、この社会福祉課に限らず、職員の人数でございますけれども、これは1市3町の合併時の予算をそのまま積み上げた実数ということでございます。また、この問題につきましては総務常任委員会の方で報告したいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、社会福祉協議会の予算でございますけれども、これは人件費でございます、局長1人、次長2人、福祉専門員1人の人件費でございます。

それから、福祉協会への中身でございますけれども、これも人件費ということでございますけれども、7月－3月分の通年予算から4－6予算を差し引いた福祉センター分、山の家

の分と派遣職員の人件費1名を見込んでございます。

それから、医療福祉の関係ですけれども、調査研究を進めていくというようなことで、先進的な事業を進めている方の講演を年2回くらいというような形で、フォーラムの開催等を想定して、会場の使用料とか報償費を計上してございます。

それから、支援費の関係で試算してあるかということですが、これは試算しておりません。

それから、敬老祝金でございますが、まず長寿祝金ですね、今は名前が変わりまして。長寿祝い金、80歳以上です。内容といいますと、80歳から89歳までが5,000円で3,436人、90歳から99歳までが1万円で574人おります。満100歳が3万円で2人です。101歳以上が1万円で3人となっております。

それから、ひとり親でございますけれども、人員ということで通院、入院の合計で申しますと350人、母子家庭でいいますと244人、父子家庭で10人。

(「これは何の人数」の声あり)

○社会福祉課長(林 久男) ひとり親家庭ですね。母子家庭で244人、父子家庭で10人、父母のいない家庭で1名、計350人となります。

それから、112ページの児童手当の人員でございますけれども、全体では延べ3万9,652人です。それで、被用者児童手当というものが5,898人、それから非被用者児童手当が5,639人、特例給付児童手当というのが820人、それから先ほどの特例給付ですか、小学校云々という、それが非被用者の方で1万5,255人、それから被用者就学前特例ということで1万2,040人となっております。

それから、116ページの私立保育所運営補助金でございますけれども、3億2,125万1,000円の予算でございますけれども、この人数といいますと、まず個別に、延べ全体では5,576人、サンライズ554人、嚶鳴1,746人、広原715人、鶴巻1,231人、ひかり913人、干潟町中央336人、それとこれからの入所の見込み81人を見込んでおります。

それから、管外の人数ですけれども、銚子市ほか7市町で延べ396人を見込んでおります。

119ページの8、私立保育所運営費補助金でございますけれども、これにつきましては乳児保育とか、予備の保育士だとか、障害児保育だとか、長時間保育、そういうものに対する運営補助金で2,066万1,000円、児童数にして496人ということで見込んでおります。

それから、9の私立保育所運営費補助金助成事業の19負担金及び交付金のうちの干潟中央保育園改築工事補助金は、中央保育園、これは干潟町の方にあるんですが、平成16年から国に要望しておりまして17年6月に内示がございまして、次世代育成支援対策施設整備交付金

として17年、18年の2か年工事分の国庫補助金、県補助金として交付されまして、それを補助するということで、国の補助金が2,476万3,000円、県補助金が1,238万2,000円の計3,714万5,000円を補助金として交付するものであります。

117ページの古城保育所わきにあります旧小学校の解体工事でございますけれども、これは鉄筋コンクリート造り2階建てで、750平米の旧小学校がこれは昭和40年にもう築40年を経過いたしまして、隣に保育所がありまして、非常に危険だということで、今回解体工事をするものでございます。それで計上をいたしました。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

まず職員の関係ですけれども、年金関係職員、国保職員、老保職員の件でございますけれども、社会福祉課長の答弁のとおりでございます。

続きまして、年金の99ページ、国民年金事務費の関係でございますけれども、人件費と事務費については、全額国庫で見られているのかどうかというご質問でございますけれども、これは全額国庫支出金で手当てされております。

続きまして、100ページの国民健康保険費でございますけれども、まず人件費につきまして、旭市独自の持ち出しはあるのかというようなご質問でございますけれども、これは一般会計からルール分の繰入金だけでございまして、それに対しましては交付税算定されております。ただ、その交付税の額が繰入金の額と同額かというところとちょっとその辺分かりませんが、そういう関係で旭市独自の持ち出しがあるかどうかについては、ちょっと分からないということでございます。

続きまして、繰出金についての件でございますけれども、5件ほどございまして、最初の国民健康保険基盤安定保険税軽減分繰出金ということでございますけれども、これは医療分について平等割、均等割の6割、4割の軽減、介護分については均等割の6割、4割の軽減、その1市3町の7－3月分の積算した分について合算した額が、9,012万9,000円となっております。

続きまして、基盤安定の支援分でございますけれども、これにつきましても、医療分並びに介護分の均等割の6割、4割の軽減、その1市3町の積み上げでございます。

続きまして、職員給与費等の繰出金でございますけれども、これは総務費の額の中から国・県の分を差し引いた、それを1市3町積み上げて計上してございます。あと国保出産育

児一時金等繰出金につきましては1件30万円、それに対する3分の2が一般会計の繰り出し基準になっておりますので、その1市3町の積み上げでございます。あと、国保財政安定化支援事業繰出金でございますけれども、これは被保険者の高齢化分というような形で計上した額でございます。それが1,811万5,000円でございます。

あともう1件でございますけれども、この予算の中の国民健康保険費でございますけれども、財源内訳、一般財源が2億343万円となっております、国庫支出金、県支出金とのバランスの件でご質問ありましたけれども、これについてご答弁申し上げます。一般財源2億343万円につきましては、予算額3億2,628万6,000円から国庫支出金8,190万5,000円と県支出金4,095万1,000円を差し引いた金額でございます。国庫支出金と県支出金は、国保保険基盤安定保険税軽減分繰出金と支援分繰出金に充当するもので、そのほかは一般財源でございます。国保県基盤安定制度は、国保税の軽減措置や低所得者の加入割合の多いことによる国保の財政基盤の強化を図るため創設されたもので、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を補てんするものでございます。年間の金額でございますが、国保保険基盤安定保険税軽減分繰出金は1億2,193万3,000円となります。4月から6月予算の中で、3,180万4,000円の繰出金がありましたので9,012万9,000円となったものでございます。

また、基盤安定保険者支援分繰出金は4,188万1,000円で、4月から6月に800万2,000円の繰出金がありましたので、3,387万9,000円となったものであります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、私の方から104ページの生活支援費の方の1番、在宅介護支援センター、これらの質問に対してお答えします。

委託料の方でどこの委託先、何か所で幾らぐらいのというご質問ですが、地域型としまして5か所、場所につきましてはやすらぎ園、シルバーケアセンター、恵天堂、やすらぎ園干潟、旭市社会福祉協議会の5か所です。金額につきましては277万5,000円掛けるその12分の9ということで、9か月分で208万2,000円です。その5か所分ということです。

それと包括支援センター等の考え方を聞かせてほしいということですが、包括支援センターはご存じのとおり、センターの中立性の確保ですとか、包括支援事業が的確、円滑に行える等の観点を踏まえ現在検討中でございますので、よろしくお願いします。

続きまして、その下の2番の介護予防事業の中の、次のページになりますが、106ページの13の委託料、この三つの事業の内訳をとということです、ご説明申し上げます。

まず、生きがい活動支援通所事業委託料ということで、これはデイ・サービス事業を委託しておりますが、委託先につきましては旭市社会福祉協議会とやすらぎ園の2か所でございます。ただ、合併の中で事業内容が若干デイ・サービス事業で異なっていて、飯岡町と旧旭市がやっていたのは介護保険とほぼ同等のデイ・サービス事業、それと海上町の方でやっていたデイ・サービス事業といいますのは、介護保険とは別個の食事、レクリエーション、リハビリ等を中心としたような内容となっていて、若干内容が違いますけれども、その3か所、つまり旧海上町と旧飯岡町についてはそのまま社協の方に委託しているといったような形で運営しています。

それから、二つ目の軽度生活支援事業といいますのは、介護保険に該当しない方のホームヘルパーを派遣するという事業ですが、これは全面的に旭市の社会福祉協議会の方へ委託しています。ただし、これもやはり若干委託の方法が違って、旧旭市の方は出来高払い、1件幾らというような出来高払い、それと旧飯岡町等の場合には人件費という形で社会福祉協議会の方に委託をしているということになっています。

それから、三つ目の生活管理指導短期宿泊事業委託料ということですが、これは合併関連で広がった事業ということで、合併することによりまして3町分をそれぞれ21日分見て、合計で63日分の予算ということになっております。

続きまして107ページの8番です。配食サービス事業です。これにつきまして、やはり合併に伴ってどのような事業展開をしていくんだというようなご質問ですが、この予算につきましては旧旭市の配食サービスの事業そのままです。といいますのは、配食サービスそれぞれ旧3町も行っていました。

社協事業で行っていましたので、それぞれやはりやり方、それから配食するボランティア制度等々が異なっていて、来年度に向けて旧旭市の配食サービス事業を全地域実施していきたいというふうに考えています。

続きまして、108ページの10番、介護老人福祉手当支給事業、これも合併関連ということで広がった事業です。予算的には全体で206名の9か月分を見込んでいます。

その次の11番、外出支援サービス事業ですが、これも今現在行われていますのは、両方ともこの事業は、委託料は旭市の社協の方に委託しているんですが、旭市のもとの場所に1台、それから海上町の場所に1台ということで、2台でこの外出支援サービス事業を行っています。まだまだ地元の利用というか、旧旭市であれば旧旭市、旧海上町であれば旧海上町という形で展開しているケースが多いので、これも来年度に向けて全域できるような形で今検討

に入っているところでございます。

それから、次の109ページの3番、介護サービス利用者負担軽減事業ということで、これは法人の減免事業です。現在対象となる方が3名ということで予算化をさせていただきました。

続きまして、次の4番目の訪問介護料軽減事業ということで、これにつきましては個人負担分の4%補助しているという事業ですが、予算的には129名分、ほかに障害者2名分ということで131名分の予算を盛っております。ちなみに9月末現在の数字がありますのでご説明しますと、9月末現在で103名の利用があるところでございます。合併によりまして、9月末現在では41名の増加となっている状況であります。

私の方からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 答弁漏れがございまして、申し訳ございませんでした。

111ページの出産祝金等支給事業ということで、内容と人数というようなお話がありまして、この内容といいますのは、旭市内に1年間の住所を有し、かつ居住している第2子以上を養育し、第3子を出産して養育する父母に対しまして、出産時10万円、小学校入学時に5万円を支給するものでありまして、今現在、9月現在で10人の方に支給をしております。それから、災害救助費でございすけれども、扶助費の方で前回の実績というような形で7万円を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

何点か解明したい問題があるので再質疑をしたいと思います。

人件費については、総務のところということで分かりましたけれども、ただ、予算計上されている人員と実際に8月1日現在の職員の配置表が配られたわけですから、少し差があるということについては確認していただけたと思うんです。これについてはどうするかということについては、これは人事担当の問題だと言われればそうですけれども、積み上げた数字と配置したのが違うということは、やはり一定の時期までに調整しなければならないと思いますので、私は個人的に、また総務の常任委員会担当にも聞いてみたいと思っていますからご回答はいいです。

次に、92ページのところの医療、福祉の郷づくり事業、やろうとする中身は分かりました

けれども、今、市のこの予算を提案するにあたっての市の考え方、これは市長のきょうこの施政方針も持ってきていますけれども、一つの市の伊藤市長の目玉だというふうに申しているわけです。それで、担当課はこれに基づいてそういう事業を行っていかうということなんでしょうけれども、このフォーラムをやったり講演会をやるということは、どういうもとにやるんですか。将来そういう計画、新市建設計画にもある事業ですね、名目だけは。これを伊藤市長の合併後最初の予算でこういうのをやっていくということになると、この新市建設計画に基づくある計画を作るための一番最初の予算化だと考えていいのか。これは予算査定の時にどういう議論をしたかということを率直に述べていただければ分かるんですけれども、それについてはどう考えたらいいのか、簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

あとの事業については、数値的なことを聞いただけですけれども、二つだけちょっと聞きたいんです。119ページです。まず私立保育所の運営費補助ですよね。私立保育所運営費等補助金2,000万円です。ここで乳幼児だとかそういう、はっきり言ったら特別保育的なことをやっている、そういうところについて補助をします。これは県の出している分が、そのまま自治体を通していくわけですか。それとも一般財源からある程度出しているのかということ。

それから、干潟中央保育所の中身については分かりましたけれども、17、18年の2か年の継続事業だということだそうですね、全体事業費はどのぐらいで、これを国・県の補助金がトンネルでいくと、そういうふうに考えておいてよろしいんですか、この点だけお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ただいまの松木委員の質問に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） まず医療、福祉でございますが、予算編成上時にはどのような議論があったかということですが、今、新市計画の中の前段の計画ですか、そういうのを作るというようなお話がありましたけれども、予算編成上の中では、去年の11月ごろの話なんですけれども、今現在市長がおっしゃっているような内容を市民に周知させていくというようなことで、市民とともに討議をするような場が必要だろうというような形で、それとまた市民の方にも、どのような形で進んでいったらいいのかというような、そのフォーラム的な場を設けるために予算組みをしたということでもあります。

それから、私立保育所運営費補助金でございますけれども、確におっしゃるとおり補助

金がそのまま流れるんですが、市の単独補助ということで、3歳児以上につきましては1人2,000円、3歳未満につきましては3,000円掛ける人数分の市の補助がございます。

それから、119ページの中央保育園でございますけれども、これは国・県から市を通して流れるものでございまして、総事業費といたしましては1億9,512万円ほどの総事業費でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） では、先ほどの医療・福祉の郷については分かりました。了解したというよりも、中身が分かったということです。

1点だけ再々質疑させてもらうのは、119ページのところに戻りますけれども、今まで1市3町では私立の保育所に対しては、私が指摘した119ページの事業番号9の上の8のところに3,400万円ありますよね。これが私立のいわゆる社会福祉法人などがやっている特別保育については、県が補助規定でもって上乘せしているというのを知っているわけですが、この事業ナンバー9というのは、そうすると市単独ではないんですか。そうすると、1人2,000円だとか3,000円だとかというのは、合併前の時には旧旭市では聞いたことがなかったわけですが、そうするとこの部分については単独だと考えてもいいんですか。ちょっとその8番と9番の私立の保育所に対する補助金について、ちょっと総体的に説明してください。これで民生関係は終わりますから。

○委員長（木内欽市） それでは、松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 119ページの8と9の負担金補助及び交付金の中の私立保育所特別保育事業と私立保育所運営費等補助金でございますけれども、これにつきましては従前より行っております。それで、特別保育事業補助金でございますけれども、これは県から等の補助金でございまして、延長保育、乳幼児保育、地域活動等に充てる補助金でございます。私立保育所運営費補助金というのも、こちらは職員といいますか予備保育士とか乳児保育の保育士だとか、障害児の保育……

（発言する人あり）

○社会福祉課長（林 久男） そうでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） それでは二・三伺いたいんですが、100ページですか、これは国保関係ですか。100ページの国民健康保険費の中の2節の給料ですね。以下、手当、共済、繰出金とありますけれども、ここに職員給与費19人分9,700万円と計上されております。これは当然国保の課の職員の人数だと思うんですが、一般的には国保の場合、税の賦課徴収というのは税務課が多分やっていると思うんです。そういうことで、会計独立の原則なり、あるいは歳出は目的別に組むんだということであるならば、税務課の職員を一般的にはここへ振り分けているんですが、今度のこの19名というのは、完全な……完全なという言い方はおかしいな。国保の実数的な職員なのか、ここに国保の事務を行っている税務の職員が何人か入っているのかいないのか、それだけお尋ねしたいと思います。

それと、これお願いで、後で結構ですけれども、市立と私立の保育園があるわけですね。これは措置されている子どもたちの年齢とかいろいろな要素が違いますから、単純にそういう比較はできないんですけれども、いわゆる市の予算の市立の保育費に計上されている金額を単純に措置してある子どもたちの数で割った金額、それと私立の方へは、当然のこととして国・県の負担する分と父兄が負担する分がありますね。その金額を単純に子どもたちの数で割ると、これは大ざっぱな数字ですけれども、1人当たりの経費というのか、委託料という、そういうものが出ますね。出ると思うんです。これをちょっと比べてみたいと思いますので、後ほどで結構ですから、その数字が分かったらお願いしたいと思います。

それと、93ページから94ページにわたって障害者の関係ですが、これはいつかどなたですか、課長にそういう困っている家庭があるからということでご相談申し上げました。何か聞いてみますと、こういう預かる施設というのは3人か4人、5人ぐらいの小さい施設だそうです。ですから、そういう障害者を持った家庭の方が、きょう、あすなりあさってなり結婚式で出かけるとか、この子どもを一人置いていけないという場合に、どうしてもそういう所に頼らざるを得ないということで、ある何か所かのところに申し込むと、だいたいがもういっぱいなんだそうです。

その内容を聞いてみますと、そういう方というのは、もう通年的にずっと日程を入れてあってしまっているから、たまたまそういう家庭の方がこうだからとお願いしても、お預かりできませんというようなケースが多々あるということでございますので、そういう場合の対応をどういうふうにしたらいいたろうかということで、一部住民から相談を受けておりますので、これは具体的にここでこうだということはないと思いますから、後で知恵があつたら

ぜひお願いしたいと思います。

それと、次に国保関係の国保税の関係ですが、これは恐らく1市3町おのおの全部違っていたと思うんです。この予算上に表れている税、国保税の関係を、これは数字を構いますから後で結構ですから、いわゆる国保税というのは所得、資産、世帯割、均等割という四つの要素でかかっておりますので、この応能、応益割合がだいぶこう……

（「国保の関係で、これは民生と全然関係ない」の声あり）

○委員（江波戸邦夫） ですから、分かりましたら後で調べておいてもらいたいと。

以上です。

○委員長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、100ページの国民健康保険費の給与費の関係でございますけれども、この職員給与費19人の中に税務課職員が入っているかいらないのかということでございますけれども、入っております。しかし、先ほど答弁しましたように、詳細についてはちょっと分かりませんので、後ほど提示させていただきたいと思います。

あと、国保税の応能、応益割合につきましては、今ご質問ありましたけれども、後ほどということにいたします。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） ただいまの公立の児童当たりの平均経費でいいますと、新市の分ではちょっと計算しておりませんが、16年度の旭市の額で言いますと82万6,000円ほどの年間経費というようなことになります。また、私立につきましては、後でまた提出させていただきたいと思います。また、障害者のショートステイの関係で2日、3日と急用ができたとか、そういうような部分につきましても、後で相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 今までの委員の中から質問が出ていますけれども、あえて17年度予算ですけれども、18年度の予算もヒアリングに近いというようなこともありまして、課長方にぜひお願いをしておきたいなということが二つ、三つありますので、ひとつよろしくお願いたいと思います。

103ページの老人クラブ補助及び交付金ということでありますけれども、合併協議会の中

で飯岡町町政方針として、飯岡町の例に沿ってやるというようなことであります。210万円の全体での補助金があるわけですがけれども、飯岡町の例に沿って何団体ぐらいに、先ほど蔵佐原委員から、旧市町は聞くなというような話がありましたけれども、設立されている老人クラブの団体はどのくらいあるのかお聞かせいただきたいと思います。それで、そのところへどのくらいの補助金をやっているのかということをもまずお聞きいたします。

先ほど来、障害者や介護保険、そういったものに対しては、手厚く国・県いろいろな部分で措置がとられているわけでありまして、健康な老人ということも高齢化時代の中で一番大事なことで、私の持論でありまして、老人クラブ、シルバー世代を本当に健康に働いて、動いてもらおうと、余生を楽しんでもらおうと、そういうことが一番大事ではないかなという観点からも、老人クラブに対しまして、もう少し市でも面倒見てやってもいいのではないかなと、そんなような気がしますので、あえてこの時期、18年度の予算編成も絡みますので、ひとつその辺も課長に予算要求をしておいていただければと、そのように思います。

それから、同じように112ページの児童手当の問題でありますけれども、これも1週間くらい前の毎日新聞に出ておりましたけれども、少子化問題を考えるというようなことの中で子育て中の親のアンケートがありました。今の児童福祉手当や児童手当が役に立つかというような質問に対して、70%以上の方が役に立つというような答えを出しておりました。これは本当に少子化、特殊出生率が1.29ですか、そのような状況の中で、本当に我々地方自治でも考えなければならないことでありまして、国・県に頼っているだけではどうしようもないような部分もありますので、先ほど説明がありましたけれども、具体的な1子、2子、3子の人数は先ほどありましたけれども、この1子、2子、3子の割合は聞いていなかったもので、そのこともひとつお願いをできたらなど。

それから、115ページの保育所の運営費でありますけれども、保育所の運営費の中で、延長保育や一時保育、旧旭市からいろいろすばらしい事業をやっていたいておりますけれども、もう一つ、私もこれは議員になってからの自分のモットーでありますけれども、今、夫婦共稼ぎの家族が多いわけでありまして、少子化の一つの要因としては、子どもを安心して保育所に預けておけない。安心というふうなことではなくて、病気をした時に安心して預けておけない。病院に連れて行って帰ってきて、親が休まなければならない、子どもを見なければならない、そんなような状況が結構あるわけでありまして、今、病児保育といった面をどれだけくらいの保育所からの声が上がっているのかどうか、また全然上がっていないかどうか、そういうものの資料がありましたらお聞かせをいただき、そしてまた来年度の方針とし

ても、ひとつ課長にも予算要求していただけたらと、そんなように思います。

よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） まず、老人クラブの関係でございますけれども、旭市が全体で103カ所、旭市が50、海上町が15、飯岡町が19、干潟町が19となっております。補助金につきましては、委員がおっしゃったように二百何万円の補助金となっております。

それから、115ページの運営費の中での病後保育ということですが、今はございませんけれども、そのような要望がぜひやってほしいと、私立の保育所から今出ております。それにつきましては、この次世代の關係に絡めまして、来年度に向かって進めさせていただきたいと思います。

それから、児童手当の1市3町分の人数というのは、ちょっと今資料ございませんので、また後ほどご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

（発言する人あり）

○委員長（木内欽市） それは、後日で結構ですから、調べて明智委員の方に報告をお願いします。

ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、3款の民生費の質疑を終わります。

続いて、4款衛生費の質疑に入ります。

浪川委員。

○委員（浪川光平） 衛生費の方で何点かあるんですけれども、時間の関係上、1点だけに絞らせていただきたいと思います。そのほかについては、どなたか委員が私のかわりにやってくれるのではなかろうかなと思いますので、私は1点だけ短時間でお願いしたいと思います。

148から149ページにかかります塵芥処理費の關係で、塵芥処理施設關係職員給与費の18人、それで共済費として計上されております。並びに下の欄で149ページ、施設運営費の方でも共済費がここに計上されております。つまりこれは人にかかわる費用だというふうに思います。なぜ二つ分けてあるのか、ここら辺のところを答弁お願いしたいというふうに、これ1点だけお願いします。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

上の方の職員給与費の欄に入っている共済費につきましては、これは職員ということです。もう一つの方の共済費につきましては、臨時職員の共済費ということで、内容につきましては、実際には臨時職員といいましても厚生年金、それから健康保険料、それから介護保険料、あるいは雇用保険料等が含まれております。したがって、それらについては臨時職員の共済費ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 浪川委員。

○委員（浪川光平） 了解していただきたいということですので、了解いたしました。

○委員長（木内欽市） 明智委員。

○委員（明智忠直） 143ページの不法投棄防止活動事業ということでお聞きしたいと思います。

この活動事業は、飯岡町が行っていたことを引き継いで今やるというようなことでありますけれども、今、非常に不法投棄、不法投棄でなくても一般ごみのいろいろな問題があります。そういった中で、この活動事業はぜひ平成19年度で調整ということになっておりますけれども、どういう方向で調整するのか。そしてまた報酬と報償金って、何か仕事をした人に対して表彰するのかなど、そこら辺もちょっとお聞かせいただきたいと思います。33人、飯岡だけなのか分かりませんが、これから旭市でもこういった活動を大いに行政の中でバックアップして応援してもらって、きれいなまちづくり、そして不法投棄がなるべく少ないような、そんなまちづくりのために貢献をしてもらうということは大変必要なことだと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。現在の状況について、19年度の調整についてもひとつお願ひしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、不法投棄監視員でございますけれども、現在それぞれの地域で若干その報酬の額、あるいは報償金ということで節の扱い方が異なっております。したがって、委員おっしゃられましたように、これから調整しなければいけないというふうに思っております。

人数的なものにつきましても、地域の実情、例えば台地のある所で産業廃棄物の不法投棄が多くある場所、あるいは海岸線で、これは大きな不法投棄ではないんですけれども、不法

投棄が多い場所等々地域的なことを勘案して、人数的なものについても調整したいというふうに思っております。

それから、報酬と報償費、先ほどもちょっと申し上げましたが、これらについてもどちらが適切かということになりますけれども、担当の方としては報酬の方が適切ではないかというふうに思っておりますけれども、財政当局とも相談して一本化したいというふうに思っております。

不法投棄につきましては、非常にまだ多いというふうに思っております。産業廃棄物の不法投棄につきましては、県当局のかなりの強化がありまして減る傾向にあります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 明智委員。

○委員（明智忠直） 私の質問では分かりましたけれども、もう一つお聞きしたいんですけれども、防犯推進協議会ということと不法投棄防止パトロール、人材シルバーセンターにお願いしてやっているということでありますけれども、職権、権限とかそういう部分もある程度含めた防犯推進協議会というようなものを正式な組織、防犯組合みたいなものと同じような系列、同じくらいのものでも構いませんけれども、ちゃんとしたそういった不法投棄を取り締まれるような部分を、これからの課題としてひとつ研究していただきたいのと、そのように思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 環境保全防犯推進協議会委員というのが実際には環境課の方に引き続いてあるわけですが、防犯がちょっと伴っておりまして、これらについては防犯ということになりますと総務課になりますので、これらの委員の分け方についても、今後調整したいというふうに思っております。

それから、シルバー人材に対する委託でございますけれども、これらについては特にお願いしているのは年末年始ということです。それから、権限につきましてですが、不法投棄をするということになりますと非常に悪質な方ということになりますので、委員さん方あるいは委託のシルバー人材の皆さんに、やはり危険を伴うようなことについては極力回避したいということで、どちらかといえば通報をいただくという形で今後も進めたいと思っております。ただ、私ども職員がそれぞれの権限、立ち入りあるいは指導の権限を持っておりますので、その通報に基づきまして職員ができるだけ早く現地に行く、あるいは対応をするということで進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 140ページの環境衛生費の19節ですね。負担金補助及び交付金ということで、東総地域ごみ処理広域化推進協議会負担金というのは、多分協議会が何かこういう市町村圏の中に置いてあるとか何だとかということで、これは人件費なのか、それとも環境アセスか何かそういうものをもう既にやっている経費なのか、この2,100万円の内容。

それと、その下に大利根と干潟の土地改良区の排水負担金というのがあります。両方で約620万円ぐらいですか。これはどうも前にも私お尋ねしたんですが、この金額の確たる算出根拠というのはないようですよね。何か雨水が流れる面積が国・県だとか何だとかかんだとかということで。こういうものを負担しなくていいということではないんですが、やはり予算に計上する場合はきちっとその辺を、私どもが負担すべき根拠はこうでございますというものがなければならないと思うんですが、その辺は環境課長の方で、この金額では1市3町では足りないような気がするんですが、年間予算がこの620万円なのか、それと向こうの組合から請求された根拠といいますか、そういうものがあるのかないのか、その辺をお尋ねしたいと思います。2点。

○委員長（木内欽市） 議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 1時 0分

○委員長（木内欽市） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、阿部議員より傍聴の申し出がありましたので、これを許可しましたのでご了解をお願いいたします。

なお、一般市民より傍聴の申し出がありました。これを許可いたしましたのでご了解願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時 1分

(傍聴議員入室)

再開 午後 1時 2分

○委員長（木内欽市） では、会議を再開いたします。

江波戸委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、江波戸委員のご質問に対して回答したいと思います。

初めに、東総地域ごみ処理広域化推進協議会負担金、ページにしまして140ページになりますけれども、このごみ処理の広域化推進協議会につきましては、実は合併の関係で光町と多古町が協議会の方から抜けるということになりましたので、ちょっと数字的なことにつきましては多古町と光町が入っている時点の数字ということになりますけれども、全体で7,869万9,000円、そのうち旭市の負担金が2,811万1,000円、旭市の負担率が35.72%ということになっております。

それから、使い道ですけれども、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、予備費というふうになっております。職員の直接給料につきましては入っておりませんけれども、旅費等については入っております。それから、あとは環境アセスあるいは基本設計とかそういう設計料の委託料が入っております。

次に、干潟土地改良区排水負担金になりますけれども、その上にもう一つ大利根土地改良区の排水負担金というのもございますけれども、これにつきましては海上地区のみということで、実は175ページをご覧いただきたいと思いますが、175ページの方に、やはり土地改良の負担金が大利根あるいは干潟が載っておりますけれども、ご指摘のとおり、たまたま海上地区が排水負担金ということになっておりまして、農水産課の方と調整がちょっとできなかったということで、時間がなくて環境課の方と農水産課の方が別々に入ってしまったということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、排水のなぜ負担金を取られるのかということなんですけれども、これにつきましては国の方でも農水省と厚生労働省で、いつもなかなかみ合わないということで新聞等に報道されたこともございますけれども、実際には本市においてもその辺のところは特にはっきり明確にできないということで、海上地区につきましてはほとんどの排水が干潟土地改良区の受益地域に流れているということで、幹線排水路が流れているということで、予算上

こういう排水負担金ということになってしまいました。

以上のことでご理解いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） 江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 174ページ農地費の方にこれ入っております。これ同じ排水なんですよ。ですから、私は金額を見て、何か町の予算を議論して、私は当時産業課長、環境に入っていたのかね。何か金額を見て、あれあれ、これは1市3町が合併して、大利根なり干潟に何らかのかかわりがみんなあるわけです。この金額を見て後ろの方を見ませんでしたから。ここに全部載っているのが1市3町で随分少ないなと思ったら、たまたまそうしますとこちらに載せてあるということですから、この四つの金額を足したものが今度の新旭市のいわゆる排水に対する両土地改良区に対する負担金だということで、その各々出す負担金の根拠は何ら明確になっていないと。

何か農林省と環境省がごちゃごちゃという話があつてということですが、正しくは公費を出すのには当然法的要件なり何かがあるわけでございますけれども、それらについては土地改良区から、こういう請求があつたということで出しているという答弁の域を出ないんですけれども、そんな程度の理解の仕方です。私どもはいいんですね。そういうことですか。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） ご存じのとおり、生活雑排水につきましても、土地改良区の工区に受益区域に流れ込んでいるのが現状です。私どもとしては、農用外排水として維持管理費の負担金を払っているということで、支出の方をする予算計上したつもりでございます。以上でご理解いただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） では、第4款の衛生費のところにご質疑申し上げます。

人件費の問題について聞く予定で来ましたが、総務の方でやれということです。ただ、指摘だけしておきたいんですけれども、124ページから始まりますけれども、保健衛生関係の職員が28人で、これをいろいろと職員の職員録の配置されたのを見てもだいぶ合わないんです。職員の方がだいぶ多いということ。これは支所の担当なんかを入れるとそういうことになるので、できればやはり、行政というのは職員の方が一生懸命仕事してくれるから行政が進むわけで、何人の方が予算上どういうふう配置されているかが一番大事だと思うので、私があした総務常任委員会に行って聞くわけにいきませんので、所管課についてはぜひ人的配置と予算的な人員との関係を、後日でいいから出していただきたいと思います。

それでは、普通の人件費以外のことでお聞きします。125ページのところですが、水道企業団の負担金です。

水道企業団の負担金、まずストレートの企業団負担金が1,958万3,000円で、広域の出資金が3,300万円、一般会計で私ども共産党の議員がお聞きしたところでございますけれども、この根拠を示しておいていただきたいと思います。

次に、126ページから127ページにかけてです。

ここには海上町の保健福祉センター、それから飯岡町の保健福祉センター等のいろいろな事業に伴うところの費用が載っております。海上には保健福祉センターと保健増進センターがある。私はどちらだかちょっと定かではないんですけれども、保健増進センターというのが後から建った南側の方だそうですけれども、ここでいろいろな事業を行っているわけです。増進センターの方には、賃金とトレーニング指導員の派遣費が入っています。これどういう内容かまずお聞かせいただきたいのと、飯岡の方は、恐らく担当課なんかが入っているということでしょうけれども、維持管理事業としてのしか出ていません。

同じような施設が、実は干潟町にもあるわけですね。保健センターというのが。これはいわゆる旧旭市の健康管理課と同じような仕事をやっているんですけれども、地元の方たちが、干潟支所にも同じようなものが欲しいなと。例えばトレーニング施設などですね。そういうものが、場所があるから、せっかく保健センターになっているんだからそういうものが欲しいなということを希望しているようですけれども、そういう面を来年度以降検討できるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、干潟の保健センターというのは庁舎の2階にあるわけですが、全くそういう関係の、事業費は出ているでしょうけれども、施設関係の費用はどこにも計上されていないのかも聞かせいただきたいと思います。

次に、128ページの予防費のところですが、検診などの対象者の問題です。検診などの対象者については、全体的に合併してどのような人数になったか、それから1市3町決算出ていましたけれども、受診率がどうであったかということ、きょうできなければ後日でもいいですから、今までの基本健康診査事業から含めて、これは1回私どもに、合併してどのような事業がどのぐらいの受診率であったかということをご報告いただきたいと思います。担当課のご回答をいただきたいと思います。

次に、138ページです。実際には139ページになりますけれども、母子保健費の中の事業番号3、乳幼児医療費助成事業の中の扶助費の4,186万9,000円です。これは合併してどの程度

の受診者なり対象者がいるかということを知っておきたいので、この数字を出していただきたいと思います。

次に、140ページです。今、お隣の江波戸委員からご指摘があった問題で、私は別の角度からちょっと聞きたいんですけども、まず一つは、知らなかったんですけども、環境課長が東総広域ごみ処理推進協議会から光町と多古町が抜けたということを今初めて知りました。そうしますと、全体の計画がかなり変わってくると思うんですね。これは計画が変わって分かった時点でもって、文教の福祉の方にご報告いただきたいと思います。

そこで、聞くところによりますと、旭市の新川の支流沿いに4ヘクタールほどの土地を一応了解をもらって、ここが候補地だということで始まるようです。百数十トンの1日処理ということのようですけれども、この具体的な計画というのは今どの程度進んでいるのか、このところをお聞かせいただきたいと思います。当然二つの自治体が抜ければごみの量も少なくなるし、各自治体の負担料が増えると思うんですけども、これはご存じのように、県が光町から銚子市までの焼却場を1か所にまとめるということでもって始まったもので、計画していたらば、途中でもってPFIを活用してやったらどうかという横やりが県から入って、また計画を練り直して、聞くところによると、何でも燃えるような熔融炉も考えようなんということもいろいろ出ているようですね。

私ども、やはり構成団体の自治体の議員として、どこまでどういうふうに進んでいるかということは全く通常知らされないわけですから、これは常に知らせていただかなければならないし、旭市のクリーンセンターの地元の関係からいってどうなのかということは、当然どこかで議論を私どもしなければいけないと思っているんですけども、これについての現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

次に、148ページにいきます。これは簡単な質問なんですけれども衛生組合の負担金1億5,300万円、これは3か月分抜けた金額だと思うんですけども、衛生組合が平成17年度特別どんな事業がやられているかということがあれば。通常の処理だけであれば結構ですけども、そのことをお聞きするものです。つまり、149ページから150ページの塵芥処理費のところですよ。塵芥処理費というのは、今までの東総塵芥処理組合にあった焼却場を中心とした一般廃棄物の処理施設の運営だと思います。この中で、150ページのところの各種の委託料関係についてお聞きいたします。

まず、委託料の上から3番目の廃棄物収集運搬委託料です。平成17年度は、これは月割で9か月分だと思うんですけども、台数それから業者数、それからどのようなコース割

になっているか。

次に、少し先に行って、容器包装廃棄物選別処理業務委託料、これも契約の内容をお聞かせいただきたいと思います。それから、プラ処理関係の契約の内容をお聞かせいただきたいと思います。

最後のところに、松沢最終処分場埋立処分終了届出書作成業務委託料ということが書いてあります。これにつきましては、ちょっと一般質問でも出たわけですが、松沢の最終処分場の終了というのはどういう時点が来たらば終了ということなのかということです。661万5,000円かけて終了届の業務委託をするということですが、これが平成17年度の予算に乗せて、17年度末ないし18年度当初にそういうことを出すための準備をしているということに通常では考えられるわけです。ただ、私が聞いているところでは、排水処理場もまだ稼働しているし、実際にシートの破損の問題なんかもし出てきた場合にどうするんだという問題もあるわけですが、そこを最終時点がどこになるのかということについてはどういうふうに考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

まず第1点目の人件費のことにつきましては、やはり総務の職員担当課の方で後でお答えしていただきたいと思いますので、私の方からは差し控えたいと思います。

次に、企業団の負担金につきましても、財政担当課で取り扱っていることございまして、健康管理課では承知いたしておりませんのでその旨お願いしたいと思います。

続きまして、海上町の健康増進センターのトレーニングの内容等につきましてでございますけれども、まず、その内容につきましてはエアロビクスだとか、高齢者を対象とした筋力アップの運動、あるいは基本的なストレッチだとかということ、それと一方水中でのウォーキングなどをやっておりまして、約1万1,000人程度の皆さんがご利用いただいているということでございます。

次に、飯岡町でございますけれども、飯岡にも飯岡健康センターというものがございまして、約6,000人程度の皆さんが利用しているということでございます。ご質問の干潟地区にもそのような施設をどうかということでございますけれども、この点につきましては、後で上司等と相談をしなければ決定できないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、検診の増減でございますけれども、これはざっとした数字は持っておりますけれども、細かい数字ということになりましたら後日お示ししたいと思います。

続きまして、乳幼児健診につきましてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、就学前の乳幼児でございますけれども、対象者は全体で約3,500名というところでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 初めに、東総地区ごみ処理広域化推進協議会の関係なんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、協議会の枠組みが、光町が山武の方に行くということで脱退ということ。それから、多古町につきましても香取地区の方に行くということで、成田市の合併というものを何か目標にしているみたいで、その関係で、実際上は私も3度ほど会議の方に出席しているんですけれども、最初の会議の時は、これ最初の予定どおりだったんですけれども、委員のおっしゃるとおり、当クリーンセンターの反対側に約4ヘクタールほどの土地に焼却施設をとということで、実際には基本測量と、あるいはアセスに入ろうとしていたんですけれども、9月に入りまして光町、多古町の件、県の方もちょっと介入していたんですけれども正式に抜けるということになりました。

そうしましたところ、振り出しに戻るのではないかという話が事業計画の再見直しということで、銚子市の方から焼却施設を1か所ではなくて2か所にしてはどうかという銚子市長の方から提案がありまして、現在首長さん方でどうしようかというような現状にありまして、協議会の事務事業についても暗礁に乗り上げた状態ということになっております。

それから、続きまして2点目の東総衛生組合の負担金ですけれども、これは旧1市3町分の合計額ということで、通常のみということで、特に変わった大きな事業は計画されておられません。

続きまして、廃棄物収集運搬業務委託料、これにつきましてはごみステーションですけれども、1,000か所ちょっとあるんですけれども、それらのステーションのごみを収集運搬していただくということで委託料を計上してございます。業者の数なんですけれども、現在業者は5社、車の台数が9台というふうになっております。

それから、次に容器包装廃棄物選別処理業務委託料、こちらにつきましては1社、共同リサイクルという成田市の業者に委託してございます。これはペットボトルあるいはかん等の資源ごみの選別処理の作業を委託しております。

それから、プラスチック処理業務委託料、ちょっと今重複してしまいましたけれども、プラスチック類をやはり資源化するために分別の業務委託をしています。これは東総リサイクルセンターという業者に委託しております。

それから、松沢最終処分場埋立処分終了届出書作成業務委託料ということになっておりますけれども、終了届け出ということになりますけれども、終了届け出につきましては、終了した時点で速やかに届け出をするというふうに法律上はなっております。ただ、平成10年ごろ、終了してすぐ県の方に事前協議をしたわけなんですけれども、県の方が書類を紛失といいますか、しまい忘れまして、その関係でちょっと今年度になってしまったということで、実際には終了届け出は出しても、廃止届は千葉県下で新法が改正されてからは全く出されていないのが現状です。ただ、委員の思っているとおり、埋め立てが終了したら速やかに出すというのが原則でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） ご質問で1点答えを落としてしまいまして。旧干潟地区の保健センターの維持費はどうしているんだという質問がございまして、それを漏らしてしまいました。

干潟地区は支所の中に一体的になっておりますので、そちらの維持管理で賄っているということで、特別保健センターとしての維持管理はないということでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） まず干潟町の問題からいきますけれども、合併協議の時に保健センターを1市3町すべて持っておりまして、検診のやり方とか診断のやり方に若干違いがあったけれども、それをすぐまとめてしまうのではなくて、できるだけ近場でもってということで、その機能を発揮していくために、支所にも同じように人を配置していくというふうになったはずでありますね。ところが、実際に合併してみますと、干潟町においては健康増進センターのような施設がなかったということで、同程度のものをやはり合併を機に、場所があるわけだからやるべきではないかという意見が、干潟の地域の方からお願いしたいということが出ていますから、これは平成18年度以降の課題にしていきたいということです。これは新市長とぜひ協議していただきたいと思います。これはお願いですから、ご回答は結構です。先ほど相談したいという話もありましたが、検討課題にしていれば結構です。

次に、環境課長からお話があった広域の問題なんですけれども、実は私が聞いているところでは、光町が隣の山武郡の横芝町と合併することについて、だいたい県がいろいろな誘導をしていると聞いております。では、衛生組合はどうするんだという問題もあるし、恐らく水道は向こうと付け替えられないから八総で行くだろうとか、郡を越えた無理な合併がこういうことがいろいろ出てきているわけですが、そこで、9か月で2,100万円なのか全体でどうなのか分かりませんが、7,800万円でもっていろいろと進めていたのがちょっととんざしていると。それも9月だと聞いて私は初めてびっくりしたんですけれども、そうしますと、例の4ヘクタールの計画予定地というのは具体的にどうなるんですか。

なぜこんなことを聞くかといいますと、これは個人的なことに関係するんですけれども、そこに居住している方が来年の8月までに出てくれということを今言われていて、家を探してくれと私頼まれているんです。借家ですね。こんなことがあって私もびっくりして、財政課と話を今までしてきたんですけれども、やはり先ほど申し上げたように、首長同士の協議もあるし県の意向もあるでしょうけれども、そういう変化というのはなるべく、年4回の定例会がありますから、私どもにお教えていただきたいと思います。

なぜかという、正直言って旭クリーンセンター、旧東総塵芥処理組合の施設が焼却についても一定の時期もつだろうと。それから、特に最終処分場についてはかなりもつだろうという中で、一緒になったらどうかという不安が私どもには大変あります。これはご回答はいいですけれども、そういうことで事業を進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

最後に、この点だけのご回答いただきたいんですが、クリーンセンターの問題なんです、運搬業務の単価について今どうなっているかお聞かせいただきたいと思います。東総塵芥処理組合時代に、私も塵芥組合の議員だった時にいろいろと議論した経験があるので、現在どうなっているかということ。

それからもう一つは、松沢の届け出の問題ですけれども、そうしますと塵芥処理組合時代にも1回作ったんですか。それを廃止届と終了届の違いは分かりました。終了届が、もうあそこを使っていないでしょう。出したのにないということはどっちの責任なんです。だから、そうであれば、ないんだったらこの661万円原則的には県から出してもらって書類作るのが当然だと思うんです。そこまでやらないと、やはり県は今何でもかんでもお金を出し渋っているわけだから、自分でなくしたんだらば自分でもって費用を出してくればこっちで作ってやるというのが建前だと思うんです。そこまで市は県に強く言えないかもしれま

せんけれども、そういう立場で予算を見たいと思いますのでご回答いただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ただいまの松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 初めに、東総地区ごみ処理広域化推進協議会の関係でございますけれども、先ほど説明したとおり、現在白紙状態まではいきませんが、全面的な見直しというような状況になっております。地元説明会も1度開いておりますけれども、現状におきましては私どもとしても市長と苦慮している状況でございます。この件につきましては、答弁はこの辺でご理解をいただきたいと思います。

それから、収集運搬の委託料の関係なんですけれども、委託料を決める際、コースとそれからごみの処理量等を勘案してそれぞれの業者に委託をしております。ただ、現状におきましてはこれはもう逆転してしまったわけなんですけれども、収集委託業者がクリーンセンターに搬入するごみの量と、許可業者あるいは直接搬入、現在クリーンセンターにおきましては環境課の職員が全員出て、土曜日も9時から夕方4時まで直接搬入を受け付けておりますけれども、直接の搬入の方が増えてきているという逆転現象が起きております。それらを踏まえまして、来年度以降につきましては委託の方法についても、もっと細部まで検討をする必要があるのではないかというふうに思っております。

それから、3点目の松沢の最終……

（「単価を教えてください」の声あり）

○環境課長（堀川茂博） 可燃が99万4,094円、それから不燃が83万9,000円、それから資源ごみが二つに分けてございまして、92万6,000円と、資源ごみBが89万9,000円という、1か月につき以上のような単価というふうになっております。それに消費税を掛けて、台数を掛けて、月数を掛けております。

それから、3点目の松沢の最終処分場の終了届なんですけれども、実は私の方も多分委員さん方からこういうご指摘を受けるのではないかとこのように思っておりまして、きのう担当者の方に県に行かせまして、どうなっているんだということで出張をさせまして調べてまいりました。そうしましたところ、県の方は事前協議書を受け取っておりまして、ただ、事前協議をしたまま担当者が次から次へ異動しておりまして、ちょっと月日が7年近く経過したというのは私どもの方にも責任は大ではないかというふうに思っておりますけれども、何分私まだ来たばかりですのでご容赦いただきまして、ご質問のとおり終了届け出はすぐ出さなければいけないというものでございます。ということで今年度で委託料の方を予算計上し

てございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） どうもありがとうございます。今の最後のやつは分かりましたけれども、廃棄物の運搬収集、その問題について担当課長からいろいろな詳しいお話がありましたので、少し私の方からもう一度最後に聞きたいんですけども、今、組合委託の収集と一般廃棄物直接搬入とが逆転したということが言われました。ちょうど私、夏にまだ塵芥処理組合から、クリーンセンターになっていたんですけども、平成16年度の塵芥処理組合の冊子をいただいて持っているものですから、それを見ながら聞いているんですけども、合計で組合委託が1万7,929トンですね。それから直搬が8,398トン、これがどういうふうにあれですか。これは16年度の中身だと思うんですが、最近かなり変化があるんでしょうか。

それからもう一つ、運搬業務の委託でもって一つ聞いておきたいんですけども、業者にたまに会って、どうだいということを私も収集ポストでもって会いますからいろいろ聞くんですけども、今は定期的にそのコースを少し変えているんですか。循環的に。昔はもう固定してずっとやっていたんですけども、そのところだけちょっとお聞きしておきたいと思います。単価については分かりました。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 2点目の方のコースの関係の方から先に申し上げたいと思います。

コースにつきましては時々変えております。

それから、あとごみの収集運搬の量なんですけれども、委託の方が1万2,313トンですか。それから直接と許可業者を合計しますと……ちょっとすみません。委託業者が収集運搬するごみの量が1万2,314トン、それから直接搬入の方と許可業者になりますけれども1万4,013トンということで逆転状態になっております。大変すみませんでした。よろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

蔵佐原委員。

○委員（嶋佐原滋之） だいたひ松木先生がやってくれましたので極端に省きます。

132ページの予防費ですね。節区分で13の委託料でございますけれども、がんの検診委託料、いわゆるがんの中にもいろいろございますが、どのようながんをどのぐらいの方々が受診なさっているか、それをまずお願いをいたします。

次に、142ページの合併浄化槽の設置促進事業でございますけれども、これについて私ど

も周辺の町には下水道がございませんで、当然合併浄化槽ということになるかと思います。これについてどのような規模で、どの程度の大きさのものがどのぐらい予定されているのか、それについての補助率の問題も併せてお伺いしとうございます。

次に、やはり149ページの塵芥処理施設の運営費でございますけれども、今、松木委員の質問の中での答弁で、私も気になっていたんですけれども、委託と許可、いわゆる直接持ち込みの部分で逆転したにもかかわらず、委託業者の5という数字と車両の9台というのは相変わらず変わっていない。このことに、やはりごみを少なくすることによって税の負担、税金というか一般財源からのいろいろな点で節約はできると。ところが、こういう形で五つの業者、9台の車両、これを減らしていかなければ、現実の問題として1台1台の運搬量が、1日の運搬量が少なくて同じ金額を払う。そういうことになるかと思います。

合理化の中には、やはり単価を一定ということでここへ集中する近傍の業者が多うございまして、中にはとんでもない仕事をなさって台数を減らされたという経緯も承知しております。私も昭和62年以来ほとんどごみ議会に籍を置かせていただきまして、この経緯については承知しているつもりですが、やはり委託料の問題を検討すると同時に台数の問題も当然のことながら検討していかなければならない。住民の努力によってごみが減らせたにもかかわらず、同じ台数が常に動いている、あるいは台数が増えたという中には、資源ごみであるとか、あるいは分別の区分が変わってきたという裏側もあることは承知しておりますけれども、そういう中であっても合理化を迫る中では、どうしても台数を減らして図っていかなければならない。当然のことながら業者の方々は、1台の車に対して所要の人員であるとかあるいは費用であるとかは変わってくるわけですが、それにしても合理化の中でこの決め方について、いわゆる価格の決め方についてどのように考えていらっしゃるか。

銚子市辺りは入札と聞いておりますし、ほとんどの所が業者間の入札、そういうのが合理的に行われていると聞きますけれども、今99万何がしから83万9,000円、いわゆる中身の問題、運ぶものの違いはあろうかと思えますけれども、そういうのに分けてどのような手立てを講じられようとしているのか、併せてお伺いをしとうございます。

次に、最後の151ページの15節工事請負費の焼却施設改修工事でございますけれども、恐らくはこれは炉のレンガの張り替えか何かであろうというふうに思われますが、これだけの金額がかかるようになるということは、前年度に少なかったのかどうか、あるいは焼却炉の傷みが激しくてこうなったのか。以前、この問題でも非常に今導入されている炉がたしかタクマだと思いましたが、その関連業者が競争もなく請け負っていて、あまりにも高過

ぎるというような経過もございました。今どのようにしてこの代価が競争され払われているのか、お伺いしとうございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、がんの種類とその検査をした人数ということでお答え申し上げます。

まず検診の種類は6種類ございます。胃がんの検診、これにつきましては、これは16年度実績でございますけれども、4,318人が受診しておりまして、18.7%の受診率でございます。次に、大腸がんの検診でございますけれども、受診者4,694人で20.3%でございます。次に子宮がん、受診者数が3,854人で24.1%の受診率でございます。続きまして乳がんでございますけれども、受診者数4,172人、26.9%の受診率でございます。次に、肺がんでございますけれども、1万1,287人の受診者で48.4%の受診率ということでございます。次に、前立腺がん1,595人の受診者で13.1%の受診率となっております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、ご質問の合併浄化槽の促進事業の方からご説明したいと思います。

委員ご指摘のように、下水道の受益外地域につきましては、当然合併浄化槽により排水を浄化しなければいけないということになっておりまして、合併浄化槽の設置促進事業につきましては、国と県の補助事業となっております。歳入の方は29ページと23ページに計上してございますけれども、本予算で198基を見込んでおります。ただ、人槽につきましては、5人槽、7人槽が非常に多くなっております。

それから、最近ちょっと10人槽の方もだんだん家が、浄化槽のこの人槽につきましては建物の面積からということになっておりますので、比較的新築のお宅が非常に大きくなってきていると。それからもう一つは、既存の転換、従来の単独から合併に持っていく浄化槽につきましても、傾向としてはどちらかといえば大きな家の人の方が転換する方が多いという傾向にあります。

次に、委託業者と許可業者と直接搬入ということになりますけれども、確かに委託の方につきましましては、先ほど言いましたようにコース、あるいはごみの収集運搬する物等で単価を定めてありますけれども、実際上は随意契約でやっているというようなことで、逆転現象に

よって当然委託業者を減らし、許可業者を増やした方がいいのではないかという議論は出てきますので、それらにつきましても来年度に向けて検討したいというふうにお答えしておきます。

それから、3番目の工事請負費の関係でございますけれども、現在の焼却施設につきましては、平成4年8月に竣工してちょうど13年を経過しておりますけれども、焼却施設の耐用年数は非常に短くて15年となっております。それから、広域ごみ処理の関係もありまして、八日市場の焼却施設より旭市の方が新しいということで、昨年から本年度にかけましては延命措置を図ろうということで予算を計上してございます。委員のご指摘のとおり、その内容は炉の中のレンガ、あるいはそのレンガをつなぎ合わせるキャスター、それからケーシング等の張り替えといえますか、それらが主な工事の内容となっております。

それから、契約につきましてですけれども、確かに従来随意契約で修繕等を行ってきたわけですが、今回につきましても業者によりまして微妙にレンガの製造方法、あるいは積み方が違う、キャスターとかつなぎ合わせる材質が微妙に違うということで、本来であれば修繕についても当然競争入札でやった方がいいわけなんですけれども、どうしても特殊な機械といえますか、焼却施設であるということを勘案して、現在この工事につきましては工事契約に向けて進めている状況にありますけれども、やはり同じメーカーの方が安全ではないかというふうに現在事務屋としては思っております。

以上で回答になりましたでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 蔵佐原委員。

○委員（昂佐原滋之） 今のがんの部分については了解をいたしました。この部分、とにかく受診率を上げるということに努力なさる、これが当面の課題であろうとは思っております。どうぞご努力のほどをお願いいたします。

次に、環境課長答弁の収集運搬業者の選定の問題ですけれども、やはりごみを減らすことは財政支出の削減にもつながるわけです。それをいろいろな形で打ち出してそれがなった、それがある程度できたという時に、今度次の手立てとして台数を減らさなければならない。

1日当たりの運搬収集量は、台数が同じであれば当然のことながら少なくなるわけですから、楽な仕事をして同じ値段をもらう、こんなうれしいことはないわけですが、やはり目的からすればそうではないと。そうしますと、ある一定量適正な量を収集して運搬する。そうしますと、絶対量が少なくなれば1台の走行距離が長くなるかもしれない。

そこで9台の、これ中身がちょっと不明確で、まだ説明受けていませんけれども、要する

に可燃ごみなら可燃ごみがおおむね6台だったかなと思っていますけれども、その6台を5台にする。その時に、どこの業者の分の1台を減らすということは非常に厳しかろうと思う。そうしますと、ここで取り入れられるのが入札という手立てではなかろうかと。ですから、目的ごとに1台ずつ減らせるものであればそれを減らしていく。それが今競争社会の中での事業の展開ではなかろうかと。一方では、ごみを減らすそういう手立てを一生懸命やって、集めるのは以前と同じ、その形は少なくともできるだけ早くに改めていただきたい。

それと今、許可、直接搬入このことが逆転をしたという事実、これはやはり許可業者は自分の努力によって、今までステーションに出していたごみを、営業の威力によって、では簡単に持って行ってもらおうかという形でするんでしょうから、この許可を増やす必要はないのではないか。これはいわゆる民間の営業努力によってそれが増えてくることには差し支えないだろうというふうに考えますが、その点の基本的な方針というか、それをお伺いしたいと思います。

それと、先ほど松木委員の答弁の中にありましたように、コースの変更については、いわゆる業者が同じものを運ぶということで、要するになれということも必要でしょうけれども、一方では公平ということも考えなければいけませんから、ある一定期間の中でコースの組み替え、変更、これはもちろん今度台数が減るとすれば当然のことながら変更がなされる。それが順繰りに回っていくということになろうかと思います。いずれにしても、来年度に向けての基本的な問題点を改めてお答えしていただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 委託契約につきましては、来年度に向けましてできる限り入札の方向で、当時委託をお願いした時点では業者の名前、飯岡町の業者ですけれども1社がやっております、それからだんだん直接職員がやっていたわけなんですけれども、委託の方がいいのではないかということでだんだん委託業者を増やして、現在の5社9台というふうになったわけでございますけれども、最近までは、委託業者になるには車も準備しなくてはいけないのではないかとかそういう問題までありまして、予備車まで準備した時代もありますけれども、時代は変わりまして、もう本当にやりたい人が参加できるような契約方法に変えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、2点目の委託業者を減らしても許可業者を増やす必要はないのではないかということでございますけれども、これは許可業者を、私どもといたしましては土曜日にも行政サービスするようになって、直接搬入も非常に増えているというふうに思っているわけですが

れども、やはり許可業者の皆さんも当然努力をなさって、一方では決められた曜日、あるいは時間にごみを搬出するのが面倒くさいという方が、お金をちょっと多く払ってもいいから許可業者にお願いしてしまおうという考えもありまして、それらを勘案しますと、方向性としては、委託業者を1台減らせば、反対に許可業者の方を1台増やす方がつじつまを合わせやすいのではないかというふうに思っておりますので、また行政サービスの方も、ある意味では処理は当クリーンセンターでやっているわけですので、その辺の考えで、片方を減らせば、許可業者の方もやはりやりたいという方が非常にいらっしゃるようですので、その辺の均衡を図りながら進めたいというふうに思っております。

それから、コースの変更なんですけれども、これは委員おっしゃるとおり、やはり微妙に距離、あるいはステーションの数によって不公平が生じますので、その不公平さを解消させるためにコース変更を時々行くと。それから、もう一つコース変更には理由がありまして、現在はないというふうに思っておりますけれども、あまりコースになればと、委託業者がついでの仕事をしてしまう場合も過去にはあったというようなこともありまして、コースの方も変更させていただいております。

以上でよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 佐藤委員。

○委員（佐藤芳民） 環境課長に申し訳ないですが、もう一つお尋ねします。

私の勉強不足かもしれませんが、以前の東総塵芥の時に、この予算書に載っている東総グリーンパーク汚泥引き抜き委託料と、それからグリーンパークガス抜き設備工事というのは、何かこういう項目は以前なかった気がするんですけれども、これは何か法律が変わったか何かで、こういうものを出さなければしょうがなくなってきたわけですか。それをちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） ちょっとすみません。先ほどの……すみません。ちょっと休憩とっていただけますか。

○委員長（木内欽市） それでは、15分間休憩いたします。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時20分

○委員長（木内欽市） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 大変失礼いたしました。東総グリーンパークのガス抜き工事につきましては16年度から実施しております。金額につきましては71万4,000円ということで、ガス抜きの管を3基設置しております。ガス抜きにつきましては、ご存じのとおり埋設した廃棄物から発生するガスを抜くための設備で、埋設地盤の上昇に伴いかさ上げしてガス抜きをしております。

それから、東総グリーンパークの汚泥の引き抜きの委託料でございますけれども、脱水機の汚泥の引き抜きを業者に13万4,400円で委託しております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに。

林委員。

○委員（林 一雄） 環境問題でご質問させていただきます。環境課長、お疲れのところ最後だと思いますけれども。

147ページになりますけれども、2番の環境中ダイオキシン調査事業なんですけれども、この13の委託料、それと3番の水質汚濁防止対策の13の委託料、両方同じことをお聞きいたします。この調査なんですけれども、これは場所的にどこを調査して、この調査は定期的に行うものの予算なのか、それをお聞きいたします。

○委員長（木内欽市） ただいまの林委員の質疑に対し答弁を求めます。

○環境課長（堀川茂博） それでは、頭に入っている方からお答えさせていただきたいと思います。

これは毎年実施しております。場所につきましては、ちょっとお待ちいただきたいと思います。年1回でございます。場所が、ダイオキシンにつきましては、大気は中央地区、水質の方が干潟大橋、それから土壌が中央児童公園というふうになっております。

それから、水質汚濁の方ですけれども、水質汚濁防止対策事業につきましては補助事業となっております、場所の方が市内6か所というふうになっております。ですから、場所については、ちょっと今手元に資料が無いんですけれども、よろしいでしょうか。すみません。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） なければ、4款衛生費の質疑を終わります。

続いて10款、教育費の質疑に入ります。

浪川委員。

○委員（浪川光平） 先輩諸氏の方々にやられないうちにやっておく方がいいなというふうに思います。今までお願いやら意見やら、最後の方は要望の方も出ておりますので、そういった観点で私も少し話してみようかなと思います。私の方は1点だけで結構です。

今、国家的な問題になっておりますアスベストですか、この問題についてちょっと触れてみたいというふうに思います。この教育費の中で、予算化されているのかなというような考え方が一つ。もし予算化されているならどこかなと。私なりに委託料を探したんですけども、間違いだと思うんですけども、特殊建物調査委託料、この中に入っているのかな、それともほかのところに入っているのかなというようなこと、これまず第1点目にお聞きしたいと思います。

それで、もしアスベスト問題で各小・中学校または公共の施設の建物、調査してあるならば、その調査結果なり今後の方向性なりお聞かせいただければ幸いだなというふうに思います。

○委員長（木内欽市） 教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、お答えをさせていただきます。

この予算書の中にはアスベスト調査の委託費が全くございません。それで、現在アスベストがどういう状況にあるかということを、学校関係につきましては図面と現場とすべて調査をいたしまして、飛散状態にあるのかないのか、アスベストが使われているそういう部分があるのか、また、アスベストが使われている建材等の中で影響がある箇所があるのかどうか、その辺をすべて学校の方は調査をしております。それで、現状ではその調査費の部分でサンプリングを25か所実施しているところでございます。その予算につきましては、すべて予備費で対応をしております。

それから、その25か所につきましては、だいたい^{ひとつき}一月半ぐらいの中でその結果が出てくるということでございまして、今その結果を待っているところでございます。それから、1か所だけは早目に調査を委託したのがございまして、それは一中の校舎と体育館を結ぶ部分なんです、そこについて調査結果は白ということで、アスベストを含んでいないという調査結果をちょうだいしております。

それで、一部壁、それから天井、そういうようなところで、飛散状態には至っていません

が剥離が一部見られるようなところがございますので、それらについては今、小・中5校という箇所が見られておりますので、ビニール等での囲い込みということを実施しております。いずれにしましても、その調査結果を待つて今後の対応を考えていきたいということでございます。

申し訳ございません。それから、ただいまは学校だけのお話をさせていただきましたが、庁舎等を含めまして公共的な建物、それらにつきましてすべて、今総務課の方が窓口でアスベスト関係の調査の方を取りまとめるということで体制を組みまして実施中でございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 浪川委員。

○委員（浪川光平） 分かりました。議案の審査審議と関係ないことを質問して大変申し訳ありませんでした。しかしながら、大きな問題ですので、関係ないと言いながらも教育委員会、または教育に携わる方々一丸となってこれを解決していただきたいというふうに思います。これは要望とお願いです。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 私も松木委員がやる前に質問させていただきます。

二・三点ちょっと聞きたいと思います。

素朴な質問でありますけれども、231ページ、今年沸きに沸いた甲子園出場、銚子商業の補助金ということで100万円計上してありますけれども、たしか昨年どこか行った時に、急遽旧旭市も補助金をいただきに来まして、その時はこの額とたしか違ったような感じもするわけですが、そうした全国大会についての助成とか補助についての基準をある程度作ってあるのかどうか、そこら辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから、242ページですか、放課後児童健全育成事業、これは昨年から始まった事業だと思いますけれども、かなり今年は予算も組んでありますし、賃金2,109万円になっておりますが、この放課後健全育成にかかわる事業内容、あるいはまたそれにかかわる職員、そしてまたどういった方向性でこれから健全育成事業をやっていくのか。ついでに、旧旭市では非常に特徴のある小・中学校のかがやきプラン、過去4年間学校長の裁量のもとに学校運営、学校経営、児童健全育成、そういったものを推し進めてきたわけでありまして。そのかがやきプランが今年は予算がなくなったと。去年の予算でもそういうことは聞かせられていたわけ

でありますけれども、ある程度効果が上がってきたもの、そしてまた実績のあるものが途中で4年くらいで、かがやきプランが放課後健全育成事業に変わるものなのかどうか、そこらの整合性といいたししょうか、いろいろな問題があろうかと思っておりますけれども、教育委員会または教育長の考え方をちょっとお聞かせいただければと思います。

それから、252ページと253ページ、青少年海外視察研修委託料220万円、この内容について視察先や人数、そこら辺を教えていただきたいと思っております。その19節の説明の欄の下の方の青少年健全育成助成金、どういうものに青少年の健全育成に使っているのかも、ちょっと内容を教えていただきたいと思っております。

以上、何点かお願いします。

○委員長（木内欽市） 教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、私の方から甲子園出場の関係の補助金からご説明させていただきますが、前回、10年前に甲子園出場を銚子商業が決めた時には、85万円たしか補助金を、その時代は1市3町合計しますと85万円の補助金になっております。それで、今回それらの算出根拠といたしまして、1市3町今の新旭市の方から銚子商業へ在校生として何名通っているのか、また野球部に何名部員がいるのか、それら数字を出しまして、総体で自治体から補助金をもらっている総額が、前回もそうなんです、約300万円もらっているというのを逆算していきまして、3分の1程度が旭市から銚子商業へ通っているということで、100万円が妥当であろうというそういう数字をもちまして補助をしているところでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、放課後児童健全育成事業でございますけれども、現在7学童放課後児童クラブを設置しております。中央児童クラブ、それから干潟児童クラブ、共和児童クラブ、矢指児童クラブ、豊畑児童クラブ、富浦児童クラブ、三川児童クラブということでございます。そして、指導員でございますが、現在7施設で、7小学校で18名の指導員を設置しているところでございます。

以上。

○委員長（木内欽市） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、かがやきプランについてお答えいたします。

かがやきプランにつきましては、当初1校100万円、二中、一中については年間で200万円

ということで各学校で大変喜ばれていたわけですが、その後財政の逼迫状態から徐々に予算が減ってまいりまして、そして現在に至ったわけですが、教育委員会としましては、委員の皆さんたちもぜひ続けてもらいたいということで、これは委員の皆さんもご承知のことだと思いますけれども、私が委員長の時も議会答弁の要請がありました時にも、このようなものは続けてもらいたいというようなこともお話しした次第でございますが、とにかく財政の関係で現在の状態になったんですが、その後、その分としまして違う方向での手当をいただいておりますので、課長の方からその細かいことにつきましてお答えいたします。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それから、先ほどかがやきプランの予算の部分につきましては、課外活動支援事業ということでこちらの方を増額させていただいております。同時に、小学校の方に英語指導補助教員の配置ということで生まれ変わったというふうにご理解いただければと思います。また、合併しましたので、今後はかがやきプランをさらに発展さまして新しいプランを策定中でございますので、よろしくご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） それでは、3点についてお答えいたします。

初めに、全国大会の補助金の助成ということでございますが、従来学校の子どもたちについては全国大会への助成ということでございましたけれども、一般、それからクラブの関係での全国大会に対する助成というのはございませんでしたけれども、17年から新しく助成しております。

対象でございますけれども、市内に在住する個人またはスポーツ団体ということでございます。対象の大会につきましては、地区大会及び県大会の予選を通過して国の指定する全国大会に出場するものということになっております。助成の額でございますが、交通費の2分の1ということで出しております。個人出場については最高1万5,000円、団体出場については5万円を限度とするということで17年から実施しております。

それから、青少年の海外視察研修でございますが、これは旧海上町で実施していたものを新しく旭市という部分の中で実施するものでございまして、今年につきましてはカナダ・バンクーバーの方へ行っております。人数につきましては10名、随行1名の11名ということになっております。

もう1点、青少年健全育成助成金でございますが、その内容でございます。旧海上地区の

花いっぱい運動という部分と、それから干潟地区の青少年ボランティア事業という部分で助成をしております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 明智委員。

○委員（明智忠直） かがやきプランについて、学童保育、放課後児童健全育成とちょっと認識が違って質問内容が違いましたけれども、昨年からたしか週末児童支援対策事業というのがありまして、課外活動とかそういうものとマッチして、いろいろな部分での予算をそっちの方へ回すというような部分は確かに聞いたんですけれども、今、学校教育課長から小・中学校かがやきプラン、教育長から聞きまして、ぜひひとつこれからの予算の中で復活要求といいでしょうか、かがやきプラン、学校長なんかはかなり交渉で予算を計上してもらいたいなというような要望もありますので、ひとつぜひお願いしたいと思います。

それから、海外派遣の海上町の部分でやっているということですが、旧旭市でも農業と商業の海外派遣交互に今までやっていたわけですので、それらも含めて、これから新しいそういった海外へ目を向けた青少年のリーダーを作っていけるような事業を展開していただけたらと、そんなように思います。要望でありますので、ひとつそういうような状況でこれからもやっていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（江波戸邦夫） 三・四点お尋ねしたいんですが、まず教育関係の学校の管理費の関係でございますけれども、私忘れたんですが、小学校がちょっと何校か、中学校が多分5校だと思うんですが、それらの管理費の予算の要求とといいますか、そういうものについてはある程度の各節まで枠をはめてしまって、それで要求していくものか。あるいは一時期はやりましたように、各学校の学級数、生徒数、そういうものを勘案して、たまたま旭の中央小だったら金額はあるいはまた1,000万円なら1,000万円、それを各節に校長先生なりの裁量で上限を決めておいて、事業費は幾ら使いたい、何は幾ら使いたいということで、各学校の裁量に任せるような予算の要求というのがあるんですよね。ここの新しい市は、この予算というのは、ある程度学校のそういう裁量に任せた予算編成であるかどうかというのが1点目。

それと2点目に、244ページだと思うんですが、一番頭に学校管理費の中に学校業務委託料、多分、違ったらごめんなさい。これは学校の用務員の賃金ではないかなというふうに私は推測するんです。そういうことで、小・中合計すると何校になるか分かりませんが、この用務員はそういう委託の方式、海上町でもっておりますけれども、委託の方式の学校が何人、それと市の正規職員とといいますか、市の職員が恐らく行政職にいたと思うんですが、

そういう職員が何人ということが分かりましたらお願いしたいと思います。

次に270ページ、これは私どもの町の駅の展示室だと思うんです。ふれあい館、これが120万8,000円ということで計上してありますけれども、ここにボランティア、有料ボランティアといいますか、月に3,000円ぐらい支払ってそういう方に奉仕的な活動で常駐をして、多分今でも常駐していると思うんです。ところが交代でローテーションを組んで毎日ですから、なかなか後任が見つからないと、そういう悩みがあるようです。そういうことで、何か今はボランティアに参加して五・六人で組んでいると思うんですが、その後任が見つからないためにやめるにやめられないというお話も聞くんです。ですから、この辺をある程度考えていかないと、毎日毎日お客が来ますかといったら、お客は3日にも5日にも来たことがないよというような状態で、中に入って書を見たり絵を見たり、そういう方がほとんどないようです。ですから、この辺のこれを、この間旭市の銀座通りで何かそういう会がありまして私行きましたら、その場合は何日から何日までは私どもが場所をお借りしますと。しかし、日中の管理運営については主催する方が交代で行くというような方式をとっているように聞きました。ですから、この辺もそろそろボランティアということでやっていっていいものかどうか、それを考える必要があるのではないかと思います。

それと、学校の給食の関係ですが、これは歳入になりますけれども、過年度分として13万7,000円というのが計上してあります。これは歳入ですけれども、決算の分科会長の報告で、何か海上町、飯岡町の学校給食組合で滞納をしているのが300万円あるというふうに私頭の中に入っているんです。ですから、これは数字が恐らく相当増えてくるのではないかと思います。これらの処理というのは、税の場合ですと時効が成立して落としてしまいますけれども、このほかにも塵芥組合にも何かそんな歳入でありましたよね。こういうものの処理というのは何年でどうなのかですね。どういうふうに、不納欠損にしまって最後はどうしても取れない……取れないというのはおかしいけれども、納まらないのは落としていかざるを得ないと思うんです。飯岡町、海上町で300万円というふうに私記憶があるんですね。その数字が正しいかどうか、あるいはこれをずっと引っ張ってどのぐらい引っ張っていけるものかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、まず初めに予算配分の方の関係でございまして、学校管理費につきましては、どちらかといいますと事務局が予算執行する部分が多いわけで

して、小学校、中学校ともに教育振興費の方のもろもろの細かい学校で支出をしていく、それらの部分が主になろうかと思いますが、児童数等を基に配分を各学校ごとにやっておりますので、どちらかといいますと総額配分的な形の予算の見積もりになっております。

それから、用務員の関係でございますけれども、小・中全部で22名用務員いらっしゃいますが、我々職員の身分として、常勤であります用務員が小学校で6名おります。それで、パートの臨時で雇い上げている用務員が小学校で2名、中学校で2名、それから業務委託をしております用務員が小学校で8名、中学校で4名、合計で22名ということでございます。

○委員長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） それでは、207ページのふれあい館ということで、これは海上駅舎のギャラリーのことだと思いますが、今、委員がおっしゃったとおり6名のボランティアという中で実施しているというふうに聞いております。予算的にもこの委託料にございますとおり、施設維持管理委託料6万円掛ける12という部分の中での措置だということでございますが、確かにあまり使われていないという部分もあるようですので、今、行政改革の検討会を実施しておりますので、その中でこういった形での管理がいいのか検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは給食費の関係で、先ほど歳入ということで13万7,000円ということでございましたが、これは平成16年度以前の納入の見込額でございます。それで、ご指摘のとおり、300万円滞納というふうに私も聞いております。これは2年で本来は時効ということで不納決済をということなんですけれども、税金の方の滞納と違いますので、やはり納めていないとしても、現実には学校の子どもたちは給食を食べているわけですね。ですから、そういった子どもたちに、君は給食費を納めていないからだめだというわけにもいきませんので、現在は実際に食べているんですけれども、公平性ということでこちらの方としても、できるだけ親の方には通告をいたしますけれども、その辺等ご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） 江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 予算の関係ですが、やはり役場の事務方が考える配分方法よりも、学校の現場にいる校長先生をはじめ先生方が1年間の学校運営をするには、本年度は楽器を多く買いたいとか、これはこうだという、いろいろな要望があると思うんです。ですからできるだけ、できるならば先ほど課長がおっしゃったように総額を配分して、あとの各節の計

上については学校の側で、その額をオーバーしない範囲で組んでくださいというようなやり方が、使い勝手がいいという言い方はおかしいけれども、学校としては助かると思うんです。

ただ、ある市によってはもう事務屋ががちんこはめてしまって、何節はこのぐらいたとか、何節はこのぐらいたと、節まで金額を入れてしまって、これでいいだろうというようなやり方をしている町や市もあるんです。ですから、できるだけ現場の先生方が使いやすいような格好でお任せするような方式がいいのではないかなと思います。

それと、ふれあい館ですが、将来考えざるを得ないということですが、私は旭市に展示場があるというのを今まで実は知らなかったんです。ある機会がありまして行きましたら、すごく私はこの海上町のふれあい館のことが頭にありましたから、いや、これは大変だなと思ったら、借りる際に借りる方が、その期間は何時にあけて何時に閉めてというその管理は、その方たちの責任においてやるということであつたもので、なるほどなと。そして海上町の方の駅のあそこもお客が全然こないのに、毎日毎日火曜日が休みですか。奥さん方が何も用事がないそうですよ。じっと座つてあそこにただひたすら待っているだけだそうですから、やはりそういう形に変えていった方が効率的ではないかなと。やめろということではありませんから、そういう形も一つの方法だなと思います。

それと給食費の関係、これは当然子どもたちは毎日来ているんですから、あなたはまだ払っていないからだめだよというわけにいきません。ただ、お金が入ってこない。入ってこなければ当然予算上は処理としては過年度の未納金ということで、現年、過年でいきますから、出てきますから、これらについては当然いつの時点かでこれを落とさないとまずいでしょうから、やはりそういうのはもうお願いをして、なおかつ期限が来た場合は、2年ですか、落としていかなければならないなと。

ちょっと心配なことは、公の機関がやっているそういう負担金なり使用料なり、そういうものについて、私どもがびっくりするような二・三か月前に判例が出ましたね。給食費は2年というのは私分かりませんが、そういうことで各自治体が相当悩んでいるということで、水道料金は今まで5年で取っていたのが、市が負けてしまって2年になってしまったということで、何か相当ほかの使用料だとかこちらがいただくものについては、今までの観念では対抗できないのではないかなということでもありますから、塵芥組合にもありますね、過年度分が。それらをもう1回確認をして、こちらが言っている、根拠にしているものが正しいかどうか、何か各町でどうしようかということで相当困っているという話も聞いておりま

すので、もう一度その辺を確認をして。取れないものをずっととっていたらとんでもないことになりますからね。それらを参考に申し上げておきます。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） では10款について、皆さん方だいぶご質問いただきまして、私ども少なくなつて助かりました。

233ページのところからいきます。

これは額は少ないですが、平成17年度の予算の概要にも出ている事業です。適応指導教室指導員配置事業、旭市が独自にいろいろやっただいて大変成果もいろいろ上がっているんですが、これは少しこの教室に来る方が増えればいいということではなくて、やはり人的な配置もちょっと増やして、今、週5日間授業があるわけですから、その週5日間すべて通えるような形にしてもらいたいと思うんです。ここまで何年か実績を作ってきました、大変教室に戻っている方も出てきたりということで、私は成果が上がっていると思うんです。ですから、これを少し来年度に向けて充実をしていただきたいと思うんですけれども、それについての今の教育委員会のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、234ページのところに教育情報センターです。今回、協議会から市の直営のセンターになったわけです。それで、時代の要請で最近では中身もだいぶ変わってきていると思うんですが、職員は2名、賃金職員がいらっしゃるという形ですが、17年度合併して同じような仕事をやっているわけですが、この機会を新たにして、各学校やそれから情報提供している所との連携で、市の中核的なこの情報関係の施設に少し変えていくような中身にならないのかなと。

ホームページなんかも見るんですけれども、市の組織になったのに、市のホームページには入っていないんですね。ですから、リンクのところに入れていると思うんですけれども、私はそこは見たことないんですけれどもね。やはり、ここは今までの実績がかなり積まれて、電子的なものだけではなくて、映像的なものはフィルムから何から全部蓄積されているわけですから、ここをもう少し中核的な組織に変えるようなことが必要だと思うんですけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、小学校費です。今お話もありましたところで、まず小学校費の委託料関係は小学校修繕事業ですね。230から240ページにかけての工事請負費のこの計画を、概略でいいですから、すべてでなくていいですから、大まかなところをご報告いただきたいと思います。

それから241ページです。小学校の要保護、準要保護、これは決算の時に旧旭市の決算で、

だいぶ最近は増えているようなので、平成17年度は合併して何人ぐらいの方を今対象にしているかという、人数がどの程度1市3町の16年度から増えるかということでよろしくお願いします。

それから242ページ、補助教員配置事業ですが、私の記憶では旧旭市と海上町において、独自やまたいろいろな補助的な事業を受けてやっていたと思うんですけども、補助教員の1市3町合併した配置状況をお聞かせいただきたいと思います。

同じ242ページの放課後児童健全育成事業、他の委員が質疑しましたから私はそれにかかわらない部分で2点ほどお聞きしたいと思います。

従前から、ご存じのように10人にならないと補助事業にならないということでいろいろな問題があるわけです。私どもの同僚の嶋田議員が、当初6人だったのが今は三川小学校で年度を越えて18人もいるということで、大変走り出しは補助対象ではありませんでしたけれども、現在では補助対象になっているということだそうです。大変そういう面では前進したなと思うんです。現在、きのうの新聞にも出ていますけれども、全国的にこの学童保育というのは増えているわけですね。物すごい勢いで増えています。これはそういう需要が、子育て支援という問題もありますし、国も力を入れなければということで総務省辺りも増やしているということで、厚生労働省に予算的な配分をしているんでしょうけれども。

そこで、出だしの基準を10から始めるというのをやはり少し検討して、最初の走り出しは独自財源で少しやるということ、こういうことに変えなければいけないのではないかな。それからもう一つは、旧海上町でも嚶鳴小学校で一部保育所との契約で始まったようですね、変則的に。教育委員会は知らないかどうか分かりませんが、これは事実なんです。これはどういう形なのか、同じような形で何人かいれば、来年度から10人にならなくても始めていく。また、考え方によっては、例えば海上支所の管内で、全体で10人いれば一つの所で3校分をやると。これは千葉県内でも下校時に車で集めてやっていくということがやられている自治体もあるわけです。

それからもう一つは、一方では厚生労働省は、40人以上は多過ぎるよという指導が来ているわけです。具体的には中央小学校は50人を超えてやっているという。そうすると、分散しろとは言いませんけれども、指導員を増やしてくれていますからそれなりの対応はしていると思うんですけども、そういう問題も出ているということなので、そのところの特に旧海上町の変則的なものについてご存じだと思うんですけども、これを正規なものにしたいと思っていますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に246ページ、中学校の建設事業の予算的なことについて聞きます。契約その他のことについては第38号で聞きます。

まずこの事業が、総体として15億円前後で今回落札されて契約されるわけですが、建物は15億円ですけれども、これに付随してどのぐらい設備が、それに伴うのが今考えられているのか。17年、18年の事業年度で今年が約7億円、来年が債務負担行為ですと約10億円、全部で債務負担行為が17億円になっているわけです。今回工事費が15億円前後だったんですから、あと残りの2億円というのが中の備品やその他のものなのかということです。今回の15億円というのは、外構も含めて全部だと思うので、そこら辺も確認しておきたいと思います。

それから、予算的なところにこの246ページのところの積立金取り崩しの支出がまるっきりないんですが、平成16年度の旧海上町の学校建設基金の残高は約3億円あります。これはいつ取り崩して使うんですか、その予算的なあれです。

それから、財政課が来れば聞こうと思ったんですけれども、本会議で海上中学校の建て替え債については、合併特例債を使うということだそうでありますけれども、それはそうなのですか。それから、補助については2分の1と3分の1の部分があるというので、そこら辺のところも教えていただきたいと思います。

それで、平成18年度中に建設が終わって、そうするとこの中学の移転というのは、今度はグラウンドその他の問題もありますけれども、市では全体として海上中学校が、今のところから全部使えるように移るまでに総体として幾らかかるという計画でもって今動いているのか、ここのところをお聞かせいただきたいと思います。

次に、247ページのところには中学校の要保護、準要保護があります。これは小学校と同じに最近増えてきているようなので、全体の人数などをお教えいただきたいと思います。

248ページのところには、中学校の補助教員の問題があります。補助教員の問題については現在何人かということです。そこで、小学校、中学校の補助教員というのはこれはチーム・ティーチングを中心とした補助教員の方を、市独自ないしは一定の補助金で動かしているわけですが、教育委員会に先日本会議でちょっと聞いた市内の学校の各クラスの人員をいただきましてありがとうございます。この中で確認しておきたいんですが、県の少人数学級の基準は現在どうなっていますか。クラス数が多い所というのから、平成17年度からその学校の規模が取っ払われたわけですね。ですから、県内の小学校の私が話で聞いているところでは、3年生までは38人以上はクラスを分けるといふうになったと思うんです。ところが富浦小学校の1年生は38人のクラスがあるようです。5月1日というのがちょうど

基準日なんですけれども、これについては県から何かご指導なりそういう人的な配置がないのですかという。

それから、私は少人数教育もしかりですけれども、学級の問題は大変大事だと思っているんですけれども、中学校に行くと39とか38とかありますが、40になっていませんからクラス分割は必要ないと思うんですけれども、こういう所にも現在の今の中学校の補助教員、学科によってちょっと違うんでしょうけれども、そういうものでもって基礎・基本をきちっと身に付けていただくような少人数教育の計画は、17年度行われるのか、それとも来年度からお考えいただけるのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

次に、257ページになります。県立海上キャンプ場維持管理費が810万8,000円出ています。聞くとおとよりによりますと、千葉県は県立海上キャンプ場にある所の体育館とキャンプ場の施設を、指定管理者制度によって旭市に管理をお任せしたいということを、この定例県議会に出しているようです。それについて旭市はどういう対応をしてきたのか。恐らくこの810万8,000円というのは県からいただいている中で、賃金職員を雇ったりしてやっているんだと思うんですけれども、その中身についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、262ページになります。図書館費です。

図書館費については、だいたい毎年、263ページにありますように、ここ何年かは旭市立図書館につきましては図書購入費600万円から700万円の間を推移してきたわけです。合併を機会に、旧3町の公民館の図書室を充実して、ネットワークの出先という形のものを考えられないか。3町には図書室があります。図書の充実度は違っていると思うんですけれども、そういう所にまず検索の出先の端末を持っていくということ、それから、そこにも標準的な蔵書を置くということ、こういう面から見て、来年度は600万円でなくて、かなりの金額でもって図書購入を増やしていただきたいと思いますけれども、ネットワークと図書購入の問題についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、263ページです。これは現状を聞きたいんですけれども、図書館情報サービス提供業務、これはレファレンス数とか、それからアクセス数とか活動の状況をお聞かせいただきたい。予算的な基礎も聞きたいですけれども、よろしくお願いします。

次に271ページ、ここに飯岡歴史民俗資料館の活動費というのがあります。16年度までここには人がいなかったというふうに聞いておりますけれども、今回17年度から賃金が213万円出ておりますけれども、ここは人をここに常駐させて開館をしていくということなのでしょうか。

それから、次のいいおかユートピアセンター関係の事業番号2番の管理費ですけれども、1,754万円ですが、何かユートピアセンターは冷暖房が壊れているということですから、17年度中に修理をするという予算が盛られているのでしょうか。

それから281ページにいきます。学校給食センターです。

281ページからは学校給食センターの第一学校給食センター、旧旭市については配送料が委託です。それから、第二、第三は配送についてはどうなっているかだけ確認しておきたいと思います。第二センターについては、建て替え計画を考えなければという時期に来ているようですけれども、そこら辺の教育委員会のお考えもお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ただいまの松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、まず適応指導教員、234ページの件でございますが、週3日を週5日ということでございますけれども、現在もそれにつきましては、来年度できる範囲で週5日の方の実施に私どもの方も考えていきたいなというふうに考えております。ただ、一つ問題は、あまりにもフレンドあさひが子どもたちにとって居心地よくなりますと、逆に学校に帰れなくなってしまうという問題もございますけれども、できるだけ5日間で考えていきたいなというふうに思っております。

それから、232ページの教育情報センターの件でございますが、教育情報センターにつきましては、今まではキャッチフレーズが、電話が来れば30分で届けるということでキャッチフレーズをやっていたんですけれども、これは教材の機器のサービスを中心に行っていたわけですが、今後合併を機会に、コンピュータを含めたサポートセンターというふうに、私どもの方を成長させたいなというふうに考えております。

このサポートセンターにつきましては、各学校の先生方にコンピュータに関する使い方とか、あるいは問題を解決するためにどのようにやったらいいか、あるいは授業でコンピュータをどのように使っていくかと、そういったことでサポートを中心に今後考えていく。また、成長させたいなというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の準要保護の生徒数でございますが、県内の方ですけれども、県全体でいきますと、県全体は準要保護が小学校で当初の数が1万7,110名でございました。そして、過日全部電話をして調べさせていただきましたところ、実績は1万7,361名でございます。これが小学校の実績でございます。そして、中学校の方は、当初の数がどの市町村も合計し

ますと9,371人でございます。そして実績は9,201人でございます。これが県内の推移でございました。

それから、旭市の方ですけれども、旭市は小学校の方が当初の人数が92名でございましたけれども、10月段階の実数が106名でございます。これは小学校でございます。そして、同じく中学校の方が当初が55名でございましたが、10月の実数は62名ということで、それぞれ小・中学校とも増えているという現状でございます。

242ページの小学校教員補助員配置事業でございますが、これにつきましても来年度、先ほどの少人数指導と重なる部分がございますけれども、小学校の方ですけれども、先ほどの部分と重なる部分がありますが、小学校においては少人数学級ですけれども、千葉県は小学校1、2年生におきまして、それから中学1年生におきましては38人以下で編制するという弾力的なものを設けて今現在実施しているところでございます。ですから、先ほどご指摘がございました富浦小学校ですけれども、これにつきましては38人ですので1学級のままということでございます。ただし、これにつきましては県の方から1人、多人数指導教員ということで配置されております。多人数になります。18年度につきましては、市内の学校の状況を見まして、県とまたそういうのも勘案しまして配置したいなというふうに考えております。

それから、学童について10人以下は開設していないということでございますけれども、現在できる範囲で、先週も琴田小学校の方も見に行かせていただきました。そして、あす発送で各1年生、2年生及び新1年生の保護者にアンケートをとって実施したいなというふうに思っております。

それから、海上町の方で嚶鳴幼稚園の方で始まっているということでございますけれども、海上町の方は鶴巻小学校の子どもたちが、やはり鶴巻保育園でやっておりまして、それから嚶鳴地区が嚶鳴保育園ということでスタートしているわけでございますが、これは保育所地域活動低学児童受け入れ事業ということでスタートしているんだそうです。これにつきましては17年度で一般財源化ということで県の補助金が廃止されるというふうに聞いておりますので、我々もできるだけ嚶鳴小学校の方に学童の方を設置したいなというふうに考えておりますけれども、前にも本議会でお話ししましたとおり、場所的な問題でそのところをクリアしたいなというふうに考えております。できれば前向きに進めたいと思っております。

それから、給食関係につきましてですが、第二、第三につきましては自前で配送している。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、240ページの小学校の工事請負費の方の関係でございますが、旭中央小学校のトイレの改修、これにつきましては現在実施中でございます。それから、富浦小の屋内運動場の床の改修、これはもう終わりました。それから、矢指小の運動場の連絡通路改修、これも終了しております。それから、共和小の屋内運動場の屋根の改修事業、これも終了しております。それから豊畑小の廊下の床の改修、これも終了しております。それから、鶴巻小では体育館の渡り廊下があるんですが、その屋根を含めまして鉄骨の塗装等の工事も終了しております。それから、同じく鶴巻小学校で照明器具の取り替え等を実施、これも終了しております。

運動場改修工事ということで123万9,000円ここがございますが、これは植木の移設ということで時期を選ぶものですから、これから実施をさせていただくという内容でございます。

それから、海上中学校の方の建設関係でございますけれども、まず総体的に予算が17億3,500万円ほど予定しておりましたが、今回本体工事の部分が第38号の議案として提出させていただいておりますが、15億3,300万円、残り約2億円ございますけれども、21日の日に運動場の工事の発注、入札を予定しております。これらをすべて実施した後に、現在私どもが概略つかんでおります中では、約8,000万円から9,000万円程度予算が執行残として現状では残るだろうという予定をしております。

それで、先ほど委員の方から備品関係につきましてお話がございましたが、備え付け等の備品、それらについては今回の本体工事の中にすべて含まれております。それで、生徒の机ですとか職員の机、それから、あとは事務機器等、これらにつきましては現在のものをすべて新しい学校の方へ移動するということでございますので、今現在、新たに執行残によって備品をそろえるというものは現在は計画しておりません。

それで、外構の部分でございますけれども、外構もすべて今回の本体工事に含めてございますので、付随してくる事業がこれから出てこないという、そういう予定をしております。

それから、これは財政の方からご答弁申し上げればよろしいんですが、積立基金に3億円、それから合併特例債の方の関係ですけれども、取り崩しにつきましては、これは年度末か、もしくはその財政的な総体的なものを含めまして、その次の年になるのか、これは定かではございません。

それから、起債の関係でございますけれども、これは基本的には合併特例債を3億8,000万円予定したいということですが、当然事業費が今回変わってきていますので、これらもまだ起債の決定がなされませんので、はっきりした額はこれからになろうかと思いますが、基

本的には合併特例債を使うと。それで、仮に合併特例債の方ですべて認めてもらえないというような事態が生じた場合には、通常の文教の起債をそこへ充てていこうという、そういう予定を聞いております。

それから、補助金の方の関係の2分の1、3分の1の部分ですが、この2分の1の部分につきましては、現在の海上中学校の面積に対して補助金そのものが決まってくるんですが、中学校の施設の基準にまだ達していない部分の面積が、パーセントでいきますと延べ床面積の約十二・三％あります。それで、補助金との比較になりますが、2分の1部分での補助金で申し上げますと、約3億1,000万円の補助金の16％ほどが2分の1に該当する部分、それから危険もしくは不適格、そういう3分の1の補助金に該当する部分が残りの83％ほどになるかと思えます。

それから、中学校の移転に伴ってそれに要する費用は出てくるのかというお話でございますが、先ほど申し上げましたように、生徒の机ですとか、そういう備品関係を移動しなければなりませんので、それらに対します運搬経費的なものは当然出てこようかと思えますが、まだこれらは不確定でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） それでは、ご質問6点についてお答えいたします。

最初の1点目ですが257ページになりますが、海上キャンプ場の指定管理者についてという部分でございますが、はっきり言って現在検討中でございます。検討中といいますのは、確かに県の方から海上キャンプ場については指定管理者にしますよと。これは海上キャンプ場は県の方からはっきり来ていますが、海上キャンプ場にかかわらず干潟の陸上競技場、それから東総文化会館等についても指定管理者というふうに話を聞いております。その中で、海上キャンプ場という話でございますので、県の方から直接こちらへまいりまして、海上のキャンプ場を引き続きという部分でお願いしたいと。

しかし、今法律の改正の中で指定管理者制度を県は行革の中でとりますよということで、旭市が指定管理者として受けてもらいたいという話がございました。これにつきましては県の課長からそういう話がありましたが、よく上司と相談した中で決定したいと、今の段階では答えは出せないという話をしております。というのは、旭市の方も現在行政改革の中でいろいろ施設についてもどういうふうに管理していくかという検討をしております。その時に、県の施設でありますものを指定管理者としてどうだという部分については、今即答はで

きないというふうに答えてございます。これについては助役とも協議しておりまして、県の方と詰めていきたいというふうに今のところ考えております。

それから、262ページの図書の問題でございます。合併しましたので、当然図書のネットワーク化も考えていかなければならないのではないかと。旧3町とのネットワーク化というお話でございます。当然旭市の図書館は一つしかございませんが、各公民館、それに付随する施設には図書室がございまして。当然将来的にはネットワーク化という部分も考えていきます。それと同時に、各学校にもかなりの図書はございまして。ですから、学校とのネットワーク化を先にするのか、こちらを先にするのか、今後検討する課題でございまして、学校にも旭市の図書館と同様の、トータル的には10万冊以上20校の中にあると聞いておりますので、そういったものとのネットワークも当然必要になると思っております。そういった意味ではネットワークを検討するということでございます。

それから、図書の購入ですが、現在の図書の購入につきましては、旭市が約600万円で年間4,000冊、それから海上町の公民館の部分については500冊ぐらいの100万円の予算、ユートピアセンターについては10万円、干潟町も同じようなものという部分であります。これにつきましても、図書につきましては現在図書の計画も持っておりますので、そういった中ですべての子どもたち、それから市民の方に本を読んでもらいたいということの中につきましては、この冊数についても検討していきたいというふうに思っております。ただ、旭市の図書館につきましては、収納可能冊数7,000冊ということで、もういっぱい状態でありますので、それも含めましてどういった形で本を増やしていくかという部分を、これから検討したいというふうに思っております。

それから、263ページの情報サービスの状況、効果ということでございますが、この情報サービスにつきましては、蔵書検索システム、それと本の予約ができると。家庭からコンピュータ、パソコンによってインターネットを通じて本の検索、本の予約ができるというサービスでございまして。実績はどうだという部分でございまして、16年の3月に完了しまして、現在のところ約1万3,000件に上る検索のアクセスがございまして。予約の件数も導入前と比較をしまして年間817件の伸びがございまして。そのうち296件につきましては、インターネットによる予約というふうになっております。かなり効果があるというふうに感じております。

それから271ページ、民俗資料館の問題でございまして賃金の計上があると。去年はなかったということでございまして、合併を機にやはり施設管理が必要だろうという部分の中では、臨時職員の予算計上をしたというふうに聞いておりますが、実際はユートピアの職員が

今のところ対応できているということです、この予算については実施していないということでございます。

それから最後になりますが、ユートピアセンターの施設の冷房につきましては、確かに8月暑い時に故障をいたしまして市民の方々にご迷惑をおかけしましたが、これにつきましては予算の中で272ページの修繕料の165万3,000円でございます。この修繕料において冷房の修理、浄化スクリーンを直しました。ですので、当該年度の予算で直したというものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） それでは、再質疑をさせていただきます。

海上中学校の問題についてはだいたい分かりましたけれども、財源起債関係は財政課でまた詳しく私が独自に調べてみます。

それで、1点ちょっと私聞くのを漏らしてしまったところがあるので、ちょっとこれを先にお聞きいたします。

245ページになりますが、大事なところなのでちょっと申し訳ないと思います。中学校の耐震診断があります。480万円、これはどこをやるのかということです。聞くところによりますと、干潟中学校については耐力度診断をやるかという話はちらちら聞いていますし、飯岡中学校につきましては、もう耐力度診断が終わって基本設計ができて、早く建て替えなければという話も聞いていますけれども、そこら辺の中学校の建て替え、それから旭市の第二中学校の問題、ここら辺のところはどういうふうに考えているかお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じ所の中学校の教室等の改修工事も、概略で結構です。あまり詳しくなくて結構ですから、どういうふうになっているかお聞かせいただきたいと思います。

257ページの海上のキャンプ場の問題なんですけれども、特に教育委員会の所管である今お話がありましたけれども、私もそういううわさを聞いていましたけれども、東総運動場だとか東総文化会館だとか、そういう社会教育体育施設を県が自治体に移管しようと。移管するといっても、すぐはやれないから、指定管理者制度でもって金だけ出して運営を任せようというのがどんどん今県内で進んでいるわけです。これにどう対応するかというのは、この地元の自治体がこれから、私ども議員の意見も聞いてもらいたいと思うんです、教育委員会だけでとか執行部だけで考えないで。これはやはり行革とか県が財政が大変だから、手離し

てしまえばいいやという問題ではなくて、その施設がその地域、県の施設であるべきなのか市の施設であるべきなのかという議論もないまま、移管だけがされたというのは大変なことなので、特にまだ結論は出していないようではございますけれども、早晚この問題が起こってきて、例えば指定管理者を受けてくれなければ、体育館は更地にしてしまっただけで、土地が旭市だから返しますよとやられたら、地元の人たちはまだ使えるのにという問題もあるわけです。

極端に、こっちが行革でもって行革推進室長が、行革大綱の中には旭市も指定管理者制度をやるかもしれないということを答弁していたから、そういう問題とも絡んでくるので、公共施設というのはどう使うべきかということについての議論がきちっと教育委員会でやってもらいたいと思うんです。今回、三つの施設は教育委員会に直接かかりますので、そのところをぜひお願いして、住民の役に立つ課題での結論をお願いしたいと思います。

あとはだいたい細かくご答弁いただきましたので、その点だけよろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 松木委員の質疑の途中ですが10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時48分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松木委員の質問に対して答弁を求めます。

教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、245ページになりますが、中学校の耐震診断の關係の委託料でございますけれども、480万円ございますが、これは二中の北校舎、南校舎の1次診断、それから同じく二中の体育館、これは2次診断。実はきのう入札を終わりましたので発注をしております。

それから、15節の工事請負費の方の關係ですが、これも二中の高架水槽の架台が壊れておりましたので改修をしてございます。それから、飯岡中学校で特別教室にガス漏れがあったということで、急遽これも実施をしております。もう既にこの二つの工事については完了しております。

それから、この耐震診断に絡みまして、飯岡中学校、干潟中学校の整備はというお話でございますが、飯岡中、干潟中ということももちろんなんです、20校すべてで同じような状

況の部分もございますので、総体的にどう進めていくのかということで若干ご答弁申し上げますと、小学校では中央小ほかの3校で1次診断を実施しております。これらの結果は、いずれも耐震基準のない時代の45年以前の建設の建物でございますので、耐震力不足という、そういう結果になっております。

それから、これから45年以前の建設で耐震診断を必要としておりますのは、滝郷小学校の西校舎、これが1校ございます。まず基準のない時代に建設をされましたこれらの校舎の整備というものを優先していくわけでございますが、ただいま申し上げておりますのは小学校でございます。順を追って中学校の方も申し上げますけれども、耐震補強を実施していく場合には、今後2次診断を加えて実施をさせていただくということでございます。

それで、中学校におきましては、先ほど申し上げましたように、二中で今校舎と体育館で診断を実施中ということでございます。そして、委員おっしゃられましたように、飯岡中学校の教室とそれから体育館、これらにつきましては耐震診断をもう既に実施しております。それから、干潟中学校の教室棟につきましても、一般質問でも答弁させていただきましたが……失礼しました。飯岡中の耐力度調査です。干潟中学校も耐力度調査をともに実施をしております、ともに基準を下回っているという、そういう状況でございます。これらもやはりすべて耐震の基準がない時代、45年以前の建物ということでございます。

したがいまして、小・中ともにこの45年以前の建物をどういうふうにこれから整備をしていくのかということでございますが、その際順位付けをして計画的に整備をしていくわけですが、もちろんこの耐震診断、耐力度調査の結果、これらが優先されるべき所とは思いますが、建築年数というものも中で考えていかなければなりませんので、それらを総合的に判断しながら、順位付けをさせていただくということでございます。ただし、整備に当たりましては市長が答弁申し上げましたように、耐震補強ができるのであればそれを優先して考えるんだということを基本に申しておりますので、耐震補強というものをまずは考えながら。ただし、これらは昭和30年代の前半に建設されたものもございまして、果たして耐震補強で済むのかどうか、これが今後の十分協議をしていかなければならない、そういう問題だと認識をいたしております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 教育長。

○教育長（米本弥榮子） 海上キャンプ場についてですが、先ほど生涯学習課長からの答弁にもありましたように、ただいま助役とも協議をしているところでございますので、松木委員

のおっしゃるように、やはりもちろん住民にとっての利用価値があるかどうか、有益かどうかということを第一にして、検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて議案第2号について、保険年金課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、委員の皆さんにお配りしてあると思います国保高齢者数の推移等につきましてご説明申し上げます。

まず、一番上の段の表でございますけれども、70、74歳、75歳以上、合計で70歳以上というような形で表してありますけれども、これは平成14年度の10月から老人保健法が改正になりまして、それまで70歳以上が老人保健法の適用であったんですけれども、14年度の10月から、昭和7年10月1日以前に生まれた方につきましてはそのまま老人保健の適用になりますけれども、それ以降につきましては75歳から老人保健の方の適用になるということでございまして、ここに70から74歳、75歳以上というふうに書いてありますけれども、これが正式にこの数字に表れるのは平成19年度からという形になろうかと思います。

2番目の高齢者医療負担額の推移でございますけれども、今の制度の改正がございました関係で、いわゆる滞留部分、国保の方に滞留する部分が75歳まで出てくるのが一番上の段でございますけれども、その関係で医療給付費につきましては、その分年々上昇しております。反面、下の老人保健拠出金でございますけれども、そういう関係でこれは国保会計から老人保健会計の方に支出されます支払い基金の方に入る部分でございまして、その辺につきまして一番下の段にございますように、負担割合が平成14年度までは支払い基金が70%、あと公費の方が30%という形でございましたけれども、14年の10月からこの率が変わっております関係で、老人保健拠出金の方も下がっているというような状況でございます。

以上、簡単でございますが、説明といたします。

○委員長（木内欽市） 保険年金課長の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第2号、平成17年度、2005年度の国保特別会計のうち、まず事業

勘定部分から聞きます。

7月から3月までの間の国保の事情については、本会議でも聞いておりますから、概略のところは分かっているわけで、一部不明な点についてお聞きするだけになります。

そこで、今課長からご説明があった問題の傾向というのが一番気になっているわけですが、これ本会議でも聞きましたからその点についてはあまり詳しく聞かないつもりですけれども、一つ最近気になるところがありまして、それはご存じのように、旭市ではそういうことは無いと思うんですけれども、退職被保険者、健康保険と厚生年金にずっと入っていて退職されて、厚生年金受給などをしながら、無収入の場合もありますけれども、国保に入った場合には退職になります。その退職の方が正確に加入してもらわないと、今度退職に対するお金の出る場所がご存じのように違うわけですので、これは正確に旭市の場合には退職被保険者がきちっと届け出をしているかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、予算の説明資料のところにこういうふうに書いてあるので、ちょっとそのことについてお聞きしたいんですけれども、人件費の一般会計の振り替えによる歳出減、これは本会議でもご質疑ありました人件費分を入れていた旧町の会計と、それから一般会計で見ていたものがありますが、そこら辺のところは全体的にどのような影響がどの程度出ているかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから歳入のところですが、326ページです。これは繰入金、一般会計のところでもって出る方で聞きましたので簡単に聞きますけれども、この繰入金は、一般財源分というのはほとんどないと思うんですけれども、ただ、繰入基準がもう決まっているもので、それに基づくものが主なんですけれども、出産についての件数だけでも明らかにしていただきたいなと思っています。

それから、328ページのところには、6月30日でもって締めた1市3町の剰余金が入っています。これはその時点での会計で繰り越すべきものを全部載せたんだと思うんですが、大変大きな金額であります。これは結局、合併後の時にどういうふうに扱うのかと、大変今度決算の時には難しくなるんだなと感じているんですけれども、この金額はだいたい1市3町別々な会計の時、どの程度のものが繰り越されたのかということを簡単に教えていただきたいと思います。12月定例会では、これの決算もございますのでよろしくお願いいたします。

次に、同じ328ページのところの人間ドックの自己負担収入です。これは合併協議会の中で負担が一番安い所に決まったわけで、今回7月から3月までの件数の予定はどうか、従来の1市3町より増えているか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、330ページの徴税費ですけれども、これは国保の方に事務費分として徴収員1人分を入れてあるというんですけれども、これはほかの委員からもお話がありましたけれども、ここに入れるのもやむを得ないと思いますけれども、本来であればこういうのは一般会計で持つべきではないかと私は考えています。どうしてこういうところに従来から入れているかということだけ聞いておきたいと思います。

次に、療養給付費のところで1点だけお聞きいたします。

今、事業年報その他見て、先ほどご説明いただいたものを見ているんですけれども、結局どういう傾向があるかという、被保険者がどんどん増えていくわけですね。その一方で老健の方はどんどん減っていく。これによって、結局療養費がすごくアップしているのではないかと、このことが心配なわけですけれども、これについてはどのようにこの予算を組む時にお考えになったか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） まず1点目の退職被保険者の方からの届け出の件でございますけれども、これは強制的に適用しているということでございます。

あとちょっと質問の順番が飛びますけれども、出産の方の関係でございますけれども、これは件数としましては、出産育児一時金、繰入金でございますけれども、220件を予定しているものでございます。

あと職員人件費でございますけれども、これは旧海上町の関係でございますけれども、国保会計で見えてありました人件費の中で、4月から6月分までに支出しました額を差し引きしました金額2,061万6,000円を一般会計の方に振り替えたというものでございます。

あと、すみませんがちょっと時間をください。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 2点ほどお尋ねしたいんですが、330ページの19節の国保団体連合会負担金、これは国保団体連合会への負担金だと思うんです。それと329ページの13節の委託料ですね。776万1,000円というのは、恐らくこれ国保団体連合会でレセプトの点検業務をそこへ委託してあって、その団体へ払っているのではないかなというふうに私は思うんですが、問題は、今、市町村を本家にしてこういう団体がたくさんありますけれども、その団体というのはこのような厳しい注文がないわけですね。恐らくこの国保団体のここにはプロパーの

職員がいると思うんですが、この方たちの給料は株主である市町村の方の給料より多分いいと思いますよ。

というのは、目が届かないからどうしてもそういうところというのは、どんどん3短なり6短なりして上げていくのではないんですか。恐らく多分これいいと思います。ですから、ただの負担金だから、旭市は国保の加入人員が何人だから三百何万円納めろよというのが、恐らく向こうの理事会や何かで決められて、ぼんぼんおりてくると思うんですが、やはりこの辺もある程度メスを入れて、どの機関で入れるかは別にして入れておかないと、案外こういう団体というのはそういう例があるんですよ。たくさん恐らく市としてはいろいろな団体に加入しているんでしょう。ですから、その辺もどういう機関がメスを入れるかは別にして、やはり考えていかないと、相当大きなロスができてくるのではないかと思いますので、これは別に回答いきりませんが、やはり負担金というのは向こうから来たら、きちっとしたものを検討しながら出すような習慣を付けていかないと、本家が参ってしまうのではないかなというふうに思います。

それと、335ページに老人保健拠出金というのがあります。10億円余り出していますけれども、まさにこれが国保会計なり社保会計のこれからの大きな問題がここに凝縮されているわけですね。ですから、これは一つのルールによって負担すべきものだということでルールがあると思うんですけれども、私も実はこちらの方にお世話になっているんですけれども、この辺を行政の中でお年寄りができるだけ病気になるような、予防的なものをある程度力を入れていかないと、老人保健というのは非常にもうウナギ登りに上がっていますから、恐らく保険料を値上げするとか医療費の点数を下げるとか、それ以外にはバランスとりようがないですから、恐らくこのままでいったら国民皆保険の制度そのものが、老人保健の拠出金で崩れていくのではないかというようなことすら言われておりますので、ぜひですね。

二・三日前のテレビで、諏訪中央病院の鎌田實先生というのが出ておりまして、もうお年寄りをできるだけ病気にさせないような、予防的なことを各自治体に取り込んでいかないと、ただ病気になった、診察だということで足らない分、拠出金をどんどん出していったら、恐らく社保も国保も、この拠出金のこれからの上昇が、制度そのものを崩壊させるのではないかということを言われておりますので、ぜひそういう予防的な、ピンピンしてころっといくような、ころっといくというのはまずいけれども、ピンピンしているようなことを、やはりある程度重点的に国保の方なりの提案で、事業を展開していかなければならないのではないかなと思っていますので、ぜひそういうことも考えていただきたいなど。答弁いきりませんけ

れども、お願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 先ほどの歳計剰余金の関係ですけれども、1市3町のいわゆる4－6決算の剰余金をそのまま載せてあります。

あと徴税の徴収の関係でございますけれども、徴収事務費の関係で市税徴収補助員1名を国保会計に載せておりますけれども、これは補助対象になるということで、一般会計ではなくて国保会計に載せてあるということでございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、徴収員は国保の補助対象になっているわけね。だから、国保に載せておくと、そういうご回答ですか。例えば、国保の補助金というのは幾つかございますよね。毎年若干変わりますけれども、ここにこれは本年の6月に旧旭市からもらったんですが、国保補助金で、この中には療養給付費等の負担の補助金、事務費負担金、調整交付金、特別調整交付金、基盤安定、それから国民健康保険特別対策補助金、こういうのがあって、それから県の補助金がある。この中に、結局この徴収員を国保会計で持てばある程度来るというのがあるんでしょうか。

それから、療養給付費の状態ですけれども、この課長がお作りいただいた14年度からの70歳以上75歳未満の方の滞留の問題ですが、老健の時も私聞きますけれども、この問題による医療費のアップというのはどこで保障してくれているんでしょうか。国の補助金その他で、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、同じ会計ですからちょっと施設勘定も1点だけ質問させてください。

施設勘定について、年間利用者数がだいたいどのくらいかと。歳入が4,400万円余であります。基金が今1,000万円持っているようでありまして、ここのところは黒字ですけれども、この事業というのは赤字になった場合には一般会計から補てんして、事業を当然続けていくと思うんですけれども、その点もご回答いただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ただいまの松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、先ほどの徴収事務費の方の関係の補助費の関係でございますけれども、どこの補助金に入るかということでございますけれども、調整交付金の

中の特別調整交付金の方で入っております。

あと続きまして、医療費が先ほどの冒頭説明した資料の中で年々増えていくと。それに対して、国の方の補助金あるいはこれはどういうふうに手当てされているのかということでございますけれども、療養給付費につきましては国の療養給付費負担金、これの40%というような形と、あとは調整交付金というのがございまして、一応率としましては10%となっているんですけれども、例年その中で6%とか、そういうような形で収入されております。

それと、あと施設勘定の方でございますけれども、今現在、16年度までの患者数でございますけれども、平成15年度が7,119人、平成16年度で8,187人という形で、今現在8,187人の患者が来ております。その中で、財調が700万円強持っております。今現在赤字になっておりませんけれども、これから例えば経営が赤字になった場合どうするかということでございますけれども、一応この施設勘定につきましては独立採算というような形で、企業会計はとっておりませんけれども、一応企業会計感覚というか、そういうふうな形で進められると思います。水道会計も同じですけれども、最終的にこれが赤字になった場合につきましては、一般会計等から繰り入れしていただかなければいけないというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 施設勘定については、そういうお考えでもって対応していただきたいと思います。

事業勘定についてのところでもう1点、3回目の質問、最後になりますけれどもお聞きしておきたいんですけれども、税の徴収につきましては、そういう特別調整交付金の中に国保会計にそういうふうに入れておけば来るということで、それはそれで入っているんでしょうというふうに言いません。

ところで、7月1日の合併で、私はいつも保険証の資格証明書や短期保険証の給付について、一度は配るべきだということをずっと言っておりました。これは長い歴史があって、それこそ20年近く前は保険証というのは毎年ではなくて2年に一遍の更新だったのが1年に一遍になり、それからカードになり、短期保険証になり、資格証明書になりというので、それこそ国民健康保険は最後の国民のよりどころの保険制度なのに、そういう改悪がどんどんされてきた。これは地方自治体、市町村の国保会計が大変だと、県でやったらなお大変だと、保険料が上がるだろうという、そういう議論も今されているわけです。

そこで、皆さん方は7月1日に旭市国民健康保険税滞納者に対する措置取扱要綱というの

を決めましたよね。1市3町の中では、旭市、海上町、干潟町が作ってありましたけれども、飯岡町にはこの要綱はなかったんですよね。これは合併協議会でも議題にはならなかったA、B、CでいけばCクラス、行政から見ればCクラスでしょうけれども、住民にとってはAクラスのあれで、国民健康保険法に基づいて滞納者に対する処理がされたと。法律でもって定まる前から旭市では作っていたわけですがけれども。この中で、今、資格証とかそういうものは老健の方々には取り上げないとか、返納させないということになっていますけれども、実際に老健の方についてはそういう形でもって、資格証明書に変えたり短期に変えたりということはありませんよね。その点だけを確認しておきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 老人保健受給者につきましては、短期あるいは資格は出しておりません。普通の保険証を発行しております。

○委員長（木内欽市） 明智委員。

○委員（明智忠直） 確認のために一つだけ、歳入について国保税の税の問題、合併協議会で各旧市町でばらつきがあるわけでありましてけれども、予定どおり、徴税方針どおり2年ですか、均一化、統一化するというような部分でこれから予算組みがされるわけですから、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ただいまの明智委員の質問に対する答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今の明智委員のご質問でございますけれども、合併協議会の中でも、一応平成17年度中に、17年度につきましては不均一と、18年度から均一というような形で今なっておりますので、その方向で事務を進めていく所存でございます。

あと、先ほどの松木委員の質問の中で、老人保健適用者に対する資格証、あるいは短期証の発行はないのかというようなご質問に対して私の方の回答でございましたけれども、あくまでも資格証の発行はないということでよろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑に入ります。

担当課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 特にございません。

○委員長（木内欽市） 質疑はございますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第3号 平成17年度老人保健特別会計予算についてご質疑申し上げます。

本会議でも少し詳しく聞いていますから、少し会計そのものについてちょっと担当者の予算を組んだ時の状況をお聞かせいただきたいんですけども。

平成16年度の1市3町の決算を見ますと、被保険者が確かに全体で減っておりまして5.2%、この減り方がえらい違うんですよ。旭市が15年から16年と比較してみますと5,347人から5,068人で279人、マイナス5.2%、海上町が1,502人から1,442人で60人減ってマイナス3.9%、飯岡町が1,669人から1,627人で42人減でマイナス2.5%、干潟町が1,559人から1,468人で91人減ってマイナス5.8%、全部足すと8,408人から7,978人、5%強1年間で減っているわけですね。これが5年続いてくるわけですよ。

そういうことになりますと、こちらの方は確かに身軽になりますよね。それでもって、来年、19年度からは新しい制度を作らなければいけないとなっているのに、もう4年近くたってもまだできないということですね。そういうような中で、では1人当たりの医療費がどの程度差があったかと、これもえらい差があるんです。43万円から51万円まで差があるんですね。1市3町、例えば平成16年度の決算ですと、1人当たり旭市が44万332円、海上町が43万3,837円、飯岡町が45万2,231円、干潟町が51万1,840円。これがまとまって、この17年度の7月から3月ということで9か月ですけども、だいたいこれがどの程度に1人当たりの医療費になっているか。ここら辺がやはり、国の制度でもってやられているものを自治体でもって議論をしてもしょうがないという議論もありますけれども、やはり老人保健拠出金、それからこの合併した市の高齢化率、こういうことから何とか国の制度に対して、こうすべきだという意見はやはり出さなければいけないのではないかなと思うんです。常日ごろそういうことで市長はやってくれていると思うんですけども、ここら辺のところについて、どういうふうに今執行部で考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 老人医療費の方の関係の1人当たりのどのくらいかかっているかということ、ちょっと過去の実績から新市、先ほど松木委員はおのおのの市町の数字で示されましたけれども、これを合算した中での数字をちょっと読み上げますと、平成13年度

につきましては1人当たり44万2,000円、平成14年度が41万7,000円、平成15年度が43万1,000円、平成16年度が44万円、平成17年度途中でございますけれども、1人当たりにつきましては上がっておりますけれども、受給者につきましては、先ほど松木委員申し上げられましたように、どちらかというと下がっている。

そういう中で、これからどういうふうに対応していくんだということでございますけれども、国の方でも何か平成20年度ごろには後期高齢者ですか、75歳以上の老人保健制度を廃止して新たな制度を作ると。その保険者は誰になるかということで今、国の方で検討中というような話も聞いておりますけれども、平成19年度まではこの国保の方に滞留しておりますので、この辺については今の制度の中でやっていけるのではないかというふうな形で考えております。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、高齢者福祉課長は説明をしてください。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 特に補足説明はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） それでは、特に説明はないようでございます。

何か質疑はございますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 平成17年度の介護保険事業特別会計予算についてご質疑申し上げます。

何点か大きい問題があるんですけれども、まず細かいちょっと事項別のところでいきたいと思いますけれども、381ページです。繰入金です。

1市3町によって合併前の1市3町とだいぶ違うと思うんですけれども、この繰入金が2,500万円程度です。これは再度決算でも所管、自分のところでは聞いているんですけれども、合併して一緒になった時に、基金は全体で幾らありましたかということです。基金が幾らありましたかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に、378ページ以降のところに行きます。ここは保険給付費の問題です。ここの保険給付費が居宅介護給付が居宅介護サービスと特別居宅介護サービスに分かれています。それから施設介護も、施設介護の方と特別施設介護に分かれています。これは理由があるわけです。それで、391ページに行きますと、特定入所者介護サービスというのがあります。これはご

存じのように10月からのホテルコスト、食費の負担増であります。それについては本会議でも聞きましたけれども、所得段階の3までの方について、ここに該当させていくということになっているわけです。

そこで、旭市の保険者の現状を見てみたいんですけれども、ご存じのように、今回の給付の見直しによって、特定入所者介護サービス費に対する負担の限度額というのが決まりました。特養では1段階で食費は300円、2段階で390円、3段階が650円、あとは基準の方は1,380円。こういうことが決まって、1から3の方でそういうことを受けられる方については、介護保険負担限度額認定証というのが出ていると思うんです。これについては、どういうことがこの中に書かれているかといいますと、もうここに金額が出るわけですね。居住費または滞在費の負担限度額、ユニット型個室で幾らとこの方の状況が出るわけです。こういう方が何人、どういうレベルでいるかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、デイ・サービスの関係で本会議でもご回答ありましたけれども、食費については施設によって500円から700円まで差があるということがご回答いただきましたけれども、これも週1回の人でもって500円だったら2,000円、従前の1割負担に対して2,000円プラスされる、こういうことになるわけなんですけれども、これについてはこういう該当、いわゆる今の特定の該当があるのかどうか、この特定サービスのところにはちょっと私の記憶では載っていないんですが、そういうのがあるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

最後に今回の法改正、旭市では平成19年度から行くと。次の改正の実施とは別にですね。今回10月からの法改正によって、どの程度実際に自治体の負担や国の負担が減るというふうに見られるのか。概略でいいですからそのことをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） まず1点目の基金の関係です。

7月1日現在ということで、4－6の決算が終わった段階での1市3町での合計の基金ですが、2億4,145万1,000円です。

それと2点目の施設の方の入所者が、いわゆる認定証の発行の関係ですね。どのような段階でどのような状況かということでございますが、一般質問の時に答えしてしまして、その時では1段階11名、第2段階166名、第3段階39名で合計で216名ということでお答えしています。その後、10月5日現在ということでまた新しい認定証の発行の対象者が出ましたので、先ほどの議会の時の答弁では申請対象者ということでしたが、実際に申請が上がってき

た件数を申し上げますと、旧措置者で59名の対象、それと介護施設の入所者の方で206名、265名の方が申請しております。そのような状況です。

それと3点目の補足給付の関係です。これにつきましては、デイ・サービスの方はではどうなんだというご質問ですが、デイ・サービスの食費に関しましては、補足給付という制度がございませんので、そのまま負担になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 本会議でのご答弁では、施設に入っている方216名の方がほぼ該当すると。それが全体の43%ぐらいになるとおっしゃいましたよね。それですが、今回旧措置の方が59名まだ残っていらっしゃるその方と、この方はかなり優遇されるわけでしょう。そのほかのいわゆる施設介護入所の方が206名。ということはかなり申請が多い。これが全部認定の対象に、認定証をもらえるようになるんですか。そのこのところをまず一つ。

それから、認定の判定というのは、結局所得の3までということになって、3までの方については今度負担の限度額がここの認定証に書かれるわけですよね。そういうようなことで、結果として今265人、それから施設に入っている方が500ちょっとでしたから、だいぶ高いということだと思うんです。ただ、4、5の方々は実際にはどういう負担になるかということ、担当課でお調べになったことはありますか。どのぐらい実際に上がるかということ、それをちょっと聞かせておいていただきたいと思います。

それから、デイ・サービスについては補足がないということなんですけれども、これについては全く一般会計上も考えないと、本会議のご答弁のままですね。そのことだけ確認しておきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） まず1点目の265名がすべて対象になるのかということですが、現在審査中ですが、対象になる予定でございます。

それと、第3段階までは補足給付の対象になるが4段階以上は調べたのかというようなことですが、いろいろなシミュレーションの中で幾つかのパターンがありまして、例えば多床室、相部屋の部分です。これでちょっと例を申し上げますと、第4段階以上の方につきましては、現行制度では1割負担額を3万円とした場合、食費が2万6,000円かかっていまして5万6,000円、これが改正後ですと1割負担額につきましては2万9,000円、食費が4万2,000円、居住費が1万円ということで8万1,000円の負担になりまして、負担の増は2万

5,000円というふうに考えています。

それともう1点、第4段階、第5段階の補足給付は市単独でのサービスはないのかということですが、本会議でも市長の答弁したとおりだと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第38号について担当課長は説明をしてください。

教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） 本来工事の請負契約の締結ということで、財政の方の担当になるわけですが、先般補足説明をさせていただいたとおりでございます。特別ございません。

○委員長（木内欽市） 担当課長の説明を終わりました。

議案第38号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 第1号議案に載っている予算の実際の契約なんですが、今回これは担当者が、財政課がいなくて委員会で質疑せいというのはどういうことかと思うんですけども、予定価格に対して98.85%、最低制限価格にぎりぎり、はっきり言ったら13のJVのうち最低制限価格と予定価格の間に入ったのは1社しかなかったという、異常なこの入札ということなんですけれども、こういうようなことが行われているということで大変私は不信を持っております。

本来であれば、財政課からどのような説明……98.38%です。ちょっと数字が違いました。最低制限価格が14億8,400万円でありますからもうぎりぎりなところなんです。これは税抜きですね。ですから、最低制限価格との間で、はっきり言ったら、予定価格以下で最低制限価格を上回ったのは落札のJV1社しかなかったということで、そういうような入札というのがあり得るのかなということだけは、ここで意見を述べておきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第38号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより、討論を省略して各議案の採決を行います。

議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

議案第4号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第38号 工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(木内欽市) 次に、所管事項の報告に入ります。

資料を提出してある担当課長から随時報告してください。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長(木内欽市) 続いて、請願の審査を行います。

環境課以外は退席してください。大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

それでは、10分間休憩をいたします。

休憩 午後 4時44分

再開 午後 4時52分

○副委員長(佐藤芳民) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長の都合により会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

なにぶんふなれなものですから、よろしくお願いします。

ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長(佐藤芳民) よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

去る9月27日、本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第1号 株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにすることを求める請願の1件であります。

それでは、紹介議員であります阿部議員より説明がありましたらお願いいたします。

阿部議員。

○紹介議員(阿部一成) 皆様のお手元に請願文書表という表があると思います。

取りあえずこの請願の趣旨並びに説明、これをまず初めに読み上げてご理解をいただきたいと思います。平成17年旭市議会第1回定例会における第1号の請願の紹介議員として、発言したいと思います。

この請願は、平成17年9月16日に提出しました。

件名としまして、先ほど委員長からのお話がありましたように、「(株)エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにすることを求める請願」であります。

請願者は、旭市清滝836番地、産業廃棄物最終処分場反対東総住民連絡会代表、高田豊でございます。

紹介議員、阿部一成、島田壽雄、小倉輝行、日下昭治、以上4名であります。なお、付託委員会として当文教福祉常任委員会でご審議をいただきたいと、このように思います。

請願の趣旨につきましては、この提示してあります文面を読み上げて、まず皆様のご理解を得たいと思います。

請願の趣旨。

(株)エコテック産廃処分場を巡る問題において最も重要な点は、本件処分場が豊富な地下水を蓄えている飯岡台地の一角に建設されようとしていることです。予定地周辺は、農業が盛んに営まれており、近接して古い歴史を持つ松ケ谷集落には百数世帯の人々が暮らしています。

松ケ谷集落は、生活を地下水に頼っていて、地下水は松ケ谷集落の生命と言っても過言ではありません。管理型処分場には、ダイオキシンを多量に含んだ焼却灰や、重金属類を含んだ汚泥、アスベストを含んだ建設廃材などが廃棄物として埋められます。換言すれば、有毒物質が半永久的に埋蔵されるのです。

万が一、それら有害物質が場外に漏出されると地下水は汚染され、地下水に生活をたよる近隣住民の健康被害は想像を絶するものがあります。

他方、焼却灰が風とともに、近隣の農作物に降り注げば、周辺の農業は壊滅するばかりか、ダイオキシンやアスベストが人間の体内に吸収され、それによる健康被害は数十年先にまで及ぶでしょう。管理型処分場は大変危険な施設であります。しかし、東京都日の出町の例を挙げるまでもなく、各地で管理型処分場の生命線といわれる遮水シートの破断事故は後を絶ちません。管理型処分場は、完璧な構造ではないのです。

(株)エコテックがどんなに「安全性」を強調しても、人為ミス、地震や地盤沈下など自然界の出来事による事故が起こらないという保障はどこにもありません。元千葉県産廃課職員であり「産廃コネクション」の著者である石渡氏は、「管理型処分場は未来の環境にとって大変なお荷物になる危険をはらんでいる」と指摘しています。

次に、(株)エコテックなる会社が、こういう危険な施設を運営する資質も資金もないということであります。施設建設に百億円近い資金を必要とするにもかかわらず、資金内容を司法の場でも明らかにできずにいます。予定地には、何重にも民間金融機関の抵当権が設定され、千葉地裁の裁判長さえ「(株)エコテックの資金内容には疑問を持つ」と指摘したほどです。

(株)エコテックは住民の仮処分申請にあたって、工事を中断し、仮処分申請却下後においては、外部からの雨水の場内流入を避けるため、排水管を敷設したに過ぎなく、五月にエコテック社長が海上町役場を訪れ、「資金上の問題から工事が遅れる」とさえ告白しています。

現在、工事請負業者である日本国土開発の旗まで撤去され、雑草が予定地の中で伸び放題という有様で、無残な風景が広がっております。(株)エコテックは、多額の借金を抱えながらも、「産廃は金が儲かる」という産廃ドリームに取り憑かれた企業です。こんな企業による管理型処分場の建設を許してしまえば、旭市は「負の遺産」を未来永劫抱え込むことになります。建設をストップさせ、旭市の農業や自然環境、そして地下水を守り、安心して子供たちを育てるまちを作っていくのか、今、大きな山場にさしかかっています。

7月1日、一市三町の合併で再スタートした旭市は、旧海上町議会の「エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対」という一貫した姿勢を受け継ぐために、旭市議会として「(株)エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求め、ここにお願いいたします。

請願項目。

1、旭市議会が、旧海上町議会の（株）エコテック産廃処分場反対アピールを踏まえ、別紙のような「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場反対の議会決議」をあげること。

2、「決議」を報道機関に知らせるなどして、旭市としてエコテック産廃処分場反対の立場を県民の前に明らかにすること。

請願の趣旨は以上であります。また、私、地元のことでありまして、なお2点について補足させていただきたいと思います。

この産廃処分場が千葉県知事によって許可される前、今から考えると6年ほど前になります。ご存じと思いますが、当初千葉県からこの処分場の建設計画が提示されました時に、海上町1万1,000人余りの町民が、反対署名合計2万2,322名分の反対の署名を持って、知事環境部に陳情を重ねております。

なお、既に皆さんご案内のことと思いますけれども、同年8月30日、この産業廃棄物最終処分場設置反対の是非を問う住民投票が、千葉県初の住民投票として行われました。当時の反対投票の投票率87.31%、設置反対の、産業廃棄物処分場反対の票が97.5%に達しております。この辺の事態につきましては近隣1市3町の皆さん方もご存じだと思います。海上町民の全員の願いでもあります。本旭市議会においても、旭市民の健康を守り、産業を守るために、ぜひこのような請願、よろしくご審議いただきまして、採択していただけますようお願いを申し上げます。

なお、この審査に当たって、産業廃棄物最終処分場反対東総住民連絡会の代表が同席しておりますので、なお、細部にわたる内容については、代表から説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） ただいま、阿部議員より本請願者であります高田豊氏を参考人として出席させたいご発言がございました。

おはかりいたします。本請願の審査について、地方自治法第109条第5項の規定を準用いたしまして、調査は審査のため必要があると認めたときは、参考人の出頭を求めその意見を聞くことができることとなっておりますので、審査の参考とするために第三者の意見を聞いて、よりよい調査または審査を行いたいと思いますので、参考人として高田豊氏を本委員会に出席をいただき、意見を聞くことにしたいと思いますが異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（佐藤芳民） 異議ないようでございますので、参考人として高田豊氏に出席を求めることに決しました。

初めに、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございました。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。ともに忌憚のないご意見をお述べくださるようお願い申し上げます。

それでは、議事の順序について申し上げます。

初めに、ご意見を簡潔に述べていただき、その後に委員からの質問にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、高田氏にご発言をお願いします。

○参考人（高田 豊） 旭清滝836に居住しております、産業廃棄物最終処分場反対東総住民連絡会の代表をしております高田と申します。

本日は、本常任委員会に発言の機会を与えていただきまして、委員の皆様には感謝申し上げます。発言の前に、私たちの基本的な観点を簡潔に申しておきますと、一部に廃棄物の処分場に土地を売った人間が悪いのではないかと、そういう声がありました。私たちは、そういう観点には立ちません。土地を売った方は、それはそれなりに業者が言葉を弄して、そしてやむなく売ったということで、決して地権者に責を問うものではないということをお知らせ申しておきます。

阿部議員がるる申しましたので、重複しないように簡潔に申し上げます。

今、阿部議員からありましたように、1998年海上町では現エコテックの産廃処分場の是非を問う住民投票を実施いたしました。設置反対が97.6%という数字で、海上町の町民は産廃処分場には反対だと、そういう意思を全国に示しました。

その後、エコテック処分場の立地は海上町、銚子市、東庄町1市2町にまたがっておりますので、銚子市、東庄町でも海上町の住民投票を受けて、住民署名を集めると。銚子市、東庄町の全住民の7割が署名をする、それを県に提出するという経過を踏まえました。

それを受けまして、県は一たん不許可にしました。ところが、業者が旧厚生省に対して、行政不服審査請求を上げ、旧厚生省は千葉県の不許可措置は不相当であるということで白紙に戻しました。そして、その後千葉県は一転して許可の方向に態度を変え、最終的にエコテック株式会社に許可を与えました。

それで、私たちは現在三つの裁判を抱えております。

一つは仮処分申請といいまして、危ない施設だから工事をやめてほしいと。これは千葉地裁でも却下されまして、そして即時抗告を東京高裁に起こしましたがけれども、この東京高裁でも却下され、現在最高裁判所に特別抗告を行っております。

2点目は、千葉県に対して許可の取り消しを求める行政訴訟を起こしております。

第3点目には、これが一番大切な裁判なんですが、株式会社エコテックを被告にした住民270人前後ですね。原告270人前後で工事及び操業差し止めの本訴訟を起こしております。先日、10月5日には千葉地裁の裁判官3人が現地を訪れまして、私も案内したんですけれども、周辺の松ケ谷地区、それから銚子市の予定地近辺の豊里地区の住民合計100名を超える参加者とともに、現地を裁判官が調査しました。

エコテック構内の立ち入り検査、それから松ケ谷で井戸水を使っている4人の方の原告から意見を聞く。それから、滝不動の地下水が流れている滝を見学したり、それから松ケ谷の住民の方が、過去においてもみを冷やす貯水池として掘った堀を、そこに地下水がふんだんに流れているわけなんですけれども、そこを見まして、いかに松ケ谷地区の地域の地下水が豊富であるかということを見てももらいました。

ご存じだと思うんですけれども、不法投棄の問題と関連しまして、千葉県下の不法投棄が過去において、環境部の産廃課の調査ですけれども、一番不法投棄が千葉県で埋設されているのは銚子市です。海上町は何と3番目です。そういう不法投棄がありながら、さらにエコテックの処分場ができるというのは、それこそごみの町海上、それこそは合併しましたからごみのまち旭というふうな不評が立つ恐れも出てくるわけです。

今、阿部議員からもありましたように、松ケ谷地区は百数世帯ありますけれども、ほとんどの地域が99%の方が地下水を使っております。井戸を掘って、それを生活用水、飲料水や、または野菜を洗う水に、または生活用水一般にしているわけです。ですから、松ケ谷の住民にとっては、地下水は生命とともに重要な糧であるということです。

エコテックはシートは破れないと、破れたとしても修復できるんだと言っています。ところが、その根拠は試験をしたというんですね。底面が4メートル、それから高さが1.3メートルの模擬の処分場を造って、そこにシートを敷いて、そしてかみそりで、カッターで切り込みをして、そしてちゃんと修復できたと。たかだか4メートルと1.3メートルの模擬の処分場での実験と、4.7ヘクタール、深さ30メートルの本格的な処分場のそういうことを考えれば、そんな模擬実験などというものは何ら科学的な根拠はないということは、長野大学の関口鉄夫先生から裁判所への証拠として提出されております。

このように、エコテックに積まれるものは燃え殻、または汚泥、ダイオキシンを含む燃え殻、それから工場排水から出る重金属類を含んだ汚泥、さらには現在問題になっておりますアスベストの問題ですね。これは皆さんご存じだと思うんですけども、今現在公共施設がアスベストの問題、いろいろ騒がれておりますけれども、実は一般家庭にもたくさんふんだんに使われているわけです。Pタイル、それから軒の天井、要するに燃え移らないようにするために。またはカラーアスベスト。新築の家等はほとんどアスベストが使われています。これがやがて解体されて、これは全部管理型の処分場に廃棄されるわけです。そうすると、地下水の汚染だけではなくて、そこから飛び散るダイオキシンやそれからアスベスト、そういうものが周辺の野菜、それから住んでいる人の暮らしに直接降りかかる。そういう不安はぬぐえません。そういう危険性があるわけです。

例えば、千葉県の銚子市の千葉クリーンという所に産業廃棄物の処分場があります。ご存じだと思います、小浜に。そこに捨てられている焼却灰に含まれるダイオキシンの致死量は、7億人分の人間を殺傷する分が埋蔵されていると言われております。これが無毒化することとは永久的にないわけです。こういうものを旧海上町、旭市の松ヶ谷区に建設するということは、到底私たち近隣住民には耐えがたいと思います。

それから、最後にこのエコテックなる会社が、本当にそういう危険な事業をやる資格があるかという、この敷地の土地には何重にも抵当権に入っております。それから大手の金融機関は相手にしておりません。全部町金です。そういうところがどうやって、こういう10年埋め立てて、それから半永久的にその後も管理しなければならないような管理型処分場を運営できるでしょうか。それで、旧海上町はここにもいます江波戸議員を先頭にして住民投票をやってきたわけです。この経過を新旭市においても尊重していただき、ぜひ新しい旭市として、最後のページに書いております案文ですけども、こういう決議を上げていただきたいと思います。

補足ですけども、ちょっと誤字がありますので、案文で1行目にエコテック産業廃棄物「産廃処分場建設反対と」となっておりますけれども「を」に直してください。それから、終わりから2行目ですけども、「よって、本議会は改めて」というのは、「改めて」という言葉はまだ旭市は上げていないわけですから、改めてというのは不適當なので、「旧海上町議会の産廃反対決議を踏まえ」と。手元がないそうですけども、そういうふうに改めていただきたいと思っております。くれぐれも旧海上町の全町民の意思を旭市議会にも反映していただき、改めて反対請願を決議していただくよう要請いたしまして、私の発言の終わり

にします。

本当にきょうはありがとうございました。

○副委員長（佐藤芳民） ありがとうございました。

それでは質問に入りますが、参考人に念のため申し上げておきますが、参考人が委員に対して質問することはできないことになっておりますので、ご了承願います。

それでは、質問がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 自分もあまり地理に詳しくないんですが、松ヶ谷というのは飯岡台地になるのでしょうか。延長線と入っていませんけれども、正式な名称をちゃんと表現していただいた方がいいかと思います。

○副委員長（佐藤芳民） 阿部議員。

○紹介議員（阿部一成） 飯岡町、海上町、それからお隣の干潟町、それから多古町などに至る東総台地というのがございます。その地下に飯岡層という層があって、そこの中は岩盤と言われるような層で、学術的には細かく分ければ成田層とかいろいろなあれがあります。ただ、下総台地と呼ぶ方もありますし飯岡台地と呼ぶ方もあります。そのように、同じような土質でつながっている土地に対して、そういう表現が使われております。

私たちは、現在海上町、飯岡町の中で海上台地という、そういう表現はあまりないんです。そういう意味で飯岡台地という名称を使わせてもらっています。

○副委員長（佐藤芳民） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分もふなれでよく分からないですけれども、台地は昔から上永井村だったので、どうもそこら辺歴史を調べないと自分もよく分からないもので、よく調べていただいて何か表現していただきたいと思います。

○副委員長（佐藤芳民） ほかに質問はありませんか。

蔵佐原委員。

○委員（昂佐原滋之） 私も、隣の干潟町に在住していましたが、この住民投票、極めて反対の票数が多かったということは聞き及んでおりますし、ただ、県の許可がいろいろな経過で、国の圧力に負けたみたいなそんな感じで許可が出たということも承知していたつもりでございますが、しかし、これだけの反対があってもなおかつ押し切られたというか、その辺のことの経緯について、いま少し知りたいなど。

ということは、97%といえは全町民ですわな。97%を超えたものが逆転してオーケーが出

るということ自体が、何か異常だというふうに感じます。その時の担当をなさっていた執行部の方々の動きだとか、あるいは反対なさっていた議会の動きの経過についても、きょう即刻というわけにもいかないかもしれませんが、知りたいなというふうに興味は覚えます。

それと、今今後委員が言われましたように、実は私も最終的にその場所がどういう状況になっているのかというのは承知していません。ですから、できることならこの本日の審査、その中で現地も見ると、今申し上げた疑問にもご説明をいただける、そういう機会が得られればありがたいなと。その上で、当然のことながらこれは住民の意思を尊重して、採択して議決を表に出すという結果にはなろうと思いますけれども、まずは委員各位が、その経過を知って現状を視察する、そういう行為が必要ではないかというふうに思います。

○副委員長（佐藤芳民） 林委員。

○委員（林 一雄） 私、今高田さんの説明を受けまして、概略分かりましたけれども、冒頭高田さんが、地権者には責任がないようなニュアンスの言葉を今お聞きしたと思うんですけども、私はこの3.9ヘクタールというこの面積に地権者がどのくらいいて、どんな状態で、できれば元の地権者はどういった名前の方が入っているのか、私はそういったことを知りたいなと。

実は何でそういったことを聞きますかといいますと、私も農家をやって土地を持っております。それで、その土地価格に、おいしいものには必ず裏があるんだ、私はそう思うんです。それで、その土地を離す時に、私は思うんですけれども、自分たちがそこに住んでいるその代はいいんですけれども、子どもや孫がそこにずっと住むわけでございますけれども、そういった観念から、その発端は土地を手離したのが私は発端だと思うんですけれども、そういった元の地権者の方のもし図面とかそれがあれば知りたいなと、こう思っております。

○副委員長（佐藤芳民） 高田氏、どうぞ。

○参考人（高田 豊） 私たちの運動というのは、私の観点では、とにかくみんなで反対していかななくてはならないと。過去の問題を、ああではないこうではないと言っているのでは、部落の中に、集落の中に亀裂を生むだけであって、不団結を生むという観点から申し上げました。そしてまた、この土地の買収が行われたのは1988年以前なんです。この一番最初にも書いていますように、信用都市開発が事前協議書を県に提出したのが1988年4月17日です。今から17年前の話ですね。もちろんこの事前協議書を提出する前から土地は買収しているわけですから、その時に産廃処分場がどんなに危険なのかということは、そのころはあまり分

からなかったと。

当時、バブルに浮かれまして、あのころあそこにはゴルフ場ができるんだとかさまざまなことがありました。また、あの場所は谷津田ですよ。要するに昔のように谷津田にはおいしい米がとれるんだけれども、日本の農業が昔ほどに盛んでなくなるということで、結局手がかかる谷津田を耕作する人がいなくなるということで、結局、業者はそういうところの弱みに目を付けたということがあります。業者がその土地を売る時に、きちっと産廃処分場を造るんだと、こういうものができるんだと、工場排水の汚泥を捨てるんだと、こういうことまで言ったかということは、恐らく私は言っていないと思うんです。ですから、決して私は土地を売った人を弁護するという立場にもまた立ちませんけれども、かといって責めるというわけでもない。

それから、もう一つはこの土地をめぐる問題で下に水田があります。この水田は農地ですから売買できません。ですから、1年交代で農地転用を申請している状態です。毎年毎年農地転用を申請すると。地元の旧海上町の農業委員会は、全員一致で転用に反対してきましたけれども、県の農地課の判断でそれを常にひっくり返しているという状況です。

それから、もう1点はその敷地の中に空港代替地がありました。これは県有地です。県有地を産廃処分場に、産廃業者に売り渡すということは、いまだかつてなかったことです。このことについて私たちは監査請求を県にかけました。監査請求の結論は、結局意見がまとまらないと。私たちの意見に、要するに県有地を地域の環境破壊するような産廃処分場業者に売るということは反対だという委員もいました。ですから、監査委員会の中で結局意見が分かれて結論が出ないまま、監査委員会は結論は意見なしと、意見が出なかったというのが結論になった次第であります。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） 明智委員。

○委員（明智忠直） きょうの請願の趣旨、私も農業をやっております、水田を作って、本当に十分わかり過ぎるほどわかるわけでありまして、この趣旨には本当に地元の住民の気持ちも重なりまして、本当に趣旨に賛成でありますけれども、今係争中、三つの裁判をやっているという中で、今、エコテックの会社が、この趣旨にも書いてありますけれども、実際は工事は進めていないわけですよ。荒れ地になっているというふうなことで、今後厚生省、県知事のその許可と今の係争中の裁判がどのような方向になっていくのか分かりませんが、今ここで、この趣旨に賛成、反対ということは、現地をやはり見て、ある程度の

認識のもとに、趣旨は、もう本当に内容は全く反対、請願に対して賛成を通そうという気持ちには変わらないですけれども、今がどういう状況なのか、その点、係争している中で、財源もない会社がこのまま続けていけるのかどうか、そのような部分も。

あの辺を許可してそのまま係争もなかったら、産廃業者は自由に今度持ってくるのかもしれませんが、そのような現状把握といいましょうか、そういう部分も必要ではないかなと、そんなように思いますので、きょうは請願に対しまして、趣旨といろいろな個人個人の意見を持ちながら、継続審査にしてその現場を見ながら今後対応していってもらえればと、そんなように思いますけれども、時間もある程度だいぶ遅くまでかかっていますので、そういうような方向で、委員長、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

では、参考人に対して、今の現状の状況をここに書いてありますけれども、工事はやっているのかやっていないのか、それから係争がどの程度の状況なのかという部分、もう少し詳しくちょっとお願いしたいと思います。簡単に結構ですので、ひとつお願いします。

○参考人（高田 豊） 仮処分申請した段階で工事は1回止まりました。防災工事だけ、要するに谷津田ですから森林を伐採しましたもので、その時点で仮処分申請いたしました。もう森林がなくなっていますので、雨が降ると土が流れ出します。それで、防災工事だけはやるという条件で工事はストップさせました。

現在、法的には業者は工事は自由にやっていいわけです。ただ、現在は周囲に外から雨が降らないようにコンクリート壁と、それから周囲の雨を、忍川という川がありますけれども、忍川の水源にあたるわけですが、その忍川に流すようなU字溝を配管しているだけで、本体工事、いわゆる穴を掘るとかそういうことにはなっておりません。

それから、ここには草ぼうぼうと書いてありますけれども、さすがにこの間5日の裁判官の調査がありましたもので、裁判所の裁判官3人に草ぼうぼうの状態を見せるというわけにエコテックもさすがにいかなかったもので、草だけはきちっと刈っております。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） 松木委員。

○委員（松木源太郎） いろいろ意見が出ましたけれども、現状についてちょっと請願申請者にお聞きしたいんですけれども、明智委員と同じなんですけれども、今三つの裁判がやられているということで、その裁判、今のお話ですと裁判が続いているけれども、今のエコテックはお金さえあれば工事を進めて完成させても、法的には問題ないというところになってしまっているんでしょうか。

やはりそうすると、もしそういうことであると、この合併した新旭市がこういう議決を上げて、意思表示をかなりしなければいけないという問題がありますけれども、それと同時に、私が一番今までの管理型産廃処分場でもって気になっているのは行政の対応ですよね。町が対応していたので、町がどうだったかここに書いてありますけれども、県がどうだったか。これ私たち一番気になっているわけです。

それはなぜそんなことを言いますかという、今、合併直前に起こった干潟町の問題も同じようなことを含んでいるわけです。ちょっと別な次元ですけれども、今のところストップしているけれども、法的には建物を建てることができるという条件が整ってしまっているということですよね。建てても違法行為ではない。だから、今そういうような状態にあって大変危険な状態の一つだと思いますけれども、それらの点についてちょっと簡単でいいですかからお話していただきたいんですけれども。前段の方ですね。後の干潟町の方は関係ありませんから。

○紹介議員（阿部一成） ただいまのご質問でございますが、確かに千葉県は一度この申請を却下しました。要するに造ってはいけないという結論を千葉県知事は出しました。1年後、先ほどの説明ありましたように、旧厚生省で千葉県が出した不許可処分は妥当でないという意見で却下したものですから、1年後に千葉県は許可を出しました。

なぜそうなったかというのを簡単に申し上げますと、あそこの敷地の中の汚水の排水は忍川へ流すと。これでは銚子市の方としても困るんだということで、利根川まで独自の配管をして流すならば、銚子市は何も言わないけれども、そういうことも配慮してもらいたいという条件を出しました。それで、エコテックは、では利根川には流さないと。全部出てきた排水は処理した上で、蒸発散装置を造って全部蒸発させると。

これは具体的に言いますと、科学的にはあまり根拠はないんですけれども、これは出てきた汚水の処理をした後の水を蒸散させるために、重油を使って温度を上げながら蒸発させるということを言っていました。これが半永久的に続くということはとても考えられませんけれども、そういうことで厚生省の方は、厚生省の基準は、排水の処理をきちんとすればいいのであって、その水は川へ流そうと蒸発散装置を造る必要も特に決めていないと。ですから、銚子市がそういっても別に産廃処分場の基準には合致しないと、こういうふうな答弁であったんです。それで、厚生省は千葉県の不許可処分を取り消したという経過がございます。そういうこともあります。

それと、最終的に千葉県も厚生省も、今の産廃処分場のいろいろな基準があります。維持

管理基準というのがございますけれども、それは過去の基準を、申請した時の基準を一応決めているということで、最近になっていろいろと環境に対する負荷、これをどう防ぐかということによっていろいろな厳しい条件ができていますけれども、それには該当しないという形で進めてきております。ただ、私たちとしては、私たちの暮らしを守るために、どんな企業でも地元の住民の同意がなければ、どんな企業も成り立つものではないと。本当に地域の住民の健康と安全を重視するという立場で訴え続けております。ぜひ今回の請願のように、旭市の市民挙げてご賛同いただきたいと、このように思っています。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 高田さんに聞きたいんですけど、先ほどの中で、今の現況をちょっとお話しになって、工事している間はU字溝で忍川に水を流してもいいということになっているんですか。そのところだけちょっと気になったので。

○参考人（高田 豊） いわゆる処分場ができて、ごみの上に雨が降って浸出水が出ますよね。それは忍川に流してはだめだと。その周りから出ている雨水ですね。産廃処分場の周辺から流れてくるごみに触れない水、それは忍川に流していいということになっております。

それから、ちょっと言い忘れましたけれども、周辺は農地です。昔だったら、このエコテックは過去の県の指導要領に沿って、法律不遡及の原則で、結局過去の指導要綱で進められています。現在の指導要綱ならば、地元市町村の同意が必要なんですよね。現在ならばこれは不可能だった工事なんです。ところが、結局過去の指導要綱が適用されたおかげで工事が進んでいるという、そういう法律不遡及の原則が悪用されているという面があることを付け加えておきます。

○副委員長（佐藤芳民） 参考人をお願いいたします。

答えは……

○委員（向後悦世） 阿部委員にちょっとお尋ねしたいんですが、阿部委員はさっきこの本件処分場が飯岡台地の一角に建設されようとしていますと表現しました。自分も歴史をよく知らないから、またこの地理を自分もよく分かりません。阿部委員にお尋ねしましたら、阿部委員もよく分かりませんということでした。もっと慎重に、重大な問題ですから、検討していただいて証言していただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） 江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 高田先生、ご苦労さまです。

先ほど先生の発言に対して、非常に反発するようで申し訳ないんですが、私は最初からこの問題にかかわってきておりますので、ぜひ皆様のご賛同を得て、これを何とかして採択をしてもらいたいと思うのは、先生方と私ども同じ気持ちだと思うんです。ただ、先ほど先生が、これはこういう反対運動の進め方だと思うんですけれども、土地を売った人も含めて、まさに私はそういう気持ちもございます。しかし、大勢の地権者の中で、先ほど先生が例を挙げましたけれども、全然知らないで売ってしまったという人もあるでしょう。しかし、知っていて売った方もいるんです。

たまたま私は彼らに責められましたけれども、こういう住民運動というのは政党だとか宗教だとかそんなもの関係なく、これ来られたら困るんだと、海上町が困るんだということでこの指止まれ方式で運動を進めていこうというのが、私どもの運動の今まで進めてきた過程だと思うんです。

たまたま、名前は言えませんが、四役の中で土地を売った方がいます。あれに対して私どもはとんでもないということで糾弾したことがあります。ですから、一般の善良な農家の方で、知らないでそういうふうになった方と、やはり立場立場で売った人もみんな含めて運動を広げていくんだということには、私はならないのではないかなと。

ですから、今回のこの問題についても、若干私どもの中でもいろいろ議論がありましたけれども、それは先生の考え方と同じ運動を進めてきた私の考え方の違いでしょうけれども、私は特にそういう問題については、厳しくやはりきちっとその辺の話を区別をしていかなないと、何でもかんでも一緒だというようなことには、今までの運動の中からそういう答えは私の頭の中で出てきません。

ですから、先生は先生で、いや、土地を売ったのも何でも全部一緒だという言い方をしましたけれども、私はそういう方の中にも、やはり立場上、さっき私が言いましたように、少なくとも町の四役をやっているながらそういうことをした、そういう方には先生の言うそういう論法は、私は当てはまらないのではないかなというふうに思っています。これは私の意見ですから、別にご回答は結構です。

○副委員長（佐藤芳民） 以上で参考人に対する質問は終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

ここで高田氏は退席をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午後 5時47分

再開 午後 5時48分

○副委員長（佐藤芳民） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 特にございません。よろしくお願いします。

○副委員長（佐藤芳民） ありがとうございます。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私は、環境課長に言っておきたいことがあるんです。

旧海上町のこれは管理型の処分場、いろいろと当時は県が土地を売ってしまったり、1回不許可したのに当時の厚生省が許可してしまったり、それで事態が進んでいる。この教訓は、今干潟町で起こっていることには大変大事な教訓だと思うんです。私はさっきそれを言いたかったんです。これを少し、もう海上町の職員だったから分かっていると思いますけれども、この機会に本当に私たちこの今干潟町で起こっていることをどうするかということが迫られているので、そのことの教訓にさせていただきたいと思ひまして、よろしくお願いいたします。

○副委員長（佐藤芳民） それでは、請願第1号について審査をお願いしたいと思います。

蔵佐原委員。

○委員（昂佐原滋之） この請願については、まだ十分な知識も得ておりません。先ほども申し上げましたが、おおむねこうだろうという予測はついていますけれども。そういうあやふやな状況の中で結論を出すのは時期尚早かなと、申し訳ないかなと思っています。

ただ、方向付けとしてはこれだけの住民の反対がある中で、実際、これだけの住民の反対がある中で、何で許可をおろしたのかなという、その疑問は持ちます。しかも、先ほど申し上げましたように、執行部の方々がどんな対応をしたのか、それを知りたいです。

今、江波戸委員が言われたように、よもやその中に四役の方がいらっしゃったなんていったら前代未聞ですから、そういうことも承知した上で、経過について十分承知した上で結論を出したいということで、私は本日は継続審査にして、それで、具体的には継続審査でこの会期中に現地視察したり何かというのなかなか難しいのかなと。もう19日までしか会期残

っていませんから。そうですね。19日までだな。今議会ね。この審査は、今会期中にやれということだったでしょう。継続審査にするということは、要は委員長が報告をして、本会議の議決をいただかなければいけないわけですから、したがって、本日の会議はこのまま結論を出さなくてもいいと思う。したがって、継続審査にすることをご提案申し上げます。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○副委員長（佐藤芳民） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 5時52分

再開 午後 5時55分

○副委員長（佐藤芳民） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

○副委員長（佐藤芳民） 次に、討論を省略して採決を行います。

閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長（佐藤芳民） 全員賛成。

よって、本請願は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査を終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（佐藤芳民） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

環境課は退席してください。

明智委員、どうぞ。

○委員（明智忠直） 先ほど松木委員からの話がありまして、耳の痛い方もいるかも知れませんが、干潟町の一般ごみ、溶融炉の問題について、文教福祉常任委員会の陳情についての結論は冒頭の議会で出したわけでありまして、我々にしても、あれだけの大きな問題、これからどういう方向にいくのかということは、今までの審査の中で正直言って関心があるわけでありまして。

そういった中で、この文教福祉常任委員会で環境課長なり、それとも執行部なり、誰かに定例的な報告をしてもらうということも必要ではないのかなと、そんなように思いますし、また、あの問題がどういう方向にいくのかということも、これは非常に危険な部分もあるという問題もはらんでおりますので、ぜひこの文教福祉常任委員会で、定期的な報告の会を持っていただければと、そんなように思いますけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（佐藤芳民） 今、明智委員よりすばらしい意見が出ました。皆さん賛同していただけるようですから、そのようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、さっきちょっと途中でやめましたけれども、以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時58分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 木 内 欽 市

副委員長 佐 藤 芳 民

建設経済常任委員会

平成17年10月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第5号 平成17年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第6号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

出席委員（16名）

委員長	向 後 和 夫	副委員長	菅 谷 源兵衛
委員	伊 藤 清 昌	委員	林 正一郎
委員	久須美 佐 内	委員	石 毛 忠 雄
委員	向 後 保 夫	委員	大 塚 博
委員	木 内 兵 衛	委員	加 瀬 義 夫
委員	藤 田 昌 功	委員	伊知地 直
委員	嶋 田 哲 純	委員	鶴 谷 富士男
委員	長谷川 喜代司	委員	越 川 芳 男

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（30名）

助 役	重 田 雅 行	商工観光課長	小 田 雄 治
農水産課長	堀 江 隆 夫	建設課長	米 本 壽 一
都市整備課長	島 田 和 幸	下水道課長	山 崎 健 次
農業委員会 農事務局長 その他担当 職員	野 口 徳 和 23名		

事務局職員出席者

事務局次長	堀江通洋	主	査	穴澤昭和
主任主事	飯田裕紀子			

開会 午前 9時58分

○委員長（向後和夫） おはようございます。若干早いですけれども、全員そろっておりますので、これから始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中をご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は16名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

建設経済常任委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、皆様にご審議をお願いする案件につきましては、平成17年度の予算案ということで、議案第1号の一般会計予算、議案第5号の下水道事業の特別会計予算、そして議案第6号の農業集落排水事業の特別会計予算の3件でございます。

議会の冒頭で市長の方からご説明いたしましたように、今回の予算は新市として7月から来年3月まで9か月分の本予算を編成したものでございます。特に、このうち一般会計予算につきましては、旧市町の計画事業を引き継ぎながら、新市の一体性の確立を最重点にいたしまして住民福祉の一層の向上を図ることを目途に編成しております。どうか委員の皆様方には、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月27日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第5号 平成17年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号 平成17年度旭市農業集落排水事

業特別会計予算の議決についての3議案であります。

初めに、議案第1号について各担当課長は説明してください。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 袋公園の整備計画についてご説明させていただきます。

お手元の図面をご覧いただきたいと思います。

まず、基本的な考えといたしまして、水辺を生かした公園作りを行ってまいりたいと考えております。

概要でございますが、全体の整備計画といたしましては、さまざまなイベントが行えるようなイベント広場です。真ん中部分になります。それから、子どもたちが水と自然に親しんで遊べるようなじゃぶじゃぶ池、それから高さ5メートル程度の築山の展望広場、子どもたちが自由に遊べるわんぱく広場、それから、野鳥が住みつくような野鳥の森等の整備を行ってまいりたいと考えております。また、休憩施設といたしましては、東屋、それからパーゴラ等の設置、それからトイレの設置を考えています。

今年度の整備といたしましては、イベント広場の約5,000平米の芝生の張り付け、それから東屋、パーゴラの設置、それから配水施設、照明用の電気設備、それから水道管の埋設等を行ってまいりたいと考えております。これはあくまでも現段階における構想の設計でございますので、今後の状況等によりまして変更になることもございますので、何とぞご理解いただきたいと思います。

今年度の工事費の予算といたしましては約4,300万円を計上して、予定してございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかの課長はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） それでは、担当課長の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

藤田委員。

○委員（藤田昌功） どんな形でやるんでしょうか。款別でよろしいんですか。

○委員長（向後和夫） 藤田委員、一括でもってひとつお願いします。

○委員（藤田昌功） 歳入も歳出も一括ですか。

○委員長（向後和夫） はい。

○委員（藤田昌功） 質問をしておいて、私が答えがなくても忘れちゃうかもしれませんけれ

ども、まず38ページですが、旧旭市歳計剰余金18億円余りがここに繰り入れられています。このうち、ここの関係ですと土木の関係、建設の関係になりますけれども、どのくらいの予算がこの中に繰り入れられたか。つまり第1・四半期分は旧市でやったんですけれども、そこで執行されなかった分がどのくらいあるのか、それを教えてください。

それから、歳出の方になりますが、163ページに出ています。これは常識的に何だかよく分からんということでお聞きするわけですが、163ページの13の委託料、アメニティー公園維持管理委託料というのがありますけれども、これがどんなものなのか。私は初めて見るので教えてください。これは純粋に質問です。

それから、165ページ、これは商工費の農業振興費ということになっていますけれども、165ページの19の細目の中に、一つはいきいき旭・市民まつりの補助金というのがあります。それから、その下に海上の産業まつり補助金というのがあります。これらが将来的には何か考えられないといけないんだろうけれども、今年の問題としては開催時期がいつなのか。余りに時期的に接近しているような形というのは望ましくないような気がするんだけれども、この時期を教えてください。

それから、同じページの19の負担金補助及び交付金です。この中に新規就農者・里親支援事業補助金というのがあります。これは先日の一般質問で我が党の高木議員が質問した部分でもあるわけですが、新規就農者に対する援助ということでやっているはずなんですけれども、これが今どの程度の規模で行われるのか、いつごろまでこれは続くのか、これを教えてください。

それから、これは純粋な質問ですが、170ページ、11の農業経営基盤強化促進事業がありますが、この中に賃金が含まれているけれども、この賃金の使途がどういうことなのか、それを知りたいと思います。

それから、173ページ、家畜排せつ物利用施設の利活用施設整備事業があります。これはたしかもう事業として終わったのかなと思っていたんだけれども、いつまでこれが行われるのか。これは全部の施設をカバーしなければいけないというようなことで、かなり幾つかの事業を3年ぐらい前からやったと思うんですけれども、これが一体いつまで続くのか、それを教えていただきたい。

それから、これは実は決算の時にもお聞きしたんだけれども、174、175ページのところで、農道整備ですが、これは多分、建設課長に伺った方がいいんだと思うんだけれども、この前、農水産課長に伺ったんだけれども、どんな規格でやるのか。つまり一般の道

路ですと、大ざっぱに言って1メートル四・五万円もかかるわけです。一方でもって、例えば簡易舗装の場合だと5,000円ぐらいで済んでしまうという状況があるわけです。その中で、決算の時には約1万2,000円だったわけで、そういった意味では規格がどうなっているのか。いわゆる一般道の規格ほどのものは必要ないということなんだと思うけれども、特別な規格がこの農道のためにあるのかどうか、積算基礎になるものですね、それを教えてください。

それから、商工費になりますが、189ページの中心市街地活性化対策事業ですけれども、これの一番下のところ19ですが、旭市空き店舗活用事業補助金というのがあります。これはどんな事業なのか。どこなんでしょう、分かりにくいので教えてください。

それと、その前のページ188ページになるけれども、ここで13の委託料です。ホームページ作成委託料というのがあるけれども、これは市がやっているホームページとは全く別なものなんだと思いますけれども、どのようなものをやっているのか、それを教えてください。

それから、土木費になります。200ページ、国土調査費です。これはたしか旧干潟町でだいぶ前からやっているということなんだけれども、これはぜひ続けなければならない事業だと思っています。これで形はよく分からないので教えてほしいんですが、地籍調査をするというのが目的だと思うんだけど、例えば民有地と、それから公道等の境の確認ということ、つまり道路台帳整備と似たような事業としても、これが意味があるのかどうか、その点を教えてください。

それから、206ページです。4のところに旭中央病院アクセス道路の整備事業がありますけれども、この間の説明で6本程度の候補からだいたい3本に絞ったという話があったけれども、3本というのはどこなのか、それを知りたいと思います。

それから、208ページ、橋梁維持費ですけれども、調査設計委託料というのがありますが、具体的にどの辺りにかける橋なのか、それを知りたいと思います。

だいたいそんなところのようです。

○委員長（向後和夫） 藤田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 歳入だけ取りあえずお答えいたします。

先ほどの剰余金の話ですけれども、4―6予算の建設課の仕事としてではなくて、藤田委員の一番関心があろうと思われる三つの科目に絞ってお答えしたいと思います。

まず一つ目は工事請負費です。道路排水の整備工事請負費ですけれども、4―6予算では1,670万円だったわけです。執行が1,648万5,000円ですから、21万5,000円の残が入ると。そ

れと用地買収費です。これが2,000万円の予算がありましたけれども、執行額は1,942万円ということであります。

それともう一つ、物件補償費があります。これは工事等を絡めたものなんですけれども、物件補償費がありまして、これもやはり予算が2,000万円ありました。これは1,247万7,000円の執行ということになりまして、これは大きな残があるわけです。782万3,000円。これは故意に7—3予算、7月から3月までの予算で1軒分の補償費に、この700万円でありませんでしたので故意に残しまして、今回の予算と組み合わせまして執行すると。これは故意的に残した予算であります。執行残については以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 最初のご質問の163ページ、アメニティー公園維持管理費の内容でございます。これは場所につきましては東総文化会館の後ろに仁玉川というのが流れておるかと思えます。その沿線沿いに長広く公園化したところがございます。その維持管理費を計上させていただいてございます。ウォーキング等をやった中で、ちょっと途中で休んだりとかいろいろな子どもの遊び場、そういうところでご理解いただきたいと思います。

それと、165ページの方に各地区の産業祭り等の補助金がございます。ここにありますようにいきいき旭・市民まつり、これにつきましては11月6日日曜日に旭市の体育館の前で実施をするように現在運んでおります。それから海上地区と干潟地区、これも実は11月に実施をいたします。海上地区につきましては、ここに書いてありますように海上産業まつり補助金ということで300万円。日にち的には11月23日の勤労感謝の日に実施をさせていただくと、これは昨年と同じというようなことで、場所的には海上町役場の後ろですか、あの辺を予定していると聞いております。

それと、ここには書いてありませんけれども、実は干潟地区のふるさと祭りというものが例年11月23日に実施をしておりました。海上地区とかち合うというようなことで、昨年の実行委員会の反省の中で、平成17年は11月13日日曜日であります。干潟中学校の校庭で開催をさせていただく。この補助金につきましては、商工費の方で計上させていただいております。旧干潟町の方で商工費の中で計上してあったもので、別途計上させてあります。そんなところで各地区、現在3か所でそれぞれ日にちを変えながら11月中に開催をする予定で段取りをしております。

これからどうなるのかというのがありますがけれども、合併したんだから1か所でばっとやったらという住民の意見もあることはあります。ただ、それとは別にやはり地域のよさもある

るのかなということで、それぞれ地域のよさを生かしながら、それぞれの地域で開催したらどうかと、そういう声もございます。また逆に旧旭市に、旧干潟あるいは飯岡のいろいろな特産物を市民の方に知っていただくとか、逆に海上、干潟でいろいろな市内の特産物を知っていただく、そういういい機会でもあるのなかと。来年以降につきましては、実行委員会等が中心になってやっております。それぞれ住民の方の代表の方々にご意見を伺って、次年度もどのような形で継続していくか拝聴した上で決定をしたいというふうに考えております。そんなことで住民の考えの中で実施を検討しているということでご理解いただきたいと思います。

それと、同じように165ページの新規就農者・里親支援事業の関係でございます。これにつきましては、新規に農業経営に携わる方がやはりいろいろな農業知識を持ちたいと。そんなことで市外等に研修に行く場合に月2万円という補助を考えております。それと逆に、やはり市の中でも農業経営者が積極的にいろいろな方の農業経営者を受け入れていただく。そんなことで受け入れした農家に別途また補助金等をこの中で行っております。でき得れば、本予算を通していただいて、なるべく我々課としましてはやはり農業経営にとっては学ぶというのが必要かなと、そういうようなことで継続して事業を実施していきたいと考えております。現在のところ使っている方ですか、今まで結構——ちょっと手持ち資料はあれですけれども、実質的には結構あります。そんなことで積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、170ページの農業経営基盤強化促進事業の関係でございます。賃金の関係でございます。これにつきましては、ご承知のように農業経営基盤強化法に基づきます農地の流動化を積極的に担い手に図るべく進めている事業でございます。内容的には、事業の中身は旧飯岡地区で実施をしたいというふうなことで予算計上をさせていただいております。農業経営実態の情報収集活動での賃金、それと農地流動化対策への円滑化プロジェクトチームへの活動賃金あるいは農地流動的支援あっせん活動等の賃金、売りたい、貸したい、あるいは買いたい、借りたい、そういう方々の仲人的なことをやっていただく、そういう際の働き手の方への賃金を予定をさせていただいております。

それと173ページでございます。委員ご指摘のように、既に家畜排せつ物法の施行がされて、畜産農業者にとっては万全を期してもう既にやっているのではないかとご質問かと思えます。ただ、先のこの施業の中では簡易な適応、簡易な対応についても認めるということで、例えば素掘りはいけないけれども、ビニールシート等で地下浸透されないような

仕掛けをしていただければそれは取りあえずは問題ないと。あるいは野積み等につきましても地下浸透しないように下にちゃんとシート等をやるようにと、そういう簡易対応についても組合で認めております。ただ、この簡易対応がいつまでもこの簡易対応であっていいのかと、そんなことで国等につきましても法の適応後も補助事業等を進めていただいております。簡易対応が恒久的な対応に実施をするというようなことで、そういう事業の内容でございます。そういうことで法の適応をやっていない農家がこれをやるということではなくて、現在簡易で対応をしている、そういう農家に対しまして恒久的な対応をさせていただきたい。それと併せまして、畜産農家が堆肥を作るだけではなくて耕種農家にも活用していただく、そういうような仕組みを本事業の中で考えております。

それと174ページの農道関係でございます。委員ご指摘のように、農道につきましては通常の設計よりも安い設計というんですか、業者の実績が安いのではないかと思います。ご承知のように農道につきましては大型等を想定してなくて、農作物を通常運んで、それが荷傷みしないような形、実はそういうことを想定をしながら国に対して予算要求をしております。そんな形で若干建設関係等は特別な積算になっている。そんなことの形かと思います。詳しいいろいろな資料を本当に手持ちになくて申し訳ありませんけれども、以上でございます。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、188ページ13節の委託料でございますけれども、ホームページ作成委託料、これはインターネットにおきます「まるごと旭」のホームページがあるわけでございますけれども、この中に商業者の専用ホームページのスペースを設けまして共用情報を提供するためのものでございます。

それから、189ページの19節の負担金補助及び交付金、一番下になりますけれども、旭市空き店舗活用事業補助金でございますけれども、事業主体は田町本町通り商店街でございます。東電の跡を利用いたしまして、空き店舗の活用に努める事業でございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 藤田委員のご質問にお答えします。

ちょっとページが戻りますけれども、175ページをご覧になっていただきたいと思います。

先ほどの農道と建設課がやっている道路の関係、農水産課長の話でよかったと思うんですけれども、違いと言えば一概には言えないと思うんです。農道というのは一般的には側溝はまず考えていないと。舗装面でいきますと5センチ、5センチで同じはずなんです。その下

の採石になりますと10センチとか15センチの違いはあるんですけれども、主にはとにかくU字溝はまず考えていません、農道の場合には。その辺で大幅な差は出るはずですよ。ちなみに採石の厚さは農道は10センチでやっけていまして、建設課がやっている道路は15センチということの違いはありますけれども、主にはそのほかのもので違いがあらうかと思います。

それから、200ページをご覧になっていただきたいと思います。国土調査の関係なんですけれども、民地と道路の境界、それから道路台帳の関係、道路台帳は残念ながら境界までは意識していません。国土調査は境界が目的です。道路台帳はどこにブロック塀があるとか、どこに境界ぐいがあるとか、どこに街灯があるとか、かなり細かいものはかなり図示されていますから、目的が全然違うわけです。ですから、国土調査で境界杭を打った。例えばコンクリートの杭を打ったものまでは道路台帳に表示されています。ですから、目的が違うわけです。

それと、アクセス道路の3本の話ですけれども、これはちょっと言いにくいんですけれども、質問では警察から中央病院に向けた道路を6本から3本に絞りましたと私答えたんですけれども、3本はどの辺かというご質問です。西の外れは中央病院側から見ますと駐車場のど真ん中に進めるルートがあったんです。一番東側の方に行きますと、川島歯医者がありますけれども、あの辺を抜けてまず1本あります。これは将来来るであろう銚子連絡道を意識しながら抜けている。それと、その中間点を1本とりまして、今その三つ、西側の外れがいいのか、東側の外れがいいのか、真ん中がいいのかというところでやっているわけです。

ところが、中央病院側から見ればそうなんですけれども、国道側から見ますと、西に行きますと線路と国道の距離はありますけれども、東外れに行きますと線路と国道の距離がなくなりますから陸橋が非常に難しいというところで、なかなか1本に決められない理由がここにあるということでご理解いただきたいと思います。大まかな先ほど方向を言いましたので、ここは言いませんけれども、大まかな方向です。

先ほどのアクセス道路は206ページでした。ページ数を言わなくて申し訳なかったです。

それから、次は208ページの橋の調査設計委託料の話だったと思います。どこですかということですので、日出橋という橋と矢指橋という橋があります。日出橋は野中地先です。矢指橋は足川と椎名内の境にかかっている橋ですから、とにかく一番海岸よりの橋二つです。この二つを中の鉄筋の塩害はどれだけ進んでいるかということを科学的に調査したいというふうに考えて予算措置しているものであります。

以上です。

○委員長（向後和夫） 担当課長の答弁が終わりました。

藤田委員。

○委員（藤田昌功） ありがとうございます。ごちゃごちゃしたもので飛ばしちゃったりなんかして、私の質問も飛ばしたりして申し訳なかったです。

歳入の方での繰り越しの形はよく分かりました。これはいつごろ執行するつもりですか。本予算が決まった後に、もうすぐに執行ができるという状況なんですか、それともこれからまだまだ交渉が入るという感じですか、そこを教えてください。

それから、産業祭りの関係は分かりましたというか、私は地域ごとにやる方がいいんじゃないかということで、それは賛成なんですけれども、ただ時期的に全部が11月というのはちょっと何か間が悪いなという気もします。一つの市の中でもってばらばらにやるのが三つ同じ時期というのもちょっとおかしいので、運動会ではないので、そういった意味でこの辺はやはり工夫をしていただきたいなという気がします。ただ、私はこういったことはまとめることは必ずしもいいことではないと思うんです。

それから、同じページの新規就農者の問題ですが、これはちょっと課長の回答が私、納得がいかなかったところなんです。というのは新規就農者に対する研修の補助金という具合に課長はおっしゃったんですけども、これは干潟で新規に就農するものに対して補助金を与えているというその事業が継続されているという具合に考えているんですけども、そうではないんですか。これを教えてください。それによってはまた回答が変わると思うんです。

それから、170ページですが、農業経営基盤強化促進事業の賃金ですけども、これは事業の形は分かったんですけども、対象になるメンバーといいたいまいしょうか、支給される対象は一体どういう人たちなのか、そこをもうちょっとはっきり教えてください。

それから、さっき聞き漏らしちゃったんですけども、183ページ、漁港管理費の委託料なんだけれども、公園維持管理委託料というのがありますが、これはどんなことをしているのか。例えばお客さんが落としていったごみを収集したりなんかしているんだと思うけれども、そのごみ集めやなんかは一体どうしているんですか、どこへ捨てているというか持っているんですか、その辺りを具体的に教えてください。

土木費になりますが、200ページの国土調査費、私ども混乱していて地籍調査と道路台帳とをごっちゃにしている部分があるんですけども、いずれにしてもこれは必要なことで、今まではっきりしていない部分が多過ぎたと思うんですが、この結果として伺いたいんですけども、かなり例の国から移管された公有地がはっきりしないと思ったけれども、それはどん

な状況か教えてください。

それから、これは質問というよりも道路台帳整備ですけれども、これはぜひ後々のためにも金をかけてやってほしいなと思うので、よろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） 藤田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 歳入であります。故意的に繰り越した物件補償はいつごろ契約かということだと思います。これはもう4—6予算の期間の中で話し合いが終わったわけですから終わっちゃったんですけれども、金が無い、予算も無いから契約できませんので、これを故意的に残してもうすぐできる。この議会が終わればすぐにできるというような状況です。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 最初のご質問というかご意見、私どもは11月に全部祭りが偏るということで大変申し訳なく、各組織で春先までに決めておかないと雑誌社のいろいろな取材があります。春先に本に載せるとか、そんな形で旧市町の時にもう既にあらかじめこの時期ということで決めていたから、そういう調整ができなかったのかなということで、ただいまいただきました貴重なご意見、それぞれ今回の反省の中に踏まえて検討させていただきたい。そうすることによって、来る方もそれぞれ楽しんで来ていただけるのかなということでご理解をお願いしております。よろしくお願いいたします。

それと農業経営基盤の方の対象者ですか、これは主に農業委員というようなことで理解をしています。リーダー、例えばいろいろなあっせん活動をやっていただく方ということでいいですか。指導していただく方ということです。それとあと集落の推進委員方、いろいろ配布物を配っていただく、そういうことで今回謝礼をさせていただいております。

それと、新規就農者ですけれども、旧干潟町の時につきましては、5年間新規に就農しますと年間10万円ずつの奨励金を交付させていただいております。現在のところ27名、17年の予算の中でありすけれども、これについては5年間の約束というところですので、その期間は交付をするということで現在進めております。

これをやめた理由が実は高校卒業して募集するのには、ぱっと就農すると1年くらいでやめちゃう方もいるんです。おやじさんも嫁さんをどこかへ探してこいみたいな形で、勤めの場合によっては奨励するということもあるというようなことで聞いております。そういう時に一番きついのは、過去に出したものを返還しなさいということで、そんなことで後継者

が使ったものの返還というようなこともありました。そんなことで今回の後継者等の中も農協青年部の方にもちょっと話をしたんですけれども、先ほどの里親支援のいろいろな事業とは別に、海外研修ということで予算を別に組ませていただいております。そういうところでどんどん視野を広げていただきたい。そんなことで我々旧干潟町の時もいい方向で新市になったら変えていただこうと、そんな形で今回16年度事業限りでというようなことで変更させていただいた、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

あと、公園の方の維持管理につきましては、ご承知のように飯岡公園、みなと公園の中に土地につきましては県有地ということで聞いております。それから、管理については今まで飯岡町が任されてやっていた。これから市が引き継ぐというようなことで、管理につきましては市が実施をさせていただくということで予算措置をしてあります。主に使いますのは、公園の中にトイレがあります。トイレの清掃あるいは公園の中のいろいろな清掃、そこにつきましては業者に委託を考えております。いろいろなごみ等につきましては分別収集して適正にクリーンセンターの方へ持ち込む、そういうような形で指導をさせていただく予定でございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 赤道、青道、法定外公共物の関係なんですけれども、予算書の200ページです。ここだということはないと思いますけれども、国土調査の関係です。国土調査をやりますと境界になりますから、赤道、青道も境界が決まっているわけです。それはおっしゃるとおりです。ただ旧干潟町ではそうですけれども、ほかの所については境界から決めているわけです。国土調査でやるところは赤道、青道の所の境界も決まっていきます。それで進んでいきます。そういうことになっています。

以上です。

○委員長（向後和夫） 藤田委員。

○委員（藤田昌功） 私も何かあやふやな質問なので答えにくいと思うんだけど、言っている意味は何となく分かります。むしろだから、これをどうやって進めていって、今おっしゃるように旧干潟町しかやっていないわけなんですけれども、これを全体に進めていけば相当問題点が出てくるんじゃないかと思うんです。どこかへ民地の中へもりぐ込んだりした法定外公共物がだいぶ掘り出されてくるんじゃないかというようなこともあって、質問の意図はそこにあるんですけれども、その意味ではぜひこれはもっと全体に拡大ができるかどうか、そ

の点だけ答えてください。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 大変失礼いたしました。これは法定外公共物、一般の市道についても境界は決めなくてはならないことになっています。それと同じようにやってきたわけです。藤田委員は法定外公共物ももっと境界を決めてきちんと確定して、売れるものは早く売っちゃえよという意図は分かりますけれども、道路がいっぱいあるものですから、法定外公共物だけ進めるということではなくて、法定外公共物も進めながらということで順番をとりたいと思いますけれども。

○委員長（向後和夫） 藤田委員。

○委員（藤田昌功） 進めてもらえばいいと思います。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ございますか。

石毛忠雄委員。

○委員（石毛忠雄） 石毛でございます。きょうはご苦労さまでございます。

今までの質問の中でだいたい私も理解したんですけれども、若干参考のためにお聞きをしたいと思うんです。

先ほども質問の中でありましたけれども、新規就農者ですか、この補助金ということのっておりますけれども、農業後継者育成事業ということで新規就農者・里山支援事業補助金ということで百何十万円ほどのっております。それで169ページですか、この中で農業活性化推進事業の中でやはり負担金、補助金ということの中で新規就農者・里親支援事業162万円がのっております。これについては同じようなことでございまして、いわゆる合算しての金額がそういう後継者のために使われていると思いますけれども、これは旧市町ともやってきた事業の違いなのかどうなのか、そこら辺についてご説明をいただきたいと思います。整合性についてお聞きをしたいと思います。

それと同じ169ページでございますけれども、委託料の中で環境調査指導委託料というのがのっております。環境調査指導、これはどういう仕事なのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、175ページでございますけれども、農村総合整備事業というのが載っております。その内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、商工関係でございますけれども、191ページに旭市観光協会補助金というのが負担金の中にのっておりますけれども、924万円。これは一括して観光協会の方にいわゆる

現金をお渡しする側なのかどうかについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じ農林予算でしょうか、保安林についての予算がのっておりますけれども、これにつきましてはどこにいわゆる植栽をしていくのか、恐らく海岸線だろうと思いますけれども、これらについてご説明をいただきたいと思います。

取りあえず以上、ご質問いたします。

○委員長（向後和夫） 石毛忠雄委員の質問に対しまして答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 委員のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

ちょっと紛らわしい表現で新規就農者の部分が同じような表現をさせていただいております。申し訳ありません。実は合併前に各市町で議論した中で、後継者育成という形で後継者に対して例えば奨励金を交付する、あるいは後継者育成からもうちょっと発展して地域の活性化を図る意味、そんなことでそれぞれ名前は一緒ですけれども、冒頭の中にありますように農業後継者育成の中の奨励金、あるいは活性化の中の実は新規就農者に対しての補助、そういうことで出だしが旧市町がちょっと異なると、そんなことでご了承いただきたいと思います。

それとあと環境の関係でございます。環境調査のところで、今、非常に土地改良事業等をやっても実はいろいろな工事しまして、あまりきれいになり過ぎちゃって実は生物、例えばカエルがなかなか飛びはねても上に上がり切れない、そんなことで生物がなかなか生育できない、実はそういう土地改良事業の工法が今、主流でございます。今から国の税金を土地改良事業で使っていく中でやはり環境に配慮した、生物が生態系を壊すような、そういう手法というのはどうかということで、これは税金を納める消費者あるいは国民からもなかなか納得を得られない。そんなことで、土地改良事業につきましては環境を必ず考慮した手法が今求められております。そんな中で、生態系につきまして専門の方においでいただいて、実はそれぞれ調査をしている。虫が住めないようなほ場ですと、やはり害虫も多いというようなことで、そんな形でひとつ生態系を守るべく土地改良事業を推進しようと、そんな形で現在調査をさせていただいています。

あと175ページの農村総合整備事業でございます。これにつきましては、主な大きなものは調査測量あるいは設計管理というようなことで、あとは農道の舗装工事というふうなことでやっております。今、ほ場整備等を予定している地区もございます。中2地区、そういう所の測量委託なり、あるいは工事請負費そういうものの事業費でございます。

以上であります。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 保安林の関係につきましては、海岸の防風率を想定をして計画しております。神宮寺浜ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、お答え申し上げます。

191ページ中段にございます19節の負担金補助及び交付金の中の旭市観光協会補助金924万円でございますけれども、これは、この議会議決後に旭市の観光協会へ補助するものですが、この大方が七夕市民まつり、実行委員会を組織して今年度終わったわけですが、これへの補助金ということで750万円でございます。

なお、このほかに観光協会が飯岡町にございますけれども、この観光協会へは4月から6月の予算で既に旧飯岡町において執行済みでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ただいま答弁が終わりました。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第5号について下水道課長は説明してください。

○下水道課長（山崎健次） 下水道課でございます。

それでは、議案の補足説明は本会議場で説明させていただきましたので、お手元に配布の旭市公共下水道事業の概要について、現在の状況を過去からの経緯についてご説明申し上げます。

資料の1ページ目でございますけれども、事業の経緯でございますが、平成4年度に基本

計画を策定しております。下水道法では、この基本計画を全体計画と呼んでおりますけれども、それで5年度に事業認可を取得しまして、6年度から処理場用地の買収、それから幹線管渠等の工事に着手しております、その後順次処理場の工事、それから幹線管渠等の整備を進めまして、平成12年3月末に旭駅周辺地域の中央地区90ヘクタールを供用開始しております。

3番目の事業計画の認可でございますけれども、これは下水道法の事業認可でございますが、当初の認可につきましては平成6年2月15日に取得しております。その後、変更を重ねまして、平成17年6月10日に下水道法の変更の認可を取得しております。

その全体計画と認可計画の所見でございますけれども、その表でございますが、まず全体計画としまして、計画面積が990ヘクタールでございます。計画人口は2万4,700人でございます。事業認可の方につきましては、計画面積が202ヘクタールございまして、計画人口は6,600人でございます。現在16年度末の整備状況でございますけれども、面積につきましては137.9ヘクタールを整備済みでございます。整備率につきましては68.3%となっております。

次に、下の表の旭市浄化センターの所見でございますけれども、水処理能力としまして全体計画で1万8,700立方メートル（日最大）でございます。事業認可につきましては6,200立方メートルでございます。現在の現有施設でございますけれども、3,100立方メートルとなっています。主な施設としましては、現有施設としましては右端でございますけれども、管理棟、污泥処理棟、水処理施設、塩素混和池が共用しております。現時点で施設を建設していないものにつきましては、全体計画の表中のポンプ棟と、それから焼却炉が現在はまだ建設しておりません。

下の水質の状況でございますけれども、これは認可の計画という水質でございまして、BODが190ミリグラム／リットルでございます。ちなみに現在の実績としましては、次のページの5番目に記載しておりますけれども、現在の流入水質の実績としましては247ミリ／リットルとなっています。下段の計画放流水質でございますけれども、BODが15ミリグラム／リットルでございまして、実績の16年度でございますけれども、BODが1.7ミリグラム／リットルとなっております。SSが計画流入水質が150ミリグラム／リットルとなっております、実績が214ミリグラム／リットルとなっております。計画放流水質のSSが30ミリグラム／リットルとなっております、実績が0.9でございます。実績のBODの除去率が99.3%、SSの除去率が99.6%となっております。放流先につきましては、新堀川を經由しまして新川

に放流しているところでございます。

ちなみにBODでございますけれども、この数字だけでは非常に分かりづらいところでございますが、このBODと申しますのは水中の汚れ、有機物でございますけれども、これは微生物の作用で分解されますけれども、この過程で行われる酸素の量を生物科学的酸素要求量BODと呼んでおります。単位はミリグラム／リットル、100万分の1でございます。ちなみにそのBODのおおよその目安としましては、魚が生息するのに可能なBODの上限値でございますけれども、一般にヤマメ、イワナなどが2でございます。サケ、アユなどがBODが3、コイやフナなどが5と言われておりますので、処理場から放流しておりますそれぞれの水質がBODで申しますと、ヤマメやイワナなども住めるような水質だということでご理解いただきたいと思います。

次に、2ページでございますけれども、4番、17年度の工事予定でございますけれども、17年度につきましては、まず先に3ページの図面をご覧ください。

関連がございますけれども、紫の一点斜線が現在の認可区域を表しております。図面の下の方に青く色塗りされていないエリアが3か所ございますけれども、この合計2ヘクタールの区域を今般平成17年6月の下水道法の事業認可によりまして下水道の計画区域に取り込んだものでございます。それで、この青く塗っておりますのが、現在の供用開始済みの区域でございます。

図面の左の方でございますけれども、中段でございますが、旭中央污水ポンプ場と明記しておりますけれども、これにつきましては現在まだ建設はしておりません。場所でございますけれども、市役所の構内に計画されているところでございます。現在は市役所の一角にございますマンホールポンプという施設で下流に流下させているところでございます。

17年度の整備の工事の内容でございますけれども、図面上段のところに赤く色塗りしておりますけれども、まず旧県道旭小見川線に旭中央污水幹線工事としまして特殊な工法によることから、財団法人千葉県下水道公社に工事を委託するものでございます。去る10月11日に協定を締結しまして、公社が11月初旬ごろの発注を目指して準備を進めているところでございます。工事場所は二の袋地先、加納院付近から水深工法で幹線管渠径が300ミリメートル、延長が約223メートル、それと、サービス管としまして開削工法で径200ミリメートルの枝管を約190メートル布設するものでございます。

なお、公共交通機関、それから個人商店の営業等に一部支障を来すこととなりますので、部分的に夜間工事に対応することにしております。工事に際しましては付近住民の方々には

大変ご迷惑をおかけしますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いしているところでございます。

なお、6月22日に加納院で下水道工事等の説明会を実施済みでございます。また、工事期間中の交通規制などのお知らせにつきましては、市の広報紙、インターネット、チラシ等を各戸配布して周知する予定でございます。

次に、面整備工事でございますけれども、これは市の直轄発注でございますが、薄いピンクのエリアでございますけれども、11月初旬から中旬までの発注に向けて準備を進めているところでございます。面整備工事につきましては、旭市二の袋地区約1.8ヘクタールの区域内に総延長約567メートル、管径200ミリメートルの塩ビ管の設置工事を行います。また、昨年度管渠工事を施工しました旭市中央第三保育所周辺と新田地区の一部の舗装復旧工事、工事延長でございますけれども約1,300メートル、舗装面積にしまして約6,000平方メートルにつきましても併せて行う予定でございます。

資料の方に戻りますけれども、2ページでございます。5番の下水の処理場の処理状況でございますけれども、17年8月末の処理場への流入汚水量につきましては日量約1,000トンでございます。運転管理につきましては外部委託しておりまして、24時間365日の体制で実施しているところでございます。

次に、6番の進捗状況でございます。普及率でございますけれども、直近の普及率で申し上げますが、平成16年度末の平成17年3月31日時点での普及率につきましては、行政区域内人口4万276人、対象人口4,876人となりまして、普及率は12.1%でございます。ちなみに、県内公共下水道事業の実施市町村38市町村でございますけれども、この12.1%という16年度末の普及につきましては下位から2番目となっております。公共下水道事業の着手の月と、それから供用開始してまだ6年目ということからこのような状況になっております。

一番下に17年7月1日時点での1市3町合併時点での普及率としましては6.9%、下がるものでございます。普及率につきましては、分母が行政区域内人口、住民基本台帳の人口でございますけれども、それが7万490人となりまして、対象人口4,876人でございますので、普及率が6.9%という数字上は下がるような状況になります。

次に、水洗化率でございますけれども、16年度末でございますが、水洗化関係につきましては対象人口4,876人、それから接続済み人口は2,491人ということで、水洗化率が51.1%となっています。17年7月1日時点での普及率につきましては、一番下段でございますが52.9%となっております。

以上で公共下水道事業の概要を終わらせていただきます。

○委員長（向後和夫） 下水道課長の説明が終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

藤田委員。

○委員（藤田昌功） 一つだけ教えてください。この図面の左上の所なんですけれども、国道沿いの部分ですが、国道の南側というのはほとんどもう入っているわけけれども、この部分は、ここは需要が多そうだという話を聞くんですけれども、この辺はいつごろになるんですか。

○委員長（向後和夫） 下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） ただいまご質問のありました区域につきましては、おおむね平成20年度ごろを予定しているところでございますけれども、政府の構造改革、三位一体の改革等をやられる中で国庫補助金の削減・縮小等の見直しの中で、ここ数年国庫補助金が減少している状況でございます。これは千葉県内に限らず全国同様の状況でございますので、現時点での国庫補助金の内示の状況では、おおむね平成20年ごろということで考えています。よろしくをお願いします。

○委員長（向後和夫） ほかに。

鶴谷委員。

○委員（鶴谷富士男） それでは、ちょっと質問させていただきます。407ページ、維持管理費が1億円ぐらいかかりますけれども、そのうち運転管理なんかはここに書いてあるとおり外部委託ということになっていきますけれども、その主な委託先で、金額的には1億円のうちの外部委託にかかる金額分かりましたらお願いします。

それと、今後、3町には下水道はありませんから、それらも含めて今後今年の面整備工事を見ますと1.8ヘクタールということで本当にわずか、まだ64ヘクタール残っていて、このままいくとあと30年もかかるという状況の中で、3町との話し合いとか、そういうのが今後、都市整備計画とちょっと絡むと思いますので、その辺も含めて分かる範囲でよろしくをお願いします。

○委員長（向後和夫） 鶴谷委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 1点目の処理場の施設維持管理費の外部の委託先という質問でございますけれども、一番金額的に占めておりますのは浄化センターの運転業務委託でござい

まして、この業者につきましては船橋市に所在地がございますトクサンという会社に委託しているところでございます。

それから、2点目の旧3町と、それから新旭市となつてからの下水道計画についての見通しとそれから内部調整の状況はどうなっているかという質問でございますけれども、旧3町の下水道計画につきましては、それぞれの汚水適正処理構想の中で将来構想としての公共下水道の計画がございます。この汚水適正処理構想は県内全市町村、未着手も含めてでございますけれども、それから、それぞれ各市町村の汚水適正処理構想を策定しまして、それを受けまして千葉県が集大成したものでございまして、平成15年12月に県から公表されているところでございます。

今後の状況でございますけれども、今後の新旭市の下水道計画につきましては、旭市の総合計画の策定や都市計画の検討、見直し等を考慮しながら、旧旭市の公共下水道の全体計画をベースに進めていきたいと、このように考えております。ちなみに、汚水適正処理構想で公共下水道と農排、合併処理浄化槽のその内容でございますが、旧旭市は3事業とも実施中でございます。旧海上町につきましては公共下水道の計画がございます。農業集落排水の計画もございます。合併処理浄化槽につきましては実施中でございます。旧飯岡町につきましては公共下水道事業は計画してございます。農業集落排水事業としては計画はございません。合併処理浄化槽は実施中でございます。旧干潟町につきましては公共下水道の計画はございます。農業集落排水事業の計画はございません。それから、合併処理浄化槽につきましては実施中でございます。

最後に、旧3町との調整と申しますか、1市3町との調整、それから今後の作業の状況でございますけれども、現時点では汚水適正処理構想について新市の内部での調整はまだしておりません。先ほど答弁申し上げましたけれども、都市計画等の見直しと直接いろいろ絡みがございますので、それらとの進み具合と申しますか、市内部での関係するところの都市計画事業、それから公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業等々の調整が今後必要となります。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

石毛忠雄委員。

○委員（石毛忠雄） ただいまの課長の方から下水道事業についての概要説明があったわけでございますけれども、その中で普及率を見ますと、現在供用区域内に入っているのが人

口的には4,876人と、これは調整区域内全体から見た場合には17.1%の進捗率だということでございますけれども、この中で実際、供用区域内に入っている人でもやはりまだ利用していないという方が大方あるかと思えます。これはここにも出ていますけれども、水洗化率ということで52.9%ということでございますけれども、やはり水洗化が進まないという供用もなかなかできないということであろうかと思えます。そういうことで、やはり水洗化率を高めていくと、そして17年にやるものについては大いに利用していただきたいと私どもも思うわけでございます。そういう面で手だてをどのようにされているのか、私どもは一般的に申し上げますと、この区域外でございますので、やはり地区では旭市の一般会計から3億何千万という金を一般会計の方から投入しているというふうに見ておりますので、やはりできるだけ市からの財政負担を軽減していくためにも、この供用区域内にあるものはできれば高度利用していただきと、このように思うわけでございますけれども、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 石毛忠雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 水洗化率の向上等のご質問でございます。

下水道の指標としましては、一般的には下水道処理人口普及率が指標でございます。次に普及率という指標でとらえているところでございます。委員ご指摘のように水洗化率は別としまして、まず接続していただけることが最大の目標でございます。まず処理水量の増加といえますか、水質改善のさらなる向上等が目標でございますけれども、接続の状況につきましては、せんだっての松木議員の質問の中でご答弁しましたような状況でございまして、平成12年度からの接続の世帯の状況につきましては、12年度は339世帯、13年度が530世帯、14年度が742世帯、15年度が883世帯、16年度が916世帯、それから17年度、これは8月末でございまして973世帯というような状況で推移しておりまして、接続のお願いと申しますか公共下水道事業の説明、普及促進につきましては、本市が平成12年度に供用開始して今年の3月末で5年が経過している状況でございまして、その間、毎年供用開始区域の拡大を図り、水洗化率の接続を上げるべく戸別訪問などを行い、促進を図っているところでございます。

先ほどの数字の状況でございますけれども、5年目におきまして過去の水洗化率の伸び率を比べますと若干の率が低くなっている状況でございます。こちら側としましては、その水洗化接続につきましては先ほど申しましたように、これは費用だとかの関係もございすけ

れども、昼間も夜間もそうですけれども戸別訪問などを行い、接続に向けてお願いしているところでございます。

また、普及促進の方法としましては、毎年9月10日が全国下水道の日でございますので、この下水道の日に併せまして各種啓蒙活動を行っております。また、通常につきましては下水道課のホームページ、それからチラシ等の配布、それから、これは処理場の浄化センターでございますけれども、市内外を問わず小学校の児童・生徒たちに見学をいただいております、そのような機会におきまして下水道の普及促進、啓蒙活動を行っているところでございます。

ちなみに、本年度につきましては市外からの見学も予定されております。そういう状況もさらに今後進めまして、公共下水道の接続をさらに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 普及率の問題ですが、この表を見ますと、急に17年の7月1日から6.9に急にダウンして……

（「7万人」の声あり）

○委員（林 正一郎） 7万人。だけれども、この普及率の方は6.9になっている。それと、今説明があったのですが、その中で古い浄化槽がまだ使えるということで接続はしないという人が多くいると思うんです。そうしたことをどのように普及、接続をしてくれというふうをお願いをしているのか。これが大きな問題ではないかなと。そうすると、接続しますと旧浄化槽の方が維持管理費が安いと。接続すると3倍も上がっちゃうと、2倍も上がっちゃうということになると、なかなか接続してくれないという問題が第一にあると思うんです。

それともう1点は、合併で800円ですか、負担金が大変なんですね。これをどのように執行部の方では考えているのか。私個人的な問題で申し訳ないんですが、私も平米数大変持っておりますので大金な額を納付したわけでございますが、普通だと一般家庭では大変じゃないかなと私は思いますので、その点もどのように徴収方法をやっているのか、面倒をどのように見ているのか、その辺もお聞かせ願いたい。

それともう1点でございますが、これは403ページの款の下水道債です。これが計が1億2,460万円なんです。しかし、もう一つこれを見ますと、公債費のやはり款で409ページに元金が2億194万9,000円支払うわけです。それで、2款で利子が1億145万9,000円ということ

になりますと、どのくらい下水道債を発行してあるのか。それと何年間の償還か、利率はどうなのかと、この点をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 林正一郎委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） まず1点目の普及率のダウンした理由ということでございますけれども、資料の2ページの普及率の平成17年7月1日の状況でございますが、これは先ほども申し上げましたけれども、7月1日に1市3町の合併によりまして、17年3月末の行政区画内人口が4万276人であったわけでございますけれども、合併による人口によりまして7万490人となりまして、住民基本台帳の分母が増えて普及率が結果的に数字上でございますが12.1%から6.9%になったということでございまして、これは普及率が実質的に下がったという意味ではなくて、下水道事業を実施していない区域の所の人口が分母に入ってきたために減ったということでございます。これにつきましては、ここ数年、県内でも市町村合併が進んでおりますけれども、同様な状況が考えられるところでございまして、来年度につきましては県内の各市町村の普及率と申しますか、数字は前後するということが想定されるところでございます。

2点目の浄化槽から公共下水道の切り替えにつきましてでございますけれども、浄化槽につきましては、皆様委員各位ご案内のように単独浄化槽は現在既に設置はすることはできないとなっているところでございます。合併処理浄化槽での整備をすることとなっております。それと併せまして、先の国会で浄化槽法が改正されておりました、一部未施行でございますけれども、浄化槽の第1の法の目的が改正されたというふうに聞き及んでおります。従来の建築基準法関係での浄化槽での基準ではなくて、下水道法関係での趣旨を取り入れて公共用水域の水質の保全も目標であると、このように伺っております。説明が的を射ているかどうか分かりませんが、古い浄化槽からの公共下水道への切り替え、それから下水道区域外での単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えにつきましては、市としましては改造資金の補助金の制度がございますので、下水道の区域内でございまして、浄化槽から公共下水道への切り替えにつきまして改造資金の融資を受ける方に対する利子補給や排水設備等の方への補助金を交付しております。

言うまでもなく、下水道法によりまして、トイレのくみ取り便所から水洗化トイレへの接続につきましては下水道法で規定されているところでございまして、供用開始の日から3年

以内には切り替えし、接続しなければならないというのが法の規定でございますけれども、これは県内どこの市町村でも同じでございますけれども、先ほど委員ご指摘のように浄化槽からの切り替えとかにつきましては、現実的にはなかなか進んでいないというのが状況としてございます。ですので、先ほど申し上げましたけれども、下水道への接続、それから使用料、あるいは負担金等の納入等につきましても、さらに体制を強めていきたいと、このように考えております。

それから、受益者負担金の徴収方法でございますけれども、受益者負担金の未納者は平成17年5月末で666件、金額にしますと5,044万6,000円となっている状況でございますが、この未納の主な状況と申しますか、理由でございますけれども、共有名義や同一家族の所有、それから数年にわたって滞納しているケースがございます。主な理由としましては経済的負担や下水道事業に対する不満や反対等になります。

○委員長（向後和夫） 課長、質問の要旨がちょっと違うと思うけれども。

○下水道課長（山崎健次） 失礼しました。受益者負担金の金額につきましては、千葉県内では確かに高い地位でございます。と申しますのは、その公共下水道に着手しました年度がまだ非常に浅いと、それから供用開始してまだ6年目であるという状況でございますので、これは最近、旭市以外に供用開始しました館山市等と同じぐらいでございます。ですので、受益者負担金につきましては、これはほとんど市町村がそうでございますけれども、末端管と整備費双方を受益者負担金としてお願いしているところでございます。ですので、この負担金の額につきましては確かに県内の状況では高いクラスに入っておりますけれども、下水道事業の着手しました先進市ではやはりそれなりに低い金額、負担金でやっておりますので低い金額になります。

それから、下水道債とその償還関係でございますけれども、下水道事業債につきましては、国庫補助開始事業につきましては国の補助金を除く市負担額の90%、単独事業につきましては事業費の95%が起債措置されております。17年度の通年の予算額としましては補助対象事業費6,400万円に対しまして市の負担額3,200万円の90%と、単独事業費1億90万5,000円の95%、9,580万円の合計で1億2,460万円でございます。

今回の予算提出に当たりましては、本年3月末の国庫補助金の内示によりまして、今回の補正で合計で1億1,160万円となったものでございます。

それから、下水道債の17年度末の現在の見込額でございますけれども、42億429万7,000円となっております。利率につきましては、現在借り入れしております下水道債は公営企業金

融公庫資金、財政融資資金、簡保資金等でございますけれども、これらの利率は0.9%から4.4%までであります。この内訳でございますが、公営企業金融公庫が利率が1.35から4.4%、財政融資資金が0.9から4.3%、簡保資金が2.0%、縁故資金が1.0から3.1%という状況になっております。

以上、答弁漏れがございましたらご指摘願います。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について農水産課長、説明をしてください。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、お手元に配布しました資料につきまして若干説明をさせていただきます。2枚ほど配らせていただいています。

旭市の農業集落排水事業の概要でございます。

そもそも農業集落排水事業ですけれども、これにつきましては農業集落の形態に適した小規模分散型の污水处理施設、そういうものでご理解いただきたいと思います。集落単位、そういうような形で污水处理をさせていただく。おおむね1,000人程度に相当する規模の農業集落単位で整備を進めている、そういう事業でございます。

この事業の処理の流れとしましては、家庭から出ますし尿、それと生活雑排水等の污水、ただ、これは雨水等は除きますので、うちの中から出るいろいろな污水、これを専用の排水管を通しまして処理施設に流入をして、そこで処理をしまして、処理をしたものを公共用水の水域に流すと、そういう処理形態でございます。

これによりまして農業集落排水路の水質保全、あるいは施設の機能維持等または農業生活環境の改善、そういうようなことで、特に公共用水域の水質保全に寄与している、そういうことの事業ということでご理解をいただければと思います。

現在市内で実施をしておりますところが、地図を用意しておけばよかったんですけども、申し訳ありません。説明させていただきます。江ヶ崎地区という地区が1か所ございます。これは位置的には袋公園が東西に長くありますけれども、その袋公園の北東側という位置をご理解いただきたいと思います。その地域で平成4年に県営事業として採択をされまして、平成10年5月から供用を開始させていただいております。現在の処理対象計画人口につきましては1,670人、戸数的には429戸ということでございます。

それと、もう1か所琴田地区ということで位置的にはサンモールから旧干潟町の萬歳地区

の方へ行きます通称、大正道路、旧旭市の市内を通りまして田んぼに出ます。そこの萬歳に向かいまして左側によく麦を嚶鳴地区で作っております。あの麦を作っている集落の位置というようなことでご理解をいただければと思います。あそこに田んぼの人家のわきにしゃれた建物がありますけれども、あれが貯留施設でございます。ここにつきましては平成8年に採択をしていただきまして、平成13年5月から供用を開始させていただいております。処理対象人口につきましては770人、処理対象戸数につきましては155戸、こういう施設。現在2地区で事業を実施させていただいております。これにつきましては、ほ場帳には土地改良事業と同じように農業者の方が手を挙げていただいて、我が集落でやりたい、そういうところからの住民からの盛り上がりの中で事業を実施させていただいている、そういう事業でございます。

申し訳ないんですけども、この資料の中の3ページの方をお目通しをいただきたいわけですが、多分委員の方から普及率がなかなか前へ行かないと、表を見ていただければ分かるかと思いますが、我々も鋭意努力はしております。ただ、どうしても当時手を挙げてやろうというような形でやったんですけども、加入する際に、これは加入している方ですが、現在例えば合併浄化槽等もある。そういうような中でまだまだ間に合うと。そういうちょっと何かおかしい考え方もあるのかなというようなことで、現在100%になるように努力はいたしておりますけれども、現時点の処理が既にもう合併浄化槽等がある、そういうような中でのものということでご理解を賜ればと思います。ただ、我々につきましてはやはり河川が、この施設が農業集落では一番いいということで理解をしております。

もう1枚のリーフレットの方をお目通しいただきたいと思います。これはけさ作りしました資料で、開いていただきますと、家庭から出る雑排水の処理の比較がございまして、くみ取りから単独浄化槽、合併浄化槽、それで現在説明させていただいております集落排水事業、これが実はあります。この4通りの中で単位的には各表の絵の一番右側の方、空間の下を見ていただきたいわけですが、1日当たり、1人当たりの窒素のグラム数であります。くみ取りですと4グラム、あるいは単独浄化槽ですと13、あるいは合併浄化槽ですと窒素で13で、現在説明しております集落排水につきましては3というようなことで、特に農業用の排水路の中で一番困る窒素、そういうものにつきましては一番これが水路にとっては優しい方法かなと、そんなことで現在加入していない方にこういうチラシ等を配布しながら、ぜひ我が家だけよければいいということでなくて地域の排水施設を守っていただきたい、そんなことで説明をしております。汚れ等につきましても、断然この集落排水事

業が最適だと、そんなことで現在進めております。

ちなみに先ほど言いましたように加入金につきましては42万円、使用料につきましては月1世帯当たり1,700円、それにプラスすることの1人当たり400円、そういう使用料を徴収させていただきます。

以上で、簡単に申し訳ありませんけれども説明を終わります。

○委員長（向後和夫） 農水産課長の説明が終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

藤田委員。

○委員（藤田昌功） これは何かとても難しいなと思っているんですけども、この間の決算の時にも話が出ました。負担金の滞納が非常に多い。これは下水道も同じなんですけど、何か方法が無いのであろうかということなんです。これはぜひ考えていただいた方がいいんじゃないかと。可能かどうか、私はまるっきり雑な考え方だからできないんだけど、例えば一種の財産権ですから、これをやったことによって不動産の価値が上がるわけです。ですから、その分を何か設定ができないか。地権設定みたいなことをして、例えば、今、金が入らなくても土地を売ろうという時にはそれを処理しないと売れないというような形にでもできないんだらうかと。何か方法を講じて今すぐ金が取れなくても、そのまま逃げ得ではまずいんで、一般の使用料ならまだその年その年の問題ということになるけれども、これはごく基本的な問題になりますから、その辺は一般の使用料とは別に考える方法がないだらうか、そこをぜひ考えていただきたい。

○委員長（向後和夫） 藤田委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今のご質問はまさしくそのとおりで、分担金が若干残っているところでいたしています。ただ、これにつきましては我々も一つ権利を買ったということで所有者の方にご理解いただきたい。そうすることによって、例えば次の方が例えば宅地を使用する時に合併処理浄化槽、そういうものが必要ないわけですので、ただ42万円、一口に言うとなかなか督促に行きますと、42万円というのは現在分納等の制度も取り入れながらお願いをしているところです。ただ、これにつきましては必ずいただくという姿勢で、そうすることによって土地というのは必ずそういう方が持っているとは限りませんので、次の代にも行く、そんなことで、あるいは例えば今ですと母屋を建てて後継者が隣に分家を建てるとか、あるいは別の家を建てる、そういう時に必ずこの農集を使っていただく、そういう形で指導

をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後和夫） これより、討論を省略して各議案の採決を行います。

議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第5号 平成17年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第6号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせて

いただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後和夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

資料を提出してある担当課長から随時報告してください。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ありがとうございました。

○委員長（向後和夫） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

執行部の皆さん、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時53分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 7 号 平成 1 7 年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 8 号 平成 1 7 年度旭市病院事業会計予算の議決について

議案第 9 号 平成 1 7 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について

《付託意見書》

自治体病院の医師確保対策を求める意見書の議決及び提出について

出席委員（16名）

委員長 伊 藤 鐵

副委員長 阿 部 一 成

委員 林 一 哉

委員 金 杉 佐久治

委員 木 内 茂

委員 高 橋 敬

委員 在 田 榮 治

委員 嶋 田 正 治

委員 高 橋 利 彦

委員 向 後 忠 昭

委員 島 田 壽 雄

委員 成 毛 秀 夫

委員 小 倉 輝 行

委員 佐久間 茂 樹

委員 山 田 芳 邦

委員 日 向 一 晴

欠席委員（1名）

委員 佐 藤 文 雄

委員外出席者（1名）

議長 林 正一郎

説明のため出席した者（23名）

病院事務部長 今 井 和 夫

水道課長 宮 本 英 一

飯岡荘支配人	野 口 國 男
その他担当 職 員	20名

事務局職員出席者

事務局次長	堀 江 通 洋	主	査	穴 澤 昭 和
主任主事	石 毛 勝 子			

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 鐵） おはようございます。

きょうは公営企業常任委員会ということで、大勢の方々にご出席いただきまして、いろいろ大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は16名、委員会は成立いたしました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

本日、林議長に出席いただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 正一郎） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は付託されました議案第7号から議案第9号の3議案と、全国自治体病院経営都市議会協議会会長から依頼のあった意見書の1件について審査をしていただくこととなりますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、私のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（伊藤 鐵） どうもありがとうございました。

議案説明等のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 鐵） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第8号 平成17年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号 平成17年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についての3議案であります。

初めに、議案第7号について、水道課長は説明をしてください。

水道課長。

○水道課長（宮本英一） 水道課の宮本でございます。よろしくお願いします。

議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計予算につきましては、9月21日の本会議で補足説明いたしました但、常任委員会開催にあたりまして若干の補足説明をいたします。

この予算につきましては、他の会計と同様に、旧市・町ごとに編成した通年予算を、おの
おの合併前の6月末の決算見込を差し引きまして、17年度末までの収支見込を勘案して作成
した予算となっております。そのような経緯で作成した予算ですので、その基となった各
市・町の主要な数値を説明いたしまして補足説明といたします。

まず、437ページ、一番最初のページですが、給水件数と給水量、これを各市・町ごとに
説明いたします。

まず、給水件数、予算の合計が1万7,958件であります。旧旭市1万914件、旧海上町
2,508件、旧飯岡町2,895件、旧干潟町1,641件となっております。

次に、年間水量ですが、これは立方メートルでございますが、全体で490万2,109立方メー
トルでございます。旧旭市が320万9,362立方メートル、海上町が58万4,410立方メートル、
飯岡町が56万5,914立方メートル、続きまして干潟町が54万2,423立方メートルとなっております。
これが給水件数と給水量の内訳でございます。

続きまして、441ページ、予算の実施計画書でございます。よろしいでしょうか。441ペー
ジでございます。

まず、収入の関係ですが、水道事業収益、その中の給水収益でございます。合計としまし
て10億6,040万2,000円でございますが、その中の内訳としまして、旧旭市が6億9,753万
7,000円、旧海上町が1億3,022万8,000円、続きまして旧飯岡町が1億1,437万5,000円、旧
干潟町が1億1,826万2,000円となっております。

続きまして、その2の営業外収益の関係で、水道事業につきましては他会計補助金と県の
補助金をいただいているんですが、他会計補助金につきましては合計が1億5,334万9,000円
となっておりますが、内訳を申しますと、旧旭市が2,500万円、旧海上町が1,991万6,000円、
旧飯岡町が5,922万円、旧干潟町が4,921万3円となっております。

次に、県の補助金となっておりますが、これが合計で1億1,398万1,000円となっております
が、内訳としまして、旧旭市はゼロ円、旧海上町が1,792万4,000円、旧飯岡町が5,329万
8,000円、旧干潟町が4,275万9,000円となっております。

続きまして次のページをご覧ください。442ページでございます。

この中の支出の関係ですが、水道事業費用といたしまして、その中の営業費用の受水費の
関係でございます。合計で6億6,666万8,000円でございます。内訳としまして、旧旭市が3
億5,042万6,000円、旧海上町が9,952万9,000円、旧飯岡町が1億544万3,000円、旧干潟町が
1億1,127万円となっております。

続きまして、2の営業外費用、企業債利息でございます。これにつきましては、合計としまして2億4,172万9,000円となっております。その内訳としまして、旧旭市が1億3,975万5,000円、旧海上町が3,233万3,000円、旧飯岡町が4,360万9,000円、旧干潟町が2,603万2,000円となっております。

続きまして、次の下のページでございますが、443ページでございます。

その中の給水申込金ですが、合計で2,170万4,000円となっております。これは加入申込金ということで、旧旭市が1,198万5,000円、122件分です。旧海上町が378万円、36件、旧飯岡町が367万5,000円、35件、旧干潟町が130万円で20件を一応予定しております。

次に、資本的支出の関係の企業債償還金でございます。合計で4億4,848万2,000円となっておりますが、旧旭市が2億7,492万3,000円、旧海上町が4,749万4,000円、旧飯岡町が8,139万9,000円、旧干潟町が4,449万4,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤 鐵） 水道課長の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○委員（嶋田正治） 若干の質問をさせていただきます。

まず、第1は原水収益ということで水道料金という問題があるわけですが、この水道料金はただいまご説明があったように、各市町村でいろいろと実情が違ってきておるわけですが、この水道料金は予定額として出ておりますが、この水道料金の決め方ですか。そして1立方メートル当たりどのぐらいの原水単価とか、そういったものがあると思うので、その詳しい説明をしていただきたいと思います。

続きまして、442ページの営業外費用というようなことで2億5,198万6,000円ということで出ておまして、その中の1目の利息の問題ですが、2億4,172万9,000円ということで企業債の利息が出ておるわけですが、借換という観点で、今は実際どのぐらいの利率でもって貸しておって、そして借りる方の問題については、今利息が随分安くなっておるわけですが、その利率関係、これは企業債の方にも次のページに出てまいります、借りている方が高く、貸している方は今安いわけですが、そういう点での借換の部分について、今後この予算ではどのような方向でやっていくのか。4,670万円ということで出ておりますが、その内容について伺います。

それから、444ページ、前年度未収金という形で1億4,491万8,000円ということで出てい

ます。この未収金というのは何件を予想し、そしてこれらに対する未収金対策というものはどういうふうによられようとするのか、その点についても伺いたいと思うわけであります。

以上の点をお願いいたします。

○委員長（伊藤 鐵） 嶋田委員の質問に対して答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一） まず、水道料金の関係ですが、まずは受水費でございます。現行は基本料金が55円、使用料金が44円となっております。

それと、1市3町の、これは合併協議会で協議した結果なんですが、3年をめどに統合するということになっております。今現在、料金はまちまちでございます。旭市が10立方メートル当たり2,150円、これはメーターの使用料はなしです。海上町が2,000円、メーター使用料につきましては、20ミリにつきまして135円取っております。飯岡町が2,000円、これはメーター使用料130円取っております。干潟町が2,000円と一応なっております。これはメーター使用料は取ってありません。

以上が1点目の回答でございます。

給水料金の決め方でございますが、これは年度途中の合併ということで、先ほど一番最初に説明したとおり、各市・町から出していただきました。旭市につきましては予定給水量とか、それらを勘案しまして1年分を、これはほかの市・町もそうですが、通年予算を作りまして、その中から6月までの決算をして、その残りを予算化したと、そういう形で決めています。

利率でございますが、委員さんおっしゃるのは借り換えの関係だと思うんですが、借り換えにつきましては本予算に、これは本会議でも一応説明いたしましたが、ページとしまして439ページの中で4,670万円、これの借り換えをこの予算の中で予定していると。これはもう本会議でも説明しましたが、もう執行済みでございます。この利率につきましては2%ということで、参考ですが、軽減される利息は約623万円です。

嶋田委員さんがおっしゃる水道の起債の関係ですが、借り換えできる起債と、できない起債がありまして、借り換えできる起債につきましては極力、新市になりましたので、借り換えするような方向で今検討しているところでございます。

ただ、国の予算等がありますので、すべてがその対象になるとは限りませんので。でも方向性としては借り換えという方向性で課内で検討しているところでございます。

（「未収金」の声あり）

○水道課長（宮本英一） 未収金の444ページですか、この未収金につきましては、これは税と違いまして、これは検針してからいただきますので、ここに載っているのはほぼ1か月分の水道料金というふうに考えていただければ結構です。その中には多少、いわゆる未収金というものがありますが、ほとんどの1億4,491万8,000円の中は検針してからいただきますので、その分がここに載っているということです。

あと、水道料金を納めない方の対策でございますが、旭市にならって、旭市は2回分納めないと閉栓するという形でやっております。

ただ、旧町が旭市と同じような方向で従来やっていまして、できれば旭市と同じ方向で厳しい態度で臨みまして、未収金の回収に当たっていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 鐵） 嶋田委員。

○委員（嶋田正治） 1つは、3年間別々だということですが、それまで当然、これは各市・町でいろいろ違っているわけですが、どういうふうに一体化させていくのかという。こうなると、その一体化された時点での水道料金というのは、全体を足して4で割るのかどうか。いろいろ異なった料金体系があるわけですから、その点はどんなふうにやっていこうとなされるのか、それが第1点。

それから、第2点目には借り換えの問題ですが、可能性としてはあるんだと言いますが、今、じゃあ可能性としてあるとすれば、どの程度の可能性があるのか。その内容についてもっと詳しくお願いします。

それから、未収金の問題ですが、2回で閉栓をするということだと、当然、その未収金というのはなかなか厳しい経済状況の中で必ず出てくると思うんですが、2か月払わないから水道止めちゃうというだけでなく、やっぱりその前に、もちろん請求書を出すわけですが、閉栓をする前にどんな手続きををしてやるのか、その点についても伺います。

○委員長（伊藤 鐵） 水道課長。

○水道課長（宮本英一） それでは、まず、多分嶋田委員さんがおっしゃっているのは、3年間というのは料金の関係だと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

料金の関係につきましては、合併後まだ3か月ですので、これから例えば水道運営協議会とか、最終的には議会にご相談申し上げるんですが、合併直後ということで、まだその辺の方向が決まっておりません。ただ決まっているのは3年の間に料金を統一するというだけでございます。よろしいでしょうか。

それと、次に、未収金対策でございますが、嶋田委員さんおっしゃっているように一気に出すわけじゃなくて、まず納付書を出しまして、未納通知書、納めてくださいというやつを再度出しまして、督促状を出しまして、給水停止と、約88日間の日数を要して最終的には給水停止という形になります。すぐやるわけではございません。

それと、起債の関係ですが、これは質問の内容につきましては例えば旭市の方が希望を出しても、県の許可というのがありますから、借り換えするにも県の許可があるということで、そういった手続きが必要ですので、すべてがなるとは限らないというのが理由でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 鐵） ほかにございませんか。

阿部委員。

○委員（阿部一成） この席から質問するものだと思いますけれども、一つだけ伺いたいと思います。

私は、従来のそれぞれの市・町の一般会計、勘定会計でずっと通してきたものですから、企業会計についてはよくわからないんです。一つは、基本的な問題なんですが、説明をお伺いしたいと思います。

442ページ、5目の減価償却費というのがあります。1億9,553万円計上されております。普通は勘定会計では減価償却費というのは全然予算の外にありまして、こういう減価償却をするという感覚自体が無いんです。この資料をずっと見てみますと、449ページに旭市水道事業予定貸借対照表というのがあります。その中で、固定資産における減価償却費の累計があります。ざっと計算しますと57億円あります。減価償却費を差し引いた現在の固定資産が64億5,800万円というふうに計上されております。合計しますと約120億円の資産が当初あったというふうに考えられますが、この57億円という減価償却費は、当然何らかの形で積み立てられて資本勘定に入っていくと思うんですが、この辺の計算の仕方、分かるように説明していただきたいと思います。

○委員長（伊藤 鐵） 水道課長。

○水道課長（宮本英一） 57億円というのはどこの欄に出ているのでしょうか。

○委員（阿部一成） 申し上げます。449ページ、建物の減価償却累計額4,648万8,000円、それから構築物の減価償却累計額、これが50億151万1,000円、機械及び装置、車両運搬、工具器具及び備品、これらの減価償却累計額、ざっと計算しまして57億円相当になろうというふうに計算しました。

○委員長（伊藤 鐵） だいたいの所を概算しての数字であろうと。

○委員（阿部一成） そうです。全部足して、今まで減価償却で積み立ててきた金額と、基本的にはそういうことになりますね。

○水道課主管（實川 清） 主管の實川でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの50億円の関係でございますけれども、これは各市・町操業時以来からの減価償却費の累計の積立額を合計したものでございます。

○委員（阿部一成） それは分かるんだけども。

それでは再質問します。その57億円というのは、あくまでも減価償却累計額で本来ならば積み立ててある。そういう資金だと私たちは解釈するんですが、その点についてお伺いします。

（「計算の仕方ということでよろしいでしょうか」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） 水道課主管。

○水道課主管（實川 清） 減価償却費の計算の仕方ということでよろしいでしょうか。

（「はい、取りあえず」の声あり）

○水道課主管（實川 清） 減価償却の償却の仕方につきましては、定額法と定率法というのが2つございまして……。

（「それはわかってたんだ」の声あり）

○水道課主管（實川 清） 定額法というのは、今年例えば100万円資産を取得しましたら翌年度から償却をするわけなんですけれども、そこに会計法でいきますと、100万円に0.9を掛けまして……。

（「はい、わかりました」の声あり）

○水道課主管（實川 清） よろしいですか。

○委員長（伊藤 鐵） 細かい質問ではなくて、その起債のそういう大きな額をどう処理する、基本姿勢があるのかという質問ですか。

○委員（阿部一成） それでは、最後の質問に移ります。この問題ですが、基本的に海上町では減価償却費を取り崩して、新しい全体の中でこれを取り崩して最終的に予算をつくってきたという経過があります。本来ならば、減価償却費というのは、総資産が減耗した時に再び同じものをつくれるというために減価償却を入れてある。ただ、物価の上昇とかありますもので、必ずしもそうなるとは限りません。しかし、あくまでも減価償却費というのはそういうもののために計算して積み立てておくという性格のものでありますので、これが資本勘定

のどこに入っているのかということのを伺いたかったわけです。

以上です。

○委員長（伊藤 鐵） 水道課長。

○水道課長（宮本英一） 委員がおっしゃっているのは4条、3条の問題ですか。海上町は、ということではないですね。

○委員（阿部一成） それぞれの自治体によって取り扱いが多少違っているようなので、総額の57億円という金が一体どういうふうに使われているのか。

○水道課長（宮本英一） それにつきましては4条の所に、例えばその年度に発生しました減価償却費につきましては、起債の償還とか、そういうのに充てております、4条で。

資金的支出の関係で企業債償還金とありますが、そこに充てて処理しているということで、これは、どこの市・町でも同じような経理の方法をとっていると思います。

○委員（阿部一成） わかりました。

○水道課長（宮本英一） はい。

○委員長（伊藤 鐵） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） 特になければ、議案第7号の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

委員の皆様は着席のままお待ちください。

執行部は入れ替えをお願いいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○委員長（伊藤 鐵） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第8号について、病院事務部長は説明をしてください。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 事務部長の今井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の2ページないし3ページの所をご覧いただきたいと思います。

内容の詳細につきましては、本会議の際に補足説明がございましたので、本日、私からは

全般の経営状況に絡めてご説明を申し上げたいと存じます。

3 ページの収益的収入及び支出の所でございますが、病院事業収益216億174万2,000円、支出の方で病院事業費用215億5,997万6,000円となっておりますけれども、これはご案内のとおり9か月分の予算額ということでございます。きょうはお手元に資料を用意できなくて大変恐縮なんですけれども、4月から6月までの予算と申しますか、決算も含めた1年間のトータルの数字で申し上げますと、お手元に資料ございませんけれども、病院事業収益は286億4,258万円と予定をいたしておりまして、前年比104.6%という見込みを持ってございます。そのうち入院収益につきましては133億円ほどでございまして、前年比3%増。同じく外来収益につきましては116億円ほどで、これにつきましては前年比3.8%増というふうに見込んでおります。

なお、費用につきましては1年間トータルで、資料はございませんけれども、恐縮ですが、283億6,000万円ほどと見込んでおりまして、前年比6.8%増ということで、やや経費の方が上回るような状況を見込んでおりまして、以上のようなことから、年間トータルでは利益金を今回は2億7,390万8,000円ということで見込んでございます。予算上は控え目な見込みで計上させていただいておりますけれども、ちなみに16年度の決算額では8億4,000万円ほどの利益が出ておりますけれども、やや控え目な数字でございまして、これはあくまで予算上でございますので、決算の段階ではもう少し上回ったものがお示しできるのではないかとこのように考えております。

私どもこの病院事業を取り巻く環境というのは、いつも申し上げておりますけれども、医療制度改革の中で診療報酬のマイナス改定ということが国の方で言われておりまして、来年度は2%ないし最大5%のマイナス改定というようなことが議論されておりました、非常に厳しい状況に置かれているというふうに考えております。

それから、もう一つには、病院の今回予算でもお願いしてございますけれども、大きな事業として電子カルテということがございますけれども、これもDPCと申しまして、いわゆる診断分分類と申しておりますけれども、新しい診療報酬のあり方、これは国立病院等では既に行われているわけですが、そういったDPC化を前提とした作業の中で、電子カルテへの移行というのが私ども病院事業にとりまして大変大きな課題になっているところでございます。

それから、3点目といたしましては、中央病院、ご案内のとおり大変歴史がございまして、大規模地震災害等に備えまして、老朽化した現在の病棟の建て直しというのが大き

な命題となっておりまして、これに備える作業というものも必要になっております。

以上のような経営環境でございますので、黒字の見込みではございますけれども、一層の経営効率化に努めて、財務体質をさらに強化してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、詳細につきましては、経理課長の方からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 鐵） 経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） それでは、私の方からは予算の４ページの継続費と、それから次のページにあります第12条の重要な資産の取得について追加説明をさせていただきます。

まず、４ページの継続費の方ですけれども、１件目の医師宿舎新築事業と病院情報システム設備整備事業の２つの継続事業を予算計上させていただいたところでございますけれども、その必要性などにつきまして説明させていただきます。

まず、１点目の医師宿舎新築事業でございますけれども、当院では医師のほとんどが病院敷地内に居住しておりまして、入院患者様の病状の急変に備えております。また、24時間応じの救急救命センターにも努めております。

このような中で、平成16年度より始まりました医師の卒後臨床研修必修化によりまして、大学からの医師派遣が難しい状況になりました。既に近隣の病院では大学からの医師派遣が不十分になり、診療に支障を来す病院も出てきております。医師不足に対処するために、自らが優秀な研修医を集めまして、立派な医師に養成し、当院への定着を図ることが急務となりました。来年度も医師の受け入れを予定しておりまして、現状では宿舎不足が見込まれますので、28戸の宿舎の建設を予定いたしました。

次に、病院情報システムにつきましてなんですが、電子カルテにつきましては先ほど事務部長からも説明がありましたが、病院情報システムの構築は電子カルテを中心に約50個の部門システムが接続されます。これらの情報を共有することによりまして、医療の質的向上及び標準診療の策定を目指すものでございます。

また、国の政策であります医療費の包括払い、DPCに今後対応していくためにも、電子カルテで蓄積されましたデータを活用し、経営の効率化を図りたいと考えております。

それでは、次の６ページの方をお願いしたいと存じます。

第12条の重要な資産の取得及び処分の取得する資産の内容についてでございますけれども、まず磁気共鳴断層診断装置でございますけれども、第３MRI室が増設で、第１MRI室の

方はアップグレードになります。これらは患者数の増加に伴う検査待ちを解消するのを図るものでございまして、暫定予算でもお願いしてありましたので、既に納入されております。稼働しております、1日70件を検査件数、実施しております。

待ち時間ですけれども、3週間から1か月あったものが、今では2週間程度に短縮しております。

その次の線源選択型アフターローディングシステムでございますけれども、こちらの方はがんの治療を目的とした装置でありまして、現在この治療対象の方は都内の病院でしているような状況でございます。地域の中核病院として設置の望まれる設備でございますので、導入を予定いたしました。

その次のX線骨密度測定装置でございますけれども、こちらの方は平成6年度に購入したもので、その老朽化のために更新をするものでございます。

その次の開発費ですけれども、継続費の総額でもありました20億4,750万円の病院情報システムの所でございますけれども、その開発費部分の17年度部分を記載させていただきました。病院情報システムは、電子カルテ本体の構築及び医事会計システムの更新と、レセプト電算システムでございます、内容につきましては先ほど継続費の所で説明をさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 鐵） 議案第8号について、質疑がありましたらお願いします。

嶋田委員。

○委員（嶋田正治） 今ご説明がありましたが、電子カルテの問題ですが、これをやるのに旭中央病院だけでなく、やっぱりほかの所もやらないと、中央病院の中だけでまずやるということは当然、いちいちレントゲンの写真を持って歩いたりしなくてもいいと。そうして効率化を図る。これだけでなく、ほかの病院のコンビネーションというか、そういうものが無いと、これは実際、中央病院の中だけで電子カルテという問題はあるのか。周りとの、他病院との、中央病院は中核病院ですから、いろいろなところから回されて来るわけですね。そういう外郭とのコンビネーションの場合、どういうふうにしていくのかという問題。

それから、第2点目には医師の不足という問題。この不足というもので、研修医が足りないということで宿舎を設けると。28戸ですか、設けるというような予算であることだそうですが、研修医が足りないといっても、結局どこが足りないのか。実際問題として、麻酔科だとか、内科だとか、中央病院の内部のいろいろな各セクションがあるわけですが、こ

れの全部が足りないのか、それともどここの部分が特に足りないのか。そしてこれをやるのに、ただ宿舎を設けたから医師が集まってくるとは言えないと思うんでして、そういう点で、そういう新しく導入してくる、入ってもらう、そういうもののお医者さんのための対策としてはほかにどんなことがあるのか、その点を伺いたいと思います。

同時に、お医者さんと同時に看護師、昔、看護婦といていたんですが、看護師さんもだいぶ不足しておるといようなことで、これは先進国なんかはどこでもそういった傾向があって、その下のランクの低開発国からピックアップしていると。そして外国人のあれが入るとい、そういう状況だといようなことを一部、テレビ報道でもって見ましたが、看護師さんの方のあれはどうでしょうか、その問題を伺いたいと思います。

特に、看護師さんについては、看護学校等も運営されておるわけですが、かなりの部分でそれだけでは足りないのであるのか。もし足りないとすれば、どこがどれだけ足りないのか、内容について伺います。

そして、3つ目には、今ご説明がありました病院の施設の問題であります。いわゆる昭和56年以前建てられたものが老朽化しているということで、建て替えなければならないんだといような話がございました。建て替えなければならない部分といのはどれだけのことで、また耐震検査等々もやられていると思うんですが、中越地震の時に私も病院へ行っていた時に、ちょうど中越の地震の最中で、こっちにも地震が来まして、そういったので逃げる時にはこういうふうな方法で逃げてくださいといような避難の仕方について看護師さんからご指導もいただきました。そういった病院は病気を治すところで、今そこここで大地震が起きて、パキスタンの問題とか、いろいろな悲慘なような状況になるわけです。治すべきところがいつ倒壊するかわからない、こういうようなことではあまり信頼度といつか、そういうものがなくなっていくのではないかと思います。

そこで、この耐震の検査はどの程度までやられているのか。そして同時に、やるとしたら全体の相当な部分があると思うんですが、それをもし改修したとすれば、当然予算としても膨大な予算が必要となるだろうと思うんですが、どの程度見込み、そして一概にはできないわけですから、その資金、財源をどういような形で捻出しようとするのかお伺いしたいと思うのであります。

それから、もう一つは未収金の問題ですが、だいぶあるように説明がございました。未収金としては、一応みな保険者とか、国保の問題だとか、いろいろな保険に入っておるわけして、どうい状況の中でこの未収金といのは、払えないといったって命にかかわる問題

ですから、未収の内容というのはどういう状況になっているのか伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 鐵） 答弁。

事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） それでは、私の方から何点かお答えします。

まず、最初の電子カルテのことをございますけれども、ご指摘のようなことは、例えば県内では南房総亀田病院を中心とした先進的な事例もございます。それから県立東金病院での実証実験のようなものもございまして、ご指摘のとおりでございますけれども。

今回、中央病院で開発を予定しておりますのはウェブタイプと申しまして、インターネットで利用が可能なものだということを聞いておりますので、ほかの病院との将来的な連携というのも視野に入れた形で開発してまいりますので、まず中央病院で立派にそのシステムが稼働するということが確認できてからの話というふうになろうかと思っております。

それから、医師不足の問題ということで、何科が足りないのかということですが、研修医の問題というのは何科何科ということではなくて、研修医というのは育てていくということでございますので、現に臨床研修の制度が始まって今は2年次目の研修医の方が来年の春にその研修期間が終わるわけですが、従来から研修医というのは中央病院では来ていただいておりますけれども、正確な数字は今手元にございませぬけれども、ごく大ざっぱに申し上げますと半数程度の方は中央病院に残っていただけるのかなというふうに考えているところでございます。

そういった中で、今はだいたい50名ほど、1年次、2年次合わせて50名ほどいらっしゃいますし、そのほかに3年次以降のいわゆる後期の課程の方が専修医という形でお願いしている方もいらっしゃいますけれども、特に何人というのは、これはあらかじめ私どもで拘束することができませんので、予測としてはそのようなことで考えておりますけれども。

何科が足りないのかというような事情で申し上げますと、実は今問題になっておりますのは麻酔医の問題というのは、これは実は中央病院だけじゃなくて、今の医療制度の中では日本じゅうの病院で麻酔医が足りないというのが、これは実態でございます。麻酔科、現在8名おりますけれども、手術件数が非常に多いものですから、これでもなかなか十分だとは言えない状況でございますし、特に医師の方というのは一般の市長部局の職員なんかとは違ひまして、何といいましょうか、異動が激しい職場でございまして、しょっちゅう人が入れ替わったり何かする。それから大学病院との交流なんかもございますので、なかなか予測しが

たいところがございますけれども、麻酔科。それから、耳鼻科、あるいは小児科、この辺がやや問題かなというふうに考えております。

それから、看護師不足ということがございますけれども、これもいわゆる基準というものがございまして、中央病院では2対1というのが基本でございますけれども、そういった計算でいきますと、実は一応足りているという計算になるわけですが、実際には夜間の対応というような問題もございまして、恒常的に人手不足だというのが正直な感想でございますけれども、これにつきましてはこの地域性といいますか、旭市にあるという地域性のような問題もございまして、例えば都内のように人を募集すればすぐに多数の応募者があるというような状況では、残念ながらそういう状況にございませんので、引き続き努力してまいりたいと思っております。

3番目、4番目の問題については、担当課の方から答えさせます。

○委員長（伊藤 鐵） 経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） それでは、4番目の未収金につきましては、私の方から説明させていただきます。

貸借対照表の医業未収金というところに、金額がかなり大きいのが載っておるわけですが、このうち窓口部分といたしましては2億7,900万円くらいになります。そのうち定期請求というのが、関係が、その都合が患者さんが後に出てくるシステムであるために、要は患者さんの未収金といたしまして整理するものは約2億円くらいがございます。そのうち懸念されると思われるものなんですけれども、約9,000万円くらいございます。

この未収金につきましては年々増えておりまして、苦慮しているところではございますけれども、当院の対策でございますけれども、未納の予防とそれから督促という2つの方法を行っております。

まず、予防の方でございますけれども、入院した時点で前歴があるかどうかは入院調書でチェックもできますし、入院登録の時にチェックができますので、その時点で患者さんと面談いたしまして意識付けをしたりとか、前の未納があったらば、その意識付けをしたりとかしております。病棟と私ども経理課の方、事務方と、それから医療相談室と、それぞれネットワークを組んでおりまして、入院の早い時期から、例えばもう相談を受けたりとか、そういうようなことがありましたらば、その内容がお金に関するものでありましたらば、経理課員も一緒に相談室に入りましてお話をしております。その対策としまして、高額療養費の貸付でありますとか、いろいろな制度がありますので、そういうような情報を患者様の方にお

伝えしております。このようなことによりまして、どっちみち未収金になる患者さんであったとしても、早い時期から未収の発生する金額を抑えることができます。それが予防というようなことになりますけれども。

もう一つ、督促というような方法ですけれども、どこでもやっていることでしょうけれども、電話督促でありますとか、それから文書の督促でありますとか、そのようなことのほかに臨戸訪問というのもやっております。臨戸訪問につきましては、月に1回、2回というところでございますけれども、だいたい40件くらいを回っております。現在、滞納者はだいたい950名くらい管理している患者さんがおりまして、これの金額が、懸念される数字が先ほど言いました9,000万円くらいになるものであります。

その督促の方でございますけれども、15年度から職員を1名採用いたしまして、未納の方に専属で回収にあたっております。

未収金につきましては以上でございます。

○委員長（伊藤 鐵） 永嶋さんは整備課長か。

○病院整備課長（永嶋英和） 整備課長の永嶋と申します。よろしくお願いします。

嶋田先生からのご指摘の、一部病院建て替え等について答弁させていただきます。

病院自体本体の床面積は現在約8万1,000平米ほどございまして、これは先ほど先生からご指摘がありましたように建築基準法の関係から、旧耐震としては昭和46年以前、その次に57年5月に基準法が変わっております。57年以前の建物というか、床面積は、病院自体約45%弱になります。面積的にいきますと、約3万7,000平米ほどございますが、たまたまそのうち入院患者さんが収容されているところが650床、私ども現在971床の入院患者さんを収容できるようになっておりますが、そのうち約650床が旧耐震構造のお部屋になっておりますもので、外来部分をご存じのように1号館、2号館ということで新耐震の建物でございしますが、旧耐震の建物が約650、そのうち神経科の入院患者さんの250床を含めております。この部分を何とか建て替えをしたいというふうに考えておるんですが、当然病院の中でございますもので若干、建築基準法だけでなく、医療法に基づく構造等がございまして、お部屋の面積だけでなく、そういうふうになにかというんですか、耐震補強をする場合にはいろいろ、窓の灯、排煙とか、病床1床の床面積とか、そういうものが法的に限られておりますもので、どうしても補強することによってベッド数を減らさなければならない事態になりますもので、そういう意味で建て替えということを考えております。

それと、先生からご指摘の耐震診断ということでございますが、過去において、私どもは

東京の設計事務所ですが、この方に耐震構造について調査というか、いろいろ調べていただきましたが、補強する、何々するにはほとんど、今新しく建て直すのと同じ費用がかかり、なおかつ先ほどお話ししたように補強をすることによって病床を減らさなきゃならない、病室、入院患者さんのベッドを減らさなきゃならないということと、その補強している間、現在入っている入院患者様をどこの、近隣の病院ですが、そういうところで受け入れてもらわなきゃならない、いろいろの問題等を検討しまして、今回建て替えしたいなというふうに計画を考えております。

それにつきまして、病棟だけを建て替えればいいということじゃなくて、当然入院患者さんは検査に行きますもので、当然そういう患者様の動線、動く距離等を勘案しますと、新耐震構造になっている建物でも一部改修をして、検査室、放射線、レントゲン、そういう検査施設も替えなければならないということで、この金額が建物だけで今現在約170億円程度を試算しております。次いで、先ほどの改修等が約30億円程度、合算で200億円程度を試算しておる次第でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 鐵） ここで暫時休憩をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（「結構です」「委員長決めればいいんだよ」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時20分まで休憩をいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○委員長（伊藤 鐵） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

嶋田委員。

○委員（嶋田正治） 電子カルテの問題で、中央ウェブですか、コンピュータの、旭市では光ファイバーが入りましたね。そういう関係も含めて、かなり実現可能な状況になってきたんじゃないかと思うわけでして。

ただ、周りとの、亀田病院とか、特定の民間でも大きな病院とのあれはあるんですけども、やはり全体のあれを図って、そこらの小さい病院では手術にしても、あるいは内容によっては中央病院からご紹介するというような案内。したがって、そういう中で資料を、カルテを中央病院へ持ってくる。あるいは、また逆の場合も、持っていくという場合もあるだろうと思うんですが。そういう面でコンピュータをフルに活用するということは、今の情報化時代の中で、そうでないと検査なんかは、ほかの病院で検査したものをまたもう1回持ってきてまた検査するという、二重のような関係も出る格好もあり得るわけでありまして。だから、そういう点で周りの病院に対しても配慮した中でこれを進めていくということはいいいことだなと思います。

それで、医師不足の場合の問題ですが、中央病院は救急病院としての役割をしておりますね。成田空港等、国際空港がありますから。そういう不足の中で、麻酔だとか、不足の内容としては小児科だとか、いわゆる麻酔なんかで足らなくなるということは、これは外科手術をやっていく場合には、麻酔科というものはなくてはならない存在でありまして、そこが不足しているということは救急病院としての、単なる民間のあれだけでなく、市のあれだけでなく、救急病院としての位置付け、そういうものから見ても、これは非常に重大な問題だと思うんです。だから何としてでも確保していく必要があろうかと思うんです。

再度伺いますが、看護師も含めて、その対策として、私は全く中央病院の内部の問題については、今回初めてであまりわかりませんが、私の素人なりの考え方として、当然研修医さんというのは給料もだいぶ、専門医さんと比べると実際は安いわけですね。そういった点で、給料の場合で、研修医のいろいろな周辺の同じような規模の病院でどの程度の、だいたい同じではないはずですから、当然条件のいいところへお医者さんの卵として行きたくなるのは分かるわけですが、その給与の場合の近隣というかな、千葉県だったら千葉県内のいろいろな研修医の身分と、それに対する給与だとか、そういった面でどうなっているのか。特別安いならしょうがないからといって違う方へ行ってしまうという場合もあるだろうし。

また、研修医として、この間もちょっと問題になりましたが、研修医だけでなく、研修医から上がって、中央病院で働いてもらう、そういうような点で半分ぐらいしかいないというような話でしたが、それには当然何か原因があるわけです。ですから、その原因が一体何なのか、やはりちゃんと明確にしないと、この対策が講じられないと思うので、なぜ研修医が残れないのか、どのようにこれから対応していこうとするのか。また、国から指定された救急病院として、そういうことをちゃんとしていないとまずいじゃないかと思うんですが、い

かがでしょうか。

それから、第2点目ですが、未収金、せっかく治して健康になったのに未収金が払えないというような場合、いろいろ払えなくなる原因というものがあるだろうと思うんです。ただ一般的には不景気になったから払えないとか、いろいろあるけれども、どの部門でそういった部分が起きているのか、未収金というのはね。

それに対して、最近は医療費なんかも随分上がりつつあります。そういう中でポイントとなる未収金をもうちょっと深めて、内容的にどういうふうこれからしていかなければいいのか。その対策についても再度伺いたいと思います。

それから、病院そのものの建物の問題であります。これもまた国から指定されている救急病院としては、971のベッドの中で650床は全体の45%、650床が対象になっている。耐震を含めて危険な可能性のあるもの、建て替えなければならない、これからやっていかなければならない部分だというご説明がありました。これは非常に大切な問題でありまして、関東大震災がだいたい80年ぐらいでもって周期でありましたけれども、その年の段階に来ているんです。急を要していると思うんです。これに対して、当然お金がなければできないわけですが、この財源をどう確保していこうとするのかと。また、それを建て替えていくにしても、当然ちゃんとした計画がなければいけないと思うんです。一概にはできないと思いますね。直すにしても、病床を減らしちゃってというわけにはいかないわけですから、これは土地の問題も含めてこれは対応していかなければ、この問題は解決できないと思うんです。

そういう点で、これからの病院の改修ないしは建て替えという45%のこれを、どのような計画で、どの程度の年数、ちゃんとした計画があるのかないのか。もしあるとすればどのような計画であるのか、その計画を明らかにしてもらいたいと思います。

それから、そういうことで、お金は全体としては200億円ぐらいということです。財源としてどのような対応をしていかなければ、この問題を伺いたいと思います。

○委員長（伊藤 鐵） 答弁を求めます。

経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） それでは、未収金の問題につきまして、払えない状況なんでございますけれども、先ほど申し上げましたように、まず不景気というようなことが一番の原因であろうかと思っております。今1日にだいたい2件くらい発生しております。その方が全部そのまあいっちゃうという、最後まで払えないということではないんですけれども。だいたいこの前統計をとった時に2件くらいだったんですが、だいたい2件を超えて3件とかとい

う日も出てきております。

不景気のほかになんですけれども、何ですかね、家族でありますとか、そういう親子でありますとか、そういう家としての個人個人の自覚というのが薄らいでいるのかなというのがあります。実際、お訪ねに行きまして、家族の所に行きまして、それは子どもの分だとかということで私は知らないよというようなことも実際あるわけで、以前ではそういうようなことはなかったのかなと、そういうようことから多くなっているのかなというのがあります。

どの部分でということなんですけれども、特に何科というようなことではないのかなと思います。

それで、今後の対策としてなんですけれども、事務的に整理するソフトというのを今年度新たに作りまして、完成を待っているところなんですけれども、それらによりまして、きょうはどの人に対してお電話をかけなきゃいけないのかとか、そういう、あるいは数で何人いて幾らだとか、そういうような整理するソフトの購入が決まっております。

それから、その対策の2番目としましては、やはり取り立ての要員というか、先ほどご説明しましたように1名、それ用の専任の職員を雇っているわけなんですけれども、やはりその職員を増やして、その分で取り立てをきつくしていかなければならないのかなと感じております。

以上でございます。

(「病院の建て替えの」の声あり)

○病院経理課長(鎗木友孝) 建て替えの資金、財源でございますけれども、まず、今利益が出たものを要はためて、将来あるべき建て替えの費用に充てるというようなことで用意しておりますお金が、16年度決算では80億円くらいありました。そのうち使えるお金は60数億円というようなことなんですけれども、その部分をどんどん増やして、つまり利益を上げて貯金していくというようなこともあろうかと思いますが、全部の費用を出せるまでということは不可能でございますので、あとは起債による借入とか、そういうものを考えております。

以上です。

(「建て替えの計画について」の声あり)

○委員長(伊藤 鐵) 整備課長。

○病院整備課長(永嶋英和) 計画についてでございますが、一昨年から日本の病院建築に長けている設計事務所10社のうち7社によってプレゼンテーションをしていただきまして、そ

の中から、外部有識者2名の方に入っていただきまして、要用としてマスタープランの構築ということで今年度予算計上させていただきまして、今現在基本構想という形で今年度、3月いっぱいまでに企画書等々を作り上げたいと思っております。既に少しずつ始めております。

その後、一番問題になろうかと思いますが、これは地元医師会等の協力、相談も必要だし、また県、その上の国の行政官庁等とも説明なり、協議をしていかなければならないのかなと思っております。それについては18年度、1年近くかかるんじゃないかと推測されます。その後、設計等の予算計上をいただきましたら、もろもろの基本設計、実施設計ということで、これが約1年から1年2か月くらい設計にかかるのではなかろうかと思っております。その後、先ほどお話の現在考えている建て替えというか、別のというか、病院構内に建て替えを考えておりますが、これが先ほどとほぼ同じような規模なり、若干検査とか、そういうものも増えますが、約30か月等かかるのではなかろうかと思っております。

いずれにしても、今基本構想的なものを構築、作り上げておりますもので、それによって当然、先ほどお話しました一部建築基準法等ございまして、高さ制限等がございますもので、若干そういう行政官庁等の了解なり、説明を受け、なおかつ基本設計、実施設計等の予算計上を行った上でいきますもので、とんとん拍子にいきましても、先ほど経理課長がお話しましたようにお金の面もありますもので、平成21年ころになるのではなかろうかと思っております。

いずれにしても手続き上の期間等を短縮できるように努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 鐵） まだありますか。

嶋田委員。

○委員（嶋田正治） 先ほど研修医が足りないという話についても質問しましたが、要するに待遇の問題です。この問題についてはまだお答えいただいておりますが、それが一つと。

今、構想が21年ごろというようなことで、これからこれをやっていかなければならないと。しかし、この問題は今までもそういう、もうわかっていたはずなんです、どうして、やるということは計画がなければできませんから、やるということは結構だけれども、非常に何か、命とかそういうものを扱うのは待つてはくれない問題であります。だから、やっぱり早急に計画を慎重かつ、そして実効あるものを作らなければいけないと思うんです。

この財源の問題も利益の中からとか、いろいろ、国の方の補助金の問題あるだろうと思

ます。この中で、要するに建て替えをするということになると、もうそれだけでなく中央病院というのは何か中の構内を歩きますと、非常に複雑になっていて、ねずみの迷路ではないかというようなあれがあるんですが、それにしても、その土地、入院したまま壊してやるわけですから、当然そういった敷地といいましょうか、そういうものが必要だと思いますが、今の状況の中でそれは可能なんでしょうか。この2点について。

○委員長（伊藤 鐵） 次長兼総務課長。

○病院総務課長（伊東一直） 総務課の伊東でございます。

研修医の待遇というご質問ですので、まず給料の方は他の病院と比べてどうかという件につきまして、資料が若干ありますのでお答えいたします。

県内の公立病院、市立病院ですとか、組合立で臨床研修を行っている病院、手元の資料では旭市以外に2か所の数字があるんですが、1年次の給料につきましては、これは臨床研修を行っている病院、全国ほとんどすべてそうだと思いますが、年俸で決めております。年額です。それでいきますと、県内の他の2つの病院より、当院の1年次の給与の方が若干高いと。その理由は、ほかの病院は手当とか、賞与は支給しておりませんが、当院の場合にはそれも支給していると。それを含めて年額を決めていると。ですから、ほかの2病院よりは1年次、2年次もそうなんですが、若干待遇はよろしいかと。

それから、その後、臨床研修が終わりましてどうなるのかという話で、一応5年次、10年次、15年次、20年次というふうに数字を出してあるんですが、5年次、もう研修が終わりまして一応一人前の医者という段階では、旭市の病院がこれも若干上回っていると。10年次になりますと、いろいろな科によって手当等が変わってきますので、ほぼ同じくらいかなと。若干旭市の方が高いくらいの数字で、他の2病院よりは下回っているという数字にはなっておりません。

それから、給与以外の待遇につきましては、予算にも乗せてありますけれども、宿舎の確保、研修医の研修というのは勤務時間だけではございませんので、24時間勉強の時間ということですので、病院の敷地内に宿舎を用意すると。

それから、あとは各大学の何といいますか、高名なといったら変ですけども、特殊な技術を持って日本国内でも先駆的な先生ですとか、あるいはアメリカの大学病院から講師を呼びまして研修医の教育にあたらせるといったようなこともやりまして、研修医の確保に努めているといったような現状でございます。

○委員長（伊藤 鐵） ほかに質疑ありませんか。

(「答弁」の声あり)

○委員長(伊藤 鐵) 整備課長。

○病院整備課長(永嶋英和) 先ほどの嶋田先生のお話の中で建て替えの関係でございますが、新耐震以前の建物が、南側部分がそうなのですが、幸いなことにほとんどが3階建てで、一部4階建てがございます、そういう意味で今回、前の駐車場に考えております。それについては先ほどのように、旧建物がほとんど3階建てでございますもので、そういう面で縦に伸ばすということにすれば、敷地的にも少ないという言葉はあれですが、それでできると思います。

それで、駐車場が当然犠牲になりますが、現在もう既にそういうことで若干、近隣の農家の方といろいろ協議をしまして、少しずつそういう駐車場をとすることを考えております。

また、構内においても、患者様が駐車場が遠くては困りますもので、一部2階建て、もしくは3階建ての駐車場ということも、今回の基本構想の中に入れて草案的に順次進めているところでございます。

以上でございます。

(「委員長」の声あり)

○委員長(伊藤 鐵) まだありますか。

(「もう1点だけ」の声あり)

○委員長(伊藤 鐵) 簡単、簡潔をお願いします。

○委員(嶋田正治) 簡単です。その土地の問題で、駐車場の問題でも、一部何か買収できなかったというのか、あれは田んぼの中にありますが、そういった土地そのものの、今年はそういった買収計画とか、今までどういうふうに来てきて、そしてこれからそういった、今現在どういうふうになっているのか。ちょっと真ん中にぽこっと穴があいているという、そういう状況があるわけですが、敷地の問題としてもいろいろ問題があると思ひまして伺いました。

○委員長(伊藤 鐵) 整備課長。

○病院整備課長(永嶋英和) 今、先生がおっしゃいましたように、病院入り口付近に農地等がございます。2名の方の所有者がおります。これは、実を言うと20数年前から土地収容法等々にかけていろいろ伺っておるんですが、いまだにいい返事はもらっておりません。ただ、これも今後も誠意お伺いしまして、買収できなくても賃借までも含めて進めいきたいと思っております。

以上です。

○委員（嶋田正治） どうも委員長、すみません。

○委員長（伊藤 鐵） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、初めてで極めて初歩的な質問なんですけれども、3ないし4点ほどちょっと教えていただきたいと思います。

議案第8号の13ページですか、これに、2の流動資産の中に（3）有価証券というのがありますですね。41億5,569万9,200円という有価証券がございますけれども。これに対して、受取利息配当金というのが2,349万5,000円ほど入金しているふうな書かれ方をしていると思います。多分配当率が0.5%くらいなのかなという気がするんですけれども。この有価証券ってどんなものなののでしょうか。それをちょっと教えていただきたいと思います。これが1番目です。

2番目は、投資の中で長期貸付金3,066万9,559円、金額的にはかなり下がりますけれども、これがどんなものなのか。

そして3番目なんですけれども、これは先ほど水道会計の方でも話が出ましたけれども、収益的支出の中で減価償却費13億円というのがございますね。それと、議案の15ページの方、建設改良積立金というのが64億円ありますけれども、この減価償却費というのは、建設改良積立金の方に来ているというふうに考えてよろしいのでしょうか。それが3点目です。

それから、建設改良積立金64億円となっていますけれども、これがどういう形になっているのか。その4点を教えていただきたいと思います。

○委員長（伊藤 鐵） 経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 1点目の有価証券なんでございますけれども、額面で46億1,000万円ということなんですけれども、国債を購入しております。それが全部で29本ございます。

その受取利息の方ですけれども、ほとんどこの国債によります利息でございます。

それと、2点目の長期貸付金ですけれども、こちらの方は看護学生に対しましての貸付金でございます。貸付金ですけれども、1件5万円を限度に貸し付けておりまして、人数がだいたい20数名ぐらいだったと思いますけれども。こちらの方の貸付金のお約束なんですけれども、3年間、学生の間に免許を取るまで習得するというようなことで、その生活費も含めて資金的な援助ということで行っております。この返済の方も貸し付けた年数、ですから3

年以内に返却をお願いするというようなことでお願いしております。

それと、3点目の減価償却費の金額がそのまま建設改良積立金とか、そういうようになっているのかという実態でございますけれども、今回の予算でいきますと、減価償却費の方ですけれども、13億6,900万円ほどございます。こちらの方は私どもの前の水道会計さんでもご質問があったような内容だと思うんですけれども、これは公営企業法によって減価償却しなければいけないということでやっておるんですけれども、現金ベースで考えますと、その架空の費用を乗せるということでもありますので、利益がその分出てくるというようなことなんです。現金としては、その分はどうしているかといいますと、その年度の資金的な収支の支出の方に、実際はどんどん資金を動かして使っておりますので、例えば医療機械買ったりでありますとか、先ほど説明がありましたように起債の償還に充てたりとか、そのようなことで動かしております。

それと、4点目は……。

○委員（佐久間茂樹） 建設改良積立金の形態ですね。どういうふうになっているか。

○病院経理課長（鍋木友孝） こちらの方の実際はどのようなになっているかということでございますけれども、現金、これも架空といっちは何ですけれども、事務的な整理上の金額でございますので、じゃあどこかに別に資金を貯めて預金しているかというようなことではなくて、現金預金でありますとか、国債の方に回っております金額の一つになっている、内訳となっているというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 鐵） 他に特に質疑がございますか。

阿部委員。

○委員（阿部一成） すみません、だいぶ時間が押し迫っておりますけれども、二、三お伺いしたいと思います。

初めに、これは1ページです。外来患者数で64万9,650人というふうに記載されております。1日平均患者数が3,550人ということで、このように最近、救急患者の方が非常に増えているというふうなことで、これも内訳を簡単にお願ひしたいんですが、1市3町を含めた旭市でどれくらい救急患者としていらっしゃるのか。また、それ以外の所からいらっしゃる救急患者数はどれくらいか。

それと、先ほど話がありました成田空港の方から要請があつて、こちらまで搬送されるというふうな救急患者がありましたら、その内訳をお願ひしたいと思います。それが1つ。

次に5ページです。これは金額としては大したことないんですけども、第6条で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額というふうになっています。これにつきましては、救急患者用の有料駐車場の賃貸料というのが事項として載っております。これは、平成17年度から25年度までの契約で、総額で約1億円くらいだと思うんですが、これの収支の状況について、現在まで1年間の稼働なんですけど、収支の状況について報告していただきたいと思います。

それから、私たちが公営企業としての会計になじみが薄いんですが、ここにあります6ページ、棚卸資産の購入限度額は73億5,000万円というふうに決めています。この根拠について説明をお伺いしたいと思います。それが第11条。

第12条の取得する資産というのがございます。器具備品、開発費、この開発費については、だいたいの所は資本的支出の方で、4ページの継続費の中である程度理解できるんですけども、私たちが今までなれております勘定会計では、例えば最初の磁気共鳴断層診断装置から病院情報システムまで、それぞれ数量一式ではなくて金額で表されている。合計は、この取得資産の合計になってくるというふうに、どちらかと言えばわかりやすい表示になっております。この辺につきまして、第12条の取得する資産、この総額についてお知らせいただきたい。

以上のことについて答弁をお願いします。

○委員長（伊藤 鐵） 経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） まず1点目の債務負担行為の所と、3点目の棚卸資産、それと資産の購入の所を私の方から説明させていただきます。

1点目の債務負担行為の内訳なんですけれども、駐車場が2か所ございますけれども、その収支なんですけれども、年間で月で見ますと、費用の方が2か所ですので164万100円ございます。収入の方は、その利用料ということでまちまちなんですけれども、だいたい百四・五十万円から160万円ということで、その収支につきましては毎月四・五十万円のマイナスというようなことでございます。

今回のこの目的は、ご存じでありますように救急患者用の所の駐車にほかの患者さんの方の駐車がしてあったりとか、一般駐車場につきましても、目の前にいつもほかの車がとまってしまうというような状況で、その方々にどいていただいて必要な患者さんにというふうなことがあったので、マイナスではありますけれども、それは仕方が無いのかなと思います。

それと、棚卸資産の購入限度額の方なんですけれども、その前にどのようなものを棚卸資産というようなことで事務処理をしているかということなんですけれども、薬品でありますとか、診療材料、消耗品、消耗備品、印刷製本、それと職員被服費というような物に関するものでございます。

薬品の方ですけれども、48億3,000万円、診療材料の方が23億7,000万円、それから消耗品が9,450万円、消耗備品が3,150万円、印刷製本が1,260万円、それと職員被服費の方が1,050万円というようなことで、73億5,000万円でございます。

それと、ちょっとお待ちください。資産購入費の内訳ということなんですけれども、こちらの方に載せるものは資産購入の総額をということではなくて、1件が2,000万円以上のものをここに掲載するというようなことになっております。

ちなみに、金額も予定額とか必要でしょうか。そうですか、はい。磁気共鳴断層診断装置の方ですけれども、1億8,585万円、アップグレードの方ですけれども5,145万円、線源選択型アフターローディングシステムは6,300万円、X線骨密度装置の方ですけれども2,415万円です。

それと、今回のソフト開発費の方で3点ほど上げさせていただいております17年度分ですけれども、電子カルテシステムが6億5,625万円、医事システムが5,250万円、レセプト電算の方ですけれども、2,625万円でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 鐵） 総務課長。

○病院総務課長（伊東一直） 救急の患者の件でございますが、茨城県からどのくらいというご質問だったでしょうか。

○委員（阿部一成） いや旭市内、1市3町とそれ以外。

○病院総務課長（伊東一直） 市内と市外ですね。16年度の数字でございますが、パーセントでいきますと、新旭市で35.2%でございます。茨城県から11%ぐらいあるんですが、患者が増加しておりますが、伸び率は茨城県の方が県内より上回っているといったような状況がございます。

それから、あとは成田空港の関連の患者ということなんですけれども、特に成田空港からの患者といったような統計はとっておりませんけれども、実際には来ているかもしれません。

ただ、空港内にも診療所がございますし、それからあとは成田日赤、それから日本医科大学の北総病院という大きい病院がすぐ近くにありますので、通常の患者さんはだいたいそち

らへ回っていると。あとは手術が必要だとか、特殊な患者の場合には、日本医科大学の北総病院がドクターヘリ、ヘリコプターを持っていますので、必要であれば旭市の病院の方へ飛んできるといったようなことになっております。成田の消防局の方とも、病院の方は連絡とか連携とかっておりますので、空港で飛行機事故があった場合にはヘリコプターで病院へ搬送するといったようなシステムになっております。

来週20日に空港で飛行機事故を想定した救助訓練がありますので、旭市の病院へ、自衛隊のヘリコプターを患者を送ってくるといったような訓練をやることになっております。

以上です。

○委員長（伊藤 鐵） 阿部委員。

○委員（阿部一成） 今の説明の中で、救急患者は1市3町の中で35.2%、茨城県は11%、残りの54%って、成田の方はほとんど現在では、このパーセントの中には入ってくるだけの人数ではないといいますと、残りの54%は1市3町以外の千葉県内の救急患者というふうに理解していいですね。

○病院総務課長（伊東一直） 2次医療圏、香取、海匝まで、旭を含めて2次医療圏だと75.5%、この近辺の患者が75%ぐらいと。その他の千葉県の患者まで入れますと85.8%。先ほど言いましたけれども茨城県が11.2%で、その他県外が3%といったような数字になります。ですから8割方、この香取、海匝地域だというふうにご理解いただいた方が、患者の分布としてははっきりすると思います。

○委員長（伊藤 鐵） 他に特にございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 1時10分

○委員長（伊藤 鐵） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第9号について、飯岡荘支配人は説明をしてください。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、国民宿舎の方から、9月21日にご説明いたしましたけれども、若干追加して説明をさせていただきます。

他の2会計同様、予算の編成の仕方につきましては、7月から来年3月までの9か月予算となっております。

予算書、別冊になっておりますけれども、1ページをご覧をいただきたいと思います。

利用者数という欄がございますけれども、宿泊で1万6,215人、休憩で1万69人となっておりますけれども、これは通年ベースで予定しておりました宿泊2万人、休憩1万3,000人、これから4月から6月までの実績の数値を差し引いたものでございます。

続いて2ページをご覧をいただきたいと思います。

3条予算でございますけれども、前回の補足説明の中で、利益の方ですけれども、税込みで1,778万5,000円ということで申し上げました。この数値ですけれども、前半の4月から6月までの実績は入っておりません。したがって3か月間の実績が税込みで586万9,000円でございますので、この予算の本来の通年ベースでの利益の方が税込みで1,191万6,000円ということになります。税抜きで965万5,000円を予定していると、こういうことでご理解をお願いをしたいと思います。

それと4条予算の方ですけれども、今回2,515万5,000円を予定させていただきました。これは前回ご説明申し上げましたとおり、新館のエアコン工事でございまして、エアコンを改良する工事でございます。全部で16室ございますけれども、室外機を3台設置いたしまして、28キロワット2台、22キロワットを1台、これで新たにエアコンの方を設けるものでございます。

それと、企業債の償還金とございますけれども、これは平成5年度に客室改修をやりました。約1億8,000万円かかっておりますが、その一部の償還金がまだ残っております。平成19年度まで償還に充てる予定になっております。

それと、私どもでいいます、3ページ目ですけれども、棚卸資産、国民宿舎でいう棚卸資産ですけれども、食事材料費、それと酒類、飲料材料費、それと売店材料費、それと私どもは温泉の方ボイラーを使いますので、この燃料費、これが棚卸資産ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でさらに追加説明をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○委員長（伊藤 鐵） 飯岡荘の支配人の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

阿部委員。

○委員（阿部一成） 阿部でございます。

朝方からただいままで、例の企業会計についていろいろと説明がございました。順次検討している中でいろいろと伺ったんですが、国民宿舎飯岡荘の企業会計予算、先ほどの説明によりますと新館の方のエアコンの設置とか、前に修理工事を行った分についての償還についての説明が補足説明としてございました。現状では、これは建てて何年もたつと思うんですが、改修工事とか、大規模なものは特に継続されているのかどうか。初めての予算に当たりますので、私どもはよくわからないので、その辺の所についての説明をお願いします。

○委員長（伊藤 鐵） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それではお答え申し上げます。

これは阿部委員のご質問ですけれども、政策的な問題になりますので、私の方で明言することはできません。しかし、ご存じのとおり飯岡荘につきましては昭和42年に開館したものでございます。増築等もしておりますけれども、今年でちょうど39年目になります。この償却年数でございますけれども、一応60年ということで現在償却をしているところでございますけれども、やはり老朽化は否めません、ご指摘のとおりでございます。

それで、これは飯岡荘を含めまして全国で現在176の国民宿舎がございます。当時は300以上あったわけですが、現在176の宿舎でございますけれども、老朽化の問題で今岐路に立たされているといいますか、そういう問題が全国ベースでございます。したがって、当然、阿部委員おっしゃいますように将来計画を立てなければならないというような状況にあると思いますけれども、現在の所4条予算で今年もエアコン工事をやらせていただきますけれども、このような形で、まだ内部留保資金、建設改良積立金等もございますので、要所要所を改良することによりまして、新たな固定資産の取得になりますけれども、当面は対応させていただきたいということで、それ以外の将来的な問題につきましては、やはり上司の考え方もございます。また、議会の皆様方とも協議をしていかなければならない問題でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（伊藤 鐵） ほかに質疑はありませんか。

（「一つ聞きたい問題、委員長いいですか」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） 林委員。

○委員（林 一哉） 飯岡荘の東側ですか、元の浜富士の敷地、あそこは何か旧飯岡町で買っているというような、地続きになっていると思いますけれども、あそこは何か計画があるんですか、その点だけをお聞きしたいと思います。

○委員長（伊藤 鐵） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） ただいまの林委員からのご質問ですけれども、当然私どもは隣があいておりますので、注目はしておるところでございますけれども、新しい市になりました、これは有効活用することは当然だと思います。しかし、現在の所飯岡荘を含めて、企画の方はちょっとわかりませんが、計画はないというふうに今の所は思っております。

私どもは若干資料がございまして、970坪ほどあります。しかし、ご覧のとおり、ちょうど道路沿いの方ですけれども、1軒家が建っておりますけれども、民地が1軒ございまして、その辺の問題もあると思いますけれども、そういったことで注目はしておりますけれども、これも政策的な問題になると思いますので、もし意見がございましたら承っておきたいというように思います。

よろしく申し上げます。

○委員（林 一哉） どうもありがとうございました。

○委員長（伊藤 鐵） いいですか。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 鐵） これより討論を省略して各議案の採決を行います。

議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 鐵） 賛成多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 号 平成17年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 鐵） 賛成多数。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決いたしました。

議案第 9 号 平成17年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 鐵） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審議は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 鐵） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 鐵） 次に、所管事項の報告に入ります。

何かございましたら報告してください。

(病院総務課長 伊東一直、「病院のベッド数の増床」について説明する)

○委員長（伊藤 鐵） ありがとうございました。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きいたしたいことがありましたらお願いします。ありませんか。

阿部委員。

○委員（阿部一成） この席からたびたび質問するのもいかがかと思いますが、今報告がございました。今年の 2 月末に15床を増床するというふうな、この分が15床増えた。10月 4 日付

の15床というのは、これは別なんですか、それが1つ。

ちょっとお待ちください。それと、中央病院としての現状の中で、ベッド数が何床これから必要なのか。その需要が見込まれるといたしますか、どのくらいあれば間に合うのかという2点についてお伺いします。

○委員長（伊藤 鐵） 病院総務課長。

○病院総務課長（伊東一直） 2月末に15床の増床を許可をいただいて増床いたしました。今回ののは、それに加えて15床でございます。プラス15で30床増床ということになるわけですが、

それでは、今後どのくらいの見込みかというご質問ですが、ちょっと今の所その予測はついておりません。というのは、周辺の病院が今、医師不足で病棟の閉鎖、あるいは科の廃止とか、そんな状況もありますし、旭市の病院としても今の数では限度があるといえますか。それから、当然ベッドを増やせば、医師、看護師、そのほかの職員も増やさなければならぬと。医師、看護師については、先ほど来のお話で確保が難しいといったような状況もございますので、それらを考えながら必要病床数というのを出していきたいと思いますが、一応基準病床というのがありまして、それに余裕が無いと当病院で増床というのはできませんので、これは人口ですとか、いろいろな要素を加えて、県の方で保健医療計画というものを立てます。その中で基準病床、香取、海浜、2次医療圏の中でトータルのベッド数が決まっておりますので、余裕があれば、そして病院の方で対応ができるようであれば、増床は考えていかなければならないかなと思いますけれども、具体的な数については今の所ちょっと予測が立たないといったような状況かと思えます。

○委員長（伊藤 鐵） ほかにございませんか。

小倉委員。

○委員（小倉輝行） 私、小倉でございます。

今合計で30床と言われておりますけれども、これは一般病棟というか、入院も扱うんですか。

○委員長（伊藤 鐵） 病院総務課長。

○病院総務課長（伊東一直） 30床全部、一般病床です。

○委員（小倉輝行） もう一つ、今他の病院が病床を閉鎖するとか、診療科目を閉鎖するとかというようなことがあるのは、この中央病院を取り巻く同じような公立病院か、それとも周辺にある法人病院か、その内容をちょっと知りたいんですが。

○委員長（伊藤 鐵） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 詳しくはわかりませんが、私どもが聞いている範囲内では公立病院であるというふうに伺っております。

○委員（小倉輝行） どうも。

○委員長（伊藤 鐵） 以上で、特にならぬでございますので、所管事項の報告を終わります。

中央病院以外の方は退席してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

○委員長（伊藤 鐵） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書の審査

○委員長（伊藤 鐵） 引き続き、全国自治体病院経営都市議会協議会より依頼のありました、自治体病院の医師確保対策を求める意見書の議決及び提出について審査を行います。

この取り扱いにつきましては、9月21日に開催いたしました全員協議会において、所管の公営企業常任委員会で審査をお願いしたい旨の依頼がありましたので、本委員会で審査するものであります。

ただいまから本件について審査を行います。

事務局、説明してください。

事務局次長。

（事務局次長 堀江通洋君、意見書案朗読により説明）

○委員長（伊藤 鐵） 事務局の説明は終わりました。

続いて、病院事務部長から参考意見がありましたらお願いいたします。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 当地域の実情にも即した適切な意見内容であると思われます。

以上です。

○委員長（伊藤 鐵） それでは、審査をお願いいたします。

意見がありましたら意見をお願いしたいと思います。

小倉委員。

○委員（小倉輝行） 確かに今発表されたように、自治体病院の医師の確保ということについては深刻化されておると。また、こういう中央病院みたいな大きな中核病院は本当に大変だと思うけれども、この中で、医師の不足というよりも、ほとんどが専門分野の医師が少ないと思うんです。特に、小児科の専門という医者が少ないとか、婦人科が少ないとか。これは一般に全国的からから見ると、医療の制度というものが改正されつつある中で、経営というものを踏まえていくと、経営が成り立っていかないと。そういう面で、同時にその所どころによってはやめていってしまうお医者さんが非常におると、そういう中で欠けていくんですね。だから、そういうわけでなかなか難しいと思いますけれども、この分野については早急に医師確保、安全な医療体制というものを踏まえてやっていくべきではないかと、そう思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 鐵） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） 特にないようでございますので、審査を終わります。

意見書の採決

○委員長（伊藤 鐵） 特にないようでございますので、自治体病院の医師確保対策を求める意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

○委員長（伊藤 鐵） なお、本件につきましては、発議案として議会へ提出することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

それでは、発議案についての提出者並びに賛成者のご協議をお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一哉） 委員長が提出者で、あとの委員さんは賛成者ということでいかがでしょうか。

○委員長（伊藤 鐵） それでは、ただいま林委員からのご意見のとおり、提出者は委員長、賛成者は委員各位とすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤 鐵） ご異議ないようでございますので、そのように準備を進めたいと思います。

以上で自治体病院の医師確保対策を求める意見書の議決及び提出についての審査は終了いたしました。

○委員長（伊藤 鐵） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変どうもご苦労さまでした。

中央病院の皆さん、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 伊 藤 鐵

総務常任委員会

平成17年10月14日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項

出席委員（18名）

委員長	神子功	副委員長	高木武雄
委員	加瀬実	委員	羽田清太郎
委員	鈴木正道	委員	菱木勘兵エ
委員	岩崎好治	委員	嶋田茂樹
委員	林俊介	委員	齊藤勝昭
委員	平野浩	委員	日下昭治
委員	大久保源一	委員	佐藤章吾
委員	内田芳助	委員	高木寛
委員	高野宇一郎	委員	伊藤房代

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（52名）

助役	重田雅行	総務課長	増田雅男
新市行政長	加瀬博夫	秘書広報課長	平野哲也
企画課長	加瀬正彦	財政課長	高埜英俊
税務課長	江ヶ崎純敏	市民課長	小長谷博
海上支所長	木内孫兵衛	飯岡支所長	佐久間俊雄
干潟支所長	木内國利	会計課長	遠藤純夫

消 防 長 佐 藤 眞 一
そ の 他 担 当 員 3 8 名

監 査 委 員 長 花 香 寛 源
事 務 局

事務局職員出席者

事 務 局 長 来 栖 昭 一
主 任 主 事 飯 笹 浩 一

主 任 主 事 飯 田 裕 紀 子

開会 午前 9時56分

○委員長（神子 功） おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。

定刻より少し前ですが、委員の皆さん全員お集まりでございますので、ただいまから審査に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（神子 功） 異議なしということでございます。

それでは、早速進めたいと思います。

あらかじめご了解をいただきたい点がございますので、よろしくお願いいたします。

市の取材のために、この後、本委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承いただきたいと思います。

ただいまの出席委員は18名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

まず初めに、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。総務常任委員会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、委員の皆様にご審議をお願いする案件につきましては、議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の1件でございます。議会の冒頭で市長からご説明いたしましたように、今回の予算につきましては本年7月から明年3月までの9か月分の本予算を編成したものでございます。内容につきましては、基本的には旧市町の計画、事務事業引き継ぎ、また新市の一体性の確立を最重点に住民福祉の一層の向上を図ることに十分配慮した予算でございます。

委員の皆様におかれましては、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、あいさついたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（神子 功） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 27 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号 平成 17 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項の 1 議案であります。

これより議案第 1 号の審査を行います。

初めに、各担当課長は説明をお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 特に補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 特にないようですので、これより議案の質疑に入ります。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

加瀬委員。

○委員（加瀬 実） 1 点お尋ねしたいと思います。

先ほど助役のごあいさつにもありましたとおり、本予算は 7 月 1 から来年 3 月 31 日までの予算でございますが、この中におきまして新市合併の特例債が入っているか入っていないか、この 1 点だけお尋ねしたい。仮に入っていれば支出の方ではどの辺にされているのか、見渡すところ入っていないようでございますが、本来ならばもう合併したわけでございますので特例債という形もあろうかと思いますが、その点を 1 点伺いたいと思います。

○委員長（神子 功） 加瀬委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） お答えいたします。

本会議でも議論がございましたけれども、海上中学校の建設事業に合併特例債を使いたいということで、ただいま手続き中でございます。もし万が一それが駄目な場にはほかの起債を使いますけれども、今はその手続に向けて一生懸命やっているところでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 加瀬委員。

○委員（加瀬 実） この予算書を見ますと、1 億 1,300 万円だったか収入面では入っているようでございますが、これ以外に特例債を使うということですか。

○委員長（神子 功） 加瀬委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） お答えいたします。

予算書の39ページに市債ということで教育債というのがございます。これ3億8,000万円を予定しておりますけれども、これが合併特例債を予定しているものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかにございませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 確認させていただきたいわけでございますけれども、私ども町の際には委員会の審査というのは経験してございません。今後、この議事運営に当たりまして、質問等、一般質問等と同様まとめてやらなければならないのか、それとも款項ごとに一つずつ質問していいのか、その辺を伺いたいんですけれども。

○委員長（神子 功） 質疑に入っておりますので、総務としては歳入歳出がございしますが、一括して質疑のある方はまとめていただいて質疑をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。時間もございしますので、ひとつまとめていただいて、質疑のある方は分かりやすく質疑していただき、答弁の方は簡潔に答弁をしていただくようお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） それでは、質疑のある方、続いてお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木 寛） 1点お伺いいたします。

ページ数でいうと27ページなんですけれども、県支出金の総務費県補助金の中に今まで干潟町にはこういう項目は出ておりませんでした。これは当然合併したからこういう交付金が出たわけございましょうけれども、ふさのくに合併支援交付金、これが1億4,000万円計上されております。その下に補助率と定額と書いてありますけれども、これは今後來年、再来年というように見込まれるのか。それともう1点は、これはどういうところに主に使われるのか、この2点をお伺いいたします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

ふさのくに合併支援交付金でございますが、今年度1億4,000万円ということで、これの使途につきましては電算の統合事業に使用してございます。

それと、次年度以降の交付の関係ですが、5年間で今回1市3町、四つの市町村が合体してございますので7億円ということで、これを5で割りまして1億4,000万円ずつということになっております。ですから、16年度も実は1億4,000万円入ってございますので、あと来年度以降3か年いただけるというふうに考えています。

以上です。

○委員長（神子 功） ほかにございませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） まず、収入の方から伺いたいと思います。

市税について、今年度につきましては各市町等の予算を立てたものを継続されているわけですが、本年はこの審査には若干かけ離れるかも分かりませんが、来年度以降の調定額に対して予算額を設定する場合に、今後どのような方向で進まれるのかまず1点伺いたいと思います。当然各市町、調定額に対して予算額が違っていると思います。そういうことでまず伺いたいと思います。

続きまして、51ページにおいてコミュニティ施設管理費等のようなものが出てきておりますが、管理費でございますので、どのようなものを管理する経費なのか伺いたいと思います。

それから、62ページですか、沖縄交流事業等々のものが金額的には小さなものでございますが、これらがどこの市町なのか、あるいは今後こういうものを取り組まれた際にはこういうものに、事業にのっていく市民がございませうかどうか、その辺も聞かれたらどのように答えたいのか併せてお願いしたいと思います。

もう1点、66ページになりますが、区長等の報酬ということでございますが、多分旧市町においては区長等の報酬等が全く扱いが違ったと思いますので、その辺を併せてどのように対応されるのかを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、私の方で税の18年度以降、予算をどのような方向で調定していくかということについてお答えいたします。

予算の作り方、税の調定の見込みの立て方につきましては、旭市もほかの3町も同じであろうと思いますが、課税の状況をデータを調べて過去の決算の状況から数年間の経済あるいは徴収率の推移を見て、これからの傾向を予測した上で調定額を見込むという方法で調定額を見込むことになろうかと思います。

それから、徴収率につきましても、過去の実績に対して現在努力している、その努力がどのような傾向として現年度に反映されているか、それらも考慮しながら、その前年度といえますか、予算を調整する年度での見込み徴収率を立てて、それを次年度の徴収率の見込みとして予算を作るというやり方でやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（神子 功） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 日下委員のご質問にお答えいたします。

まず、51ページのコミュニティ施設の関係ですけれども、これにつきましては、実は旧千潟町にございますふれあいセンター、コミュニティセンター、それから農村改善センター、多目的研修センター、これらの管理に伴うもので農水産の所管になるものでございます。

それと沖縄交流事業でございますが、これにつきましては旅費、それから消耗品、それから通信運搬等がのっているわけですが、旧飯岡町の予算計上してあったものをそのままスライドしてのせたと。旅費につきましては3名分の沖縄の旅費、それから消耗品につきましては物産の交流を行うという予定がございましたので、それらをのせてあると、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から66ページの自治振興事務費の区長の報酬についてお答えいたします。

今年度区長会につきましては、統合せず旧1市3町そのまま活動をしております。それで、来年度から統一しようということで区長会の方では一応協議が調っているようです。それで報酬につきましては今年度は旧1市3町のままでいって、18年度統合できましたならば区長手当、そういうものにつきましてはすべてなくしまして行政連絡事務委託料という形で各区へ流すと、そのように協議が調っているようでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） 税の方に関してでございますが、調整はそのような形でやるのが当然でありますけれども、やはり問題は徴収率にかかってくると思うんです。不納欠損等がかなりどこの市町においても多い。恐らくそういうものに対して調定しても、要するに、課税しても徴収できないというのが、実態が今現在かなりクローズアップされている、各自治体ある

と思います。そういう中においてでございますが、当然恐らく私個人的な考えを申し上げてしまうか分かりませんが、職員もかなり今回合併において各部署に配置されるのが多くなった、あるいはもっとこれから職員の削減、職員皆さんの中で削減ということは失礼な発言か分かりませんが、当然しなければならないと。そういうことを考えた上において、やはり徴収等については各税務担当室ですか、各市町等で行うものなのか、あるいは市全般というんですか、そういう形でやるものか、その辺をもう1点伺っておきたいと思います。特に徴収率を上げていただきたいというのが私どもの願いでございますので、そういうことでお願いをしたいと思います。

それと沖縄交流事業、旧飯岡町で行った事業であるということでございますが、そうしますと、これらについては遠くに参加等についてはこだわるとかそういうものではないように感じたわけでございますけれども、そういうことで理解していいのかどうか、もう1回確認したいと思います。

それと、区長会の、実はそういうことが果たしていいのか悪いのか分かりませんが、ある区長と話をした際にでございますが、今まで旧海上町でやってきた、区長も変わりますので、その辺をどう理解したのか分かりませんが、旧旭市の区長会事業にぜひ沿ってやらせてくださいと、実はそういう話をある区長から聞いたわけでございますので、その辺どのようにこの予算が立てられたのかと思いましたので、その辺、確認の意味でお聞きしたわけでございますけれども、今後18年度につきましては、やはり統一した区長会の活動ですか、そういったものでぜひお願いしたいのと、そういうことも併せてお願いしたいと思います。その辺よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 徴収率を上げるための対策でございますけれども、これは16年度の決算を旧1市3町を見ても、旭市だけが多少持ち直したほかは旧3町とも残念ながら15年度から見ると、ほとんどが下がっているという状況でございます。旭市も15年度までは徴収率は下がる一方という状況でございました。本会議でも申し上げたかと思いますが、16年度、旭市におきまして断固とした滞納処分を行うという方針を立てて、督促に応じないという不誠実な方に対しては財産調査を行って差し押さえを行いました。こういうことが市の態度が変わったということでPR効果を生んで、16年度は徴収率を上げるということができたと考えております。

したがいまして、今後の滞納対策といたしましては、財産がありながら納めない方に対しては積極的に滞納処分を行っていくという考えであります。ただ、支所におきましては、税務室の人数は削減されております。海上支所で5名、飯岡と干潟支所では6名ずつということで、通常の業務、証明等のほかに固定資産、家屋の調査だとか、そういう調査業務を行っておりますし、また各支所での臨戸徴収可能な方への臨戸徴収も支所で随時行っております。ただ、それに応じようとしないような滞納者の方に対しましては、本庁の税務課で全域をカバーいたしまして滞納整理、滞納処分の手続を行うということにしております。

以上です。

○委員長（神子 功） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、日下委員の沖縄交流事業の関係で今回予算にのっているものだけ今ご説明申し上げたので、説明不足があったと思います。これにつきましては、このほかに児童交流を実施しておりまして、その委託費が旧飯岡町の4―6の予算にございまして、その中で既に6月に旧飯岡町の子どもたちが沖縄訪問を実施しております。これにつきましては、子どもたちの相互訪問というのを主流で平成10年度以降実施しておりまして、今年度につきましてもそのまま予算計上してございましたので、継続してのっているということでございます。参加の方、特にこだわりがということがあったんですけども、これについては児童交流を中心にやっていたと。その中で、あと物産展の消耗品等についてはそのまままだ支出してございませんでしたので、ここに再度計上したというような形になっております。

以上です。

○委員長（神子 功） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 区長会の関係でございますが、運営等につきましては先ほど申し上げましたが、旧旭市の方法でいくと。ただ、行事の中身につきましてまでは旧旭市でやるというのは私どもでは確認しておりません。各区長会長、役員の方で話し合いをしているようでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） ほかにございませんか。

齊藤委員。

○委員（齊藤勝昭） 農林水産業費の中の農業振興費の中で、まず166ページから……

○委員長（神子 功） すみません、齊藤委員、主管がそれは農水産課の所管になりますので、

ここでは……。お手元のこの議案書がありますけれども、まず総務に関係するのは歳入です。それから総務費の２款、それから消防費です。それから土木の一部の住宅の関係の一部です。そういうことで、そのことについて審査をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

林委員。

○委員（林 俊介） 私の方から２点だけお尋ねをしたいと思います。

最初に、商工費189ページでございますけれども、この中で19番です。負担金補助及び交付金、この旭市空き店舗活用事業補助金110万円とありますけれども……

○委員長（神子 功） 林委員、それは商工費です。

○委員（林 俊介） 商工振興なかったか。

○委員長（神子 功） 商工費は建設経済です。

○委員（林 俊介） 前議会と勘違いしました。すみません。

○委員長（神子 功） ほかにございませんか。

高木委員。

○委員（高木 寛） それでは、町の段階との質疑の仕方というか、町の段階では常任委員会でこういう質疑しませんでしたので、かなり長くなる可能性もあるんですけども、執行側でご理解をいただいて、それに合った答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（神子 功） 高木委員、ちょっとよろしいですか。

質疑の内容が分かるように、ページ数で追っていただけるものについては何ページの何というふうに言っていただければ答弁しやすいと思いますので、ご配慮いただきながら質疑をお願いいたします。

○委員（高木 寛） 分かりました。それでは、歳入について18ページの地方交付税についてお伺いします。

地方交付税と特別交付税がありますが、合併しても若干は減るでしょうけれども、ほぼそれぞれ旧市町ごとにもらっていた交付税は変わらないということを聞いてきたんですけども、この方向というのは変わらないでしょうかということを確認したいと思います。

それから、20ページの使用料及び手数料についてです。この中の２の衛生手数料の説明項目にあります塵芥処理手数料２億1,000万円余りですか、このことについてもうちょっと具体的に聞いてみたいのは、それぞれといいますか、今度合併しまして約２万1,000世帯余りになるわけなんですけれども、これを単純計算していただきまして、１世帯当たりごみの

手数料といえますか、どのぐらいの負担になっているかというのを計算上お示しいただければありがたいと思います。

それから、38ページです。雑入について、それぞれ説明項目の中で旧市町ごとの剰余金が計上されていますが、これは一般会計の余りだというふうに伺っておりますけれども、この数字はそのまま間違いなくされているのか、私も検討していなかったもので、その辺のお答えをしていただきたいと思います。

それから、39ページの先ほどちょっと出ましたけれども、教育債の海上中学校建設事業債3億8,000万円、これが特例債事業に申請しているということなんですけれども、この事業がもし認定されたならば特例債全体の金額が減るわけです。この合併特例債を海上中学校の建設に充てることによって違う事業がなくなるということになると思うんですけれども、それはどういうふうな状況になるのかということです。

それから、44ページの議会費の中の私どもがいただける政務調査費交付金498万円ですか、できますれば、それぞれ決算につながるとは思いますけれども、それぞれ議員どのような使い方をしてきたのかということは、これは予算なんですけれども、これからの方向としてそれぞれ議員、例えばこの政務調査費にどういう細目に使ってきたのかというのを一覧表なりして住民に公表するというような方向性は持てないでしょうかということです。

それでは、今度は歳出です。51ページの一般管理費の庁舎改修事業で5,900万円ですか、この中の工事請負費で庁舎改修がされる方向の工事の予算が計上されていますが、庁舎耐震調査をされたというふうに聞いておりますが、その耐震調査との関連で単に議席を増やすとかという方向も当然この中にはあると思いますけれども、耐震調査をされての耐震調査に対する改修工事というのはされたのかどうかということです。していくのかということであります。

それから、61ページ、企画費です。この中の東総地区広域市町村圏事務組合負担金1,500万円、4ヘクタール土地をお買いになったというお話を聞いておりますが、このことなのかどうかということです。

それから、67ページの地域振興費の中にありますコミュニティ育成事業です。それぞれ各市町でやられてきた事業を継続されてきたとは思いますが、これらの内容について伺います。

それから、次のページの68ページです。地域振興費の中の説明項目の13です。委託料で1,700万円ですか。このコミュニティバス運行業務委託料、この金額というのはどういうところに行くのか、どこに委託したのか。千葉交通ではあろうと思いますが、その辺をお聞き

したいと思います。それから14の説明のところ自動車借り上げ料400万円余り、これは、先ほどの業務委託したのと合わせて、要するに、その業務委託料の中に借り上げ料というのは入っていない別物だというふうには思うんですけれども、要するに、こちらの業務委託料したのと自動車借り上げ料は計上上違うというふうには理解しますけれども、どのような車を借り上げたのか、要するに、違いを聞いておきたいです。

併せて、諸費の中の13の説明項目の委託料である運転業務委託料、これは一体誰に払っているのかということです。先ほどの関連で答えをお願いします。

それから、全体で項目が無いんですけれども、この一連の流れの中で栗源発旭中央病院行き、それから干潟発といいますか終点があるんですけれども、海上周りの中央病院行きのバスです。特に栗源発中央病院行きのバスに対して私どもにお話があったのは、今までは干潟町と山田町と栗源町で負担金をしたバス停が何か所あるんですけれども、旧干潟町では10か所あったんですけれども、今度の場合、合併されまして旭市も当然中央病院に行くから路線に入るんですけれども、ぜひそのバス停を旧旭市の地域につくってほしいという住民からの要望がありますので、それをご検討していただきたい。場所的には大正道路上の江ヶ崎と、それから琴田沖といいますか、その辺2か所辺り欲しいなという住民からの要望がありましたので、ぜひご検討をしていただきたい。以前は聞くところによりますと、旧旭地区に停留所を設けるということになると負担金を出さなければいけないというお話があったそうなので、今度合併されましたので実現の方向でぜひ住民の要望をお聞きしていただきたいというふうに思います。

それから72ページです。賦課徴収費の中の説明8の方の報償金について伺いますが、74ページに関連して市税の徴収補助員1名で120何万円とありますが、この報償金というのは一体誰に払っているのかということで、74ページの方の報酬の市税徴収員補助で1人雇われまして120万円余り支払う予定なんですけれども、先ほどもありましたけれども、徴収率を上げるというような方向で、今1名では足りないというような危惧もしていますので、これを増員して二・三人、その辺は人数はともかくとしてやはり増やす必要があるのではないかとというふうに思われますので、その辺のご回答をお願いします。

それから140ページ、環境衛生費、負担金補助及び寄附金……

○委員長（神子 功） 高木委員、それは文教福祉になります。

○委員（高木 寛） 先ほどの関連でごみ処理の問題でお聞きしたいなと思いましたがけれども、部分的には駄目なんですか。

○委員長（神子 功） それは所管が違います。

○委員（高木 寛） 分かりました。これはカットします。

それでは、215ページの土木費です。住宅事務費の内容をお聞きしたいと思います。

それから、217ページの説明項目6の高齢者向け優良賃貸住宅事業です。海上にあるというようなお話は聞いていますけれども、具体的にどのようなものであるのかということであります。

○委員長（神子 功） ただいまの質疑は所管と外れます。執行部の方につきましては、外れるものについては外れますということで、幾つか質問がありますので、その辺はご理解をいただきながら答弁をお願いしたいと思います。

質疑を続けてください。

○委員（高木 寛） 分かりました。すみません。

それから、220ページの消防費についてお伺いをします。1の1目の常備消防費の中の消防関係職員給与費128人ということなんですけれども、この間の決算分科会の報告の中でちょっと触れられていましたが、5人ほど市の職員といたしますか本庁の方から出向しているんです。この辺でこの定員との関係でどのようなふうになっているのかということをお聞きします。

それから、222ページの説明項目の4です。消防車両整備事業3,600万円余りなんですけれども、聞くところによりますと、飯岡分遣署の救急車がかなり老朽化しているというお話がありますけれども、この辺の買い替えのことになるのかということも併せてお聞きします。それから、その上の15の工事請負費、携帯119番指令台受信工事、これは具体的にどのようなものをお伺いします。

それから、2の非常勤消防費の中の説明事項1の非常消防事務費の中の消防委員9人と書かれておりますが、これはどういうメンバーなのかということ、議員が消防委員に含まれている9人なのかどうかということです。

それから、226ページの備品購入費の車両購入費1,900万円余り計上されていますが、先ほどの質問したところと同じものなのかどうか。

あと、全体的にかかわることで市の職員のことで職員数というか、それぞれ担当部局に職員が配置されておりますけれども、その担当部局ごとの職員数と予算計上上の数の乖離があるということが言われていますけれども、職員録にあるそれぞれの課の職員数と予算上の職員数のことについての一覧表の提出をぜひお願いしたいと思います。

ざっと長くなりましたけれども、以上よろしく申し上げます。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、私の方から何点かについてお答えいたします。

まず予算書の18ページの地方交付税の関係でございますけれども、合併して今後減るのか減らないのかというような確認ということでございましたけれども、地方交付税の算定でございますけれども、人口10万人の団体を標準団体として積算いたします。それよりも規模の小さい団体につきましては、段階補正ということで割り増しと申しますか、いい率でもらえるんですけれども、小さくなればなるほどいい率でもらえるということになります。旧1市3町を比べてみますと、やはり4万人の市と1万人くらいの町ではそれなりの差があったというふうに認識しております。これが合併いたしまして今度7万人の市になるわけでございますから、7万人の市で計算すれば当然1市3町で計算したものの合算よりも少なくなってしまう。それを防ぐために合併算定外手続なんですけれども、10年間プラス5年間の経過措置がございますけれども、それは旧市町村の段階でもって、規模でもって計算してそれを集計する。それから片方、一般算定というのがありまして、これは7万人で計算する。その有利の方を選択できるということになっております。ですから、制度といたしましては、合併しましても旧1市3町のレベルが10年間と経過措置の5年間は維持されるということなんですけれども、地方交付税自体が今、制度が大変動しておりますので、制度自体が変わって減ってしまうということになれば当然金額が減るということもあります。ある時点の金額が10年間ずっと保障されるというものではございませんので、よろしくお願いいたします。

それから、20ページの関係で衛生手数料についてのご質問がございましたけれども、これは大変恐縮なんです、文教福祉の所管事項でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、38ページの雑入の関係でございます。ここに旧1市3町からの歳計剰余金ということで29番から32番まで、それから今度一般会計の中に入ります塵芥処理組合、消防組合、それから飯岡、海上の給食組合、それからそのほかの情報センター、青少年センター、それから合併協議会というようなもので剰余金が入っておりますけれども、これは通常ですと16年度分の繰越金が今回繰越金ということで予算計上されるはずなんですけれども、これは本会議でも議論ございましたけれども、今回の場合にはそういうことができませんので、すべてこの歳計剰余金ということでひっくるめて新市に引き継がれるということになるわけでございます。

金額につきましては、たしか本会議でお答えしてあったと思います。それで、この金額が大きいということなんですけれども、これは地方交付税が年に4回入るわけなんです、それが4月と6月の2回分入っております。ですから、1年分の半分が入っておりますので、この金額がかなり大きくなってしまっているということでございます。

それから、39ページの教育債の関係、合併特例債を使いたいということを先ほど申し上げましたけれども、枠が減るのではないかとご質問がございました。この枠というのは多分新市建設計画の中で合併特例債を充当したい事業がこれこれありますということをお示ししてありまして、その中に新たにこういうものが入ると減ってしまうのではないかとご質問だと思っておりますけれども、あの事業の枠自体が合併特例債が使えますという枠の全部を使い切っているわけではございません。ですから、その枠が減るということではありません。それと、これからいろいろところで合併特例債をなるべく使いたいということで事業をやってまいりますけれども、起債の申請というのは一つ一つ国で審査されるわけですから、枠があるからいいとか、枠を超えたから駄目とかそういうことではございませんので、よろしくお願いいたします。

あとは215ページでございます。住宅管理費についてのご質問がございました。これについてお答えいたします。

旧1市3町から町営住宅と市営住宅を引き継いでおりまして、これが団地としては全部で11団地、戸数としては434戸でございます。そのうち30戸はもう古くなりましたので、政策空き家ということで新たにお入れしてはございません。そういうものが全部で30戸ございます。この管理に要する費用でございます。修繕関係から保険料からいろいろな管理委託、そういうもののすべての費用が市営住宅管理費ということで入っております。

それから、その一番下に高齢者向け優良賃貸住宅事業というのがございますが、これは旧海上町から引き継いだ事業でございまして、自治体が直接行うというものではございませんで、県がこういう制度を立ち上げまして、もちろん法律があつてやるわけでございますけれども、県が認定をするということになっておりまして、認定をいたしますと建設費に補助が出る。それから入居者にいたしましても助成がある、これは家賃の補助でございますけれども、そういう制度でございます。それに要する費用でございます。ですから、この予算にのっておりますのは対象となります方に対する家賃の補助でございます。対象となっている方は、今16人いらっしゃいます。

以上です。

○委員長（神子 功） 議会事務局長。

○議会事務局長（来栖昭一） それでは、44ページの議会の政務調査費につきまして公開してほしいという質問でございました。これは情報公開条例にのっとりまして、旭市の方はいつでも公開しております。

それと使途について一覧表にまとめて配布してほしいということでございますが、これは先日の旧旭市の決算分科会におきまして松木委議員より要望がありましたので、現在まとめて準備をしているところです。でき次第、お配りしたいと思っております。

それと、インターネットや議会報によって政務調査費を公開してほしいということであれば、これは議会の中の問題であって、議員で話し合っどこまで載せようということでもとめてもらえれば事務局はいつでも公開する用意はございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、72ページの報償金について、この内容でございますが、これは個人市民税県民税、個人町民県民税と固定資産税についての前納報奨金分でございます。今年は6月の納期、これが6月30日が休日になりましたので2日延びまして7月2日に納期がずれ込んでおりますので、その関係で前納報奨金の分が6月末では終わりませんで、7月の方に入った分がでございます。それでございます。

それから、徴収補助員1名でございますが、一般会計では1名計上しておりますが、徴収補助員は2名をお願いしております。もう1名が国保特別会計の方で計上しております。これは国保特別会計で交付金という補助の対象事業の中に徴収補助員が入っております関係で、予算上、国保会計に1名を移したものでございます。現在2名の方で年間延べ429日徴収に当たっていただいております。まだ幾らか余裕があるかなと感じております。今後滞納整理を進めていく中で、事情があつて金融機関や市役所に行くことができないので徴収補助員をお願いしたいというケースがもし増えた場合、2名の方でちょっときついということになりましたら検討したいと思います。

以上です。

○委員長（神子 功） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは私の方から、初めに51ページの説明欄7の庁舎改修事業の関係でございますが、内容につきましては議案質疑でもお答えしましたとおり、老朽化に伴う3階部分の改修です。

なお、庁舎の耐震診断の結果でございますが、結果につきましては一部改修が必要との結論が出ております。しかしながら、あくまでも耐震改修はまず学校の方が先だと、将来を担う子どもたちの学校が先だということで、耐震診断の結果に伴う改修は学校を優先にこれから進めていく予定でございます。

それから次に、68ページの説明欄2番、市バス運営事業中の69ページにあります13節委託料、誰に支払っているのかということでございます。これは旧海上町から引き継いだものでございまして、旧海上町はバスの運転業務を民間の方1名に委託をしております。その方に支払う委託料でございます。

それから、飛びまして今度は220ページの常備消防費の説明欄1の消防関係職員の人数でございますが、現在消防署には消防吏員が125名、それから事務吏員が3名おります。その3名のうち2人が市から派遣しております。現在消防の定数は138でございます。実数は128でございますので、定数の中にはおさまっております。

以上です。

○委員長（神子 功） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、ちょっとお戻りいただきまして61ページ、19節の中、東総地区広域市町村圏事務組合の負担金の関係でございますが、委員は4ヘクタール買ったが、そのことかということなんですけれども、それではございません。これはすべて一般事務費の負担金でございまして、今回合併に伴いまして17年度の負担金については旧1市3町分すべて負担することになっておりますので、この額になっております。

なお、これは1期分はもう既に支払い終わってしまして、残りの3期分ということでございます。

それと、67ページのコミュニティ育成事業の関係でございますが、これにつきましては集会所が1棟、それから緑化コミュニティが1棟、それから区民館周辺の整備事業ということで3か所の補助が予定されており、この金額になっております。

なお、区民館が700万円で残りについては120万円、110万円という形でございます。

それと68ページです。コミュニティバスの運行業務委託料でございますが、これは旧飯岡町で走っておりましたバスの運行委託料でございまして、4から6月分につきましても支払いが7月になるということで未払いということで、こちらの方に予算計上してございまして、これで1年分すべてでございまして。委託先は千葉交通でございます。それと賃借料、自動車借り上げ料の関係ですけれども、これはバス2台分ということで、バスの種類ですけれども、

28人乗りが1台と、それから43人乗りが1台ということの2台のリース、その償却費になります。一応これにつきましては5年間という契約で別途出ることになっております。それ以降は償却費はかからないということでございます。

それともう1点、全体ということで栗源発山田、それから旭の中央病院、それから海上発中央病院へ行っているバスで、旭地区に停留所をとということで住民の要望があったということでございますが、今回その要望を伺ったのは初めてだったんですけれども、現在、バスの運行につきましては検討委員会をもって検討しておりますので、その辺の意見がございましたということで意見を出すことはできると思います。ただ、栗源から出ているバスにつきましては栗源町、山田町の関係がございまして、当然2町との協議が必要になってくるのではないかと思います。当然負担金の絡みもありますので、その辺はさらに検討していく必要があるのかと。ただ江ヶ崎地区という話が出ましたので、それらにつきましても今、交通空白区域ということで市内全域の中で検討を行っている旨、申し添えたいと思います。

以上です。

○委員長（神子 功） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） すみません、先ほど高木委員の要望がありました全体の職員数の一覧表、予算書に計上してあります人数と実数の比較表を後日提出させていただきます。

○委員長（神子 功） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、私の方から222ページの消防車両の整備事業の関係についてお答え申し上げます。

これは飯岡町の救急車かということでございますけれども、これは本署の方の2Bの予備車の更新です。飯岡町の方の救急車につきましては来年度を予定しております。

次に、携帯の119番の関係でございますけれども、これは現在千葉県内32消防本部6ブロックに分けて携帯の119番を付けております。そして今年度中に全消防が直接携帯電話からの119を受信できるように工事を進めるということで決定しております。現在もう既に済んでいるところもございまして、この我々の方のブロック、銚子あるいは八日市場、小見川、佐原、それと旭、それから成田です。このブロックの関係につきましては、3月末までにこの工事を済ませるということで現在計画をしております。この関係でございます。この携帯電話ですけれども、現在かけますと成田消防へ通じてしまいます。そうしますと、成田消防の方につきましても旭市という場所がよく分からないんです。そうしますと、ある程度場所を聞いて、さらに私ども消防本部指令課の方に転送してくるんです。そうしますと、転送し

た段階でやはり音声がかくと下がっちゃうんです。非常に確知のしづらい支障があると。そして私どもはまたさらに電話番号を聞いて、音声が小さいものですから、さらに自分の方からかけ直すという非常に不便な状態があります。これを解消するための改修工事でございます。

それから、222ページ、同じく消防委員でございますけれども、これは定数は9名でございます。内訳としましては、議会選出の消防委員が4名、これは先生も既にご存じだと思いますけれども、そして現職消防団長の充て職が1名、そしてさらに学識経験者が4名、これは名前現在申し上げられませんが、既に推薦で上がっております。現在署の方の報告の手続きに入っております。

それから226ページの車両購入費でございますけれども、これは非常備の方の旧旭市消防団7分団一部の老朽化ポンプ車の購入費でございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 議案の審査の途中でありますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時 8分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木委員。

○委員（高木 寛） それでは引き続き質問します。

先ほど伺った中で交付金のことなんですけれども、国の制度が変われば引き下げられる可能性は当然あるんだという内容のお話でしたけれども、合併して10年間は来るんだと。あと5年間でだんだん減らして行って15年目から7万2,000人の人口で来るんだというような方向が、最初に合併の協議会の中で示された数字だと思うんですけれども、当然、国が今かなりの借金財政の苦しい運営事情は分かりますけれども、何か地方にしわ寄せする制度をどんどん作られる傾向があるんですけれども、その辺で地方、要するに、自治体から何か声を上げるということはできないんでしょうか。要するに、国の制度だから黙々というか従うほかないというようなことは当然言えると思うんですけれども、その辺のお考えをひとつ伺います。

それから、バスのことで先ほど28人乗りと43人乗りのバスを借り上げるということのお話がありましたけれども、各市町ごとにはそれぞれバスを持っていたと思うんです。内容、呼び方はいろいろあって使い方もそれぞれ違うと思いますけれども、いま一度、この2台のバスの利用ですか、どのような利用にされているのかということをお聞きします。その2点よろしくをお願いします。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 地方交付税ですけれども、国の一方的なことで減らされてそのままでもいいのかというようなお尋ねだったと思いますけれども、これは、やはりいろいろな機会をとらえていけるものであれば国にもお話ししていくように、これは市長に相談することになりますけれども、そういう形でお願いしたいなと思っております。具体的にはいろいろ市長会とかそういう組織もございますので、議会の方では議長会という組織もございますので、そういうところで国の方へお願いしていくしかないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 今、バスのご質問でございますが、2台の利用の関係ですけれども、これにつきましては旧飯岡地区のバスの借り上げということで、それで28人乗りと43人乗りがあるということで、旧海上町、それから旭市、干潟町が持っていたバスとは若干利用形態が違っている。この2台については町内を循環するような形で今、運行しているものであって、1日14便という形で使っておりますので、ほぼ休憩時間が10分か15分ぐらいで常時回っているような形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 初めて体験するもので、何か議事の中で先ほど質問して、また質問することはおかしいのかと思いますけれども、進め方がなれませんが、その辺、ご理解をいただきたいと思います。

まず、消防費の中において消防友の会というようなものが予算化されております。友の会の助成ですか、補助金、これは多分旧旭市がされていたものではないかなと思います。旧海上町にもございまして、名称こそ違いますけれども、ここに岩崎委員が会長をやられていたわけでございます。しかし、海上町におきましては町からの助成金はゼロでございましたので、6月末をもって一応解散をし、そして新しい市の中でまたそういった組織があれば参加

するような方向でということで解散したわけでございます。そういうことでございますので、今後こういった形で予算がなされるということでありまして、またそういうことも併せて今後検討することになるのかなと思いますので、その辺、今後の18年度以降そういうことが考えられるのかどうか1点伺いたいと思います。

それと、消防団員につきましてでございますけれども、今回合併をされた中で消防団員1,050何名おります。合併協議会の中において合併後は再編をされるという話で、当然そういう形でいろいろな考え方はあろうかと思えます。しかし、今、消防庁辺りでは消防団員をできるだけ多く確保しておきなさいというような通達も多分来ているのではないかなと思います。しかしながら、現実としまして千葉県内、市原市がやはり1,000人を超えていると。しかし、面積等を考えてみますと、合併新市旭市の面積の約3倍もあるということの中で、多分そういう人員配置だと思います。もう既に団員からはいろいろな話が出ておりまして、旧海上町消防団はこの年度をもって改選という形でとられているわけございまして、もう既に団員数は15名だとか、あるいは10名だとかいろいろな話が出てきているわけでございます。そういうことにおいて、17年度末をもって、18年度以降再編されていくんだという話を聞いているわけでございますが、その辺の考え方ですか、18年度以降の考え方について伺いたいと思います。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、223ページの旭消防友の会の補助金13万5,000円につきましてですが、これは旧市の予算をそのまま引き継いだものでございまして、今後、旭市消防団友の会を存続させまして、旧町においても一緒にやっていくというような形で現在調整中でございます。

それから、消防団の人員の関係でございますけれども、この件は本来ならば管理者答弁が妥当だと考えますけれども、消防長として許される範囲内でお答えを申し上げたいと思います。

これにつきましては消防力の整備の指針というのがございまして、これは国が定めるものでございます。明確な人員の配置は示されておりません。ただ、国は合併後の消防団の減少は相ならんと、これを打ち出しているわけです。もしやった場合には国からの補助金は一切やらないと、これが現在言われているところでございます。

しかしながら、現旭市におきましては消防団員の確保、これはもう全国的にそうなんです

けれども、非常に困難な地区もあると聞き及んでおりますが、これにつきましては将来的には先ほど日下委員は今、18年度以降と言いましたけれども、私が申し上げるのは将来的には各関係者あるいは関係機関はそれには当然のように学識経験者等も交えて、やはり十分協議をしてこの現在18分団1,052名をやはり十分考えて分団数、部数、それと配置車両等の整備状況、それとさらに一番重要なのは人員であります。これについて十分協議して見直す必要性も必ず出てくると思います。それには何を対象に考えるかということですが、まず旭市の人口、それと面積、それから地域の形態、都市型あるいは農村型、漁村型等々ありますけれども、それと密集地等の人口密度、これらを総合的に勘案して決めていかなければならない、これは一つ、本当に重要な問題だと考えています。

以上です。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（神子 功） これより、討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告についてでございますが、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（神子 功） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（神子 功） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告してください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 別にごいません。

○委員長（神子 功） あとはよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（神子 功） あとはないということでございます。

所管事項の報告を終わります。

○委員長（神子 功） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時20分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 神 子 功